

決算審査特別委員会会議録

[平成21年 9月 8日開催]

[平成21年 9月 9日開催]

南あわじ市議会

決算審査特別委員会会議録

日 時 平成21年 9月8日
午前10時00分 開会
午後 3時41分 閉会
場 所 南あわじ市議会議場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（15名）

| | | |
|-------|---|-----------|
| 委 員 | 長 | 木 曾 弘 美 |
| 副 委 員 | 長 | 出 田 裕 重 |
| 委 員 | 員 | 吉 田 良 子 |
| 委 員 | 員 | 武 田 昌 起 |
| 委 員 | 員 | 登 里 伸 一 |
| 委 員 | 員 | 原 口 育 大 |
| 委 員 | 員 | 小 島 一 |
| 委 員 | 員 | 砂 田 杲 洋 |
| 委 員 | 員 | 森 上 祐 治 |
| 委 員 | 員 | 野 口 健 一 郎 |
| 委 員 | 員 | 福 原 美 千 代 |
| 委 員 | 員 | 乙 井 勝 次 |
| 委 員 | 員 | 中 村 三 千 雄 |
| 委 員 | 員 | 長 船 吉 博 |
| 委 員 | 員 | 北 村 利 夫 |
| 議 長 | 長 | 森 田 宏 昭 |

欠席委員（1名）

| | | |
|-----|---|---------|
| 委 員 | 員 | 市 川 一 馬 |
|-----|---|---------|

事務局出席職員職氏名

| | | |
|-------|---|---------|
| 事 務 局 | 長 | 淵 本 幸 男 |
| 次 | 長 | 前 田 和 義 |
| 課 | 長 | 阿 閉 裕 美 |

書 記 蔵 本 幸 之

説明のために出席した者の職氏名

| | |
|---------------|-----------|
| 市 長 | 中 田 勝 久 |
| 副 市 長 | 川 野 四 朗 |
| 教 育 長 | 塚 本 圭 右 |
| 市 長 公 室 長 | 田 村 覚 |
| 総 務 部 長 | 南 幸 正 |
| 財 務 部 長 | 岡 田 昌 史 |
| 市 民 生 活 部 長 | 堀 川 雅 清 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 喜 田 憲 康 |
| 産 業 振 興 部 長 | 神 田 一 彦 |
| 農 業 振 興 部 長 | 木 場 徹 |
| 都 市 整 備 部 長 | 野 田 博 |
| 上 下 水 道 部 長 | 津 谷 忠 志 |
| 教 育 部 長 | 奥 村 智 司 |
| 市 長 公 室 次 長 | 中 田 眞 一 郎 |
| 総 務 部 次 長 | 入 谷 修 司 |
| 緑総合窓口センター所長 | 長 尾 重 信 |
| 西淡総合窓口センター所長 | 濱 田 勝 美 |
| 三原総合窓口センター所長 | 榎 本 芳 史 |
| 南淡総合窓口センター所長 | 林 光 一 |
| 財 務 部 次 長 | 土 井 本 環 |
| 市 民 生 活 部 次 長 | 郷 直 也 |
| 健 康 福 祉 部 次 長 | 藤 本 政 春 |
| 産 業 振 興 部 次 長 | 水 田 泰 善 |
| 農 業 振 興 部 次 長 | 奥 野 満 也 |
| 都 市 整 備 部 次 長 | 山 田 充 |
| 上 下 水 道 部 次 長 | 道 上 光 明 |
| 教 育 部 次 長 | 岸 上 敏 之 |
| 会 計 管 理 者 | 高 川 欣 士 |
| 次長兼監査委員事務局長 | 高 見 雅 文 |
| 次長兼農業委員会事務局長 | 竹 内 秀 次 |
| 市 長 公 室 課 長 | 田 村 愛 子 |
| 総 務 部 総 務 課 長 | 佃 信 夫 |

| | | | | |
|---------------------|---|---|-------------|----|
| 総務部防災課長 | 松 | 下 | 良 | 卓 |
| 総務部情報課長 | 富 | 永 | 文 | 博 |
| 総務部ケーブルネット淡路 | 土 | 肥 | 一 | 二 |
| 財務部財政課長 | 神 | 代 | 充 | 広 |
| 財務部管財課長 | 堤 | | 省 | 司 |
| 市民生活部市民課長 | 高 | 木 | 勝 | 啓 |
| 市民生活部税務課長 | 細 | 川 | 貴 | 弘 |
| 市民生活部収税課長 | 垣 | 本 | 義 | 博 |
| 市民生活部生活環境課長 | 細 | 川 | 協 | 大 |
| 健康福祉部福祉課長 | 鍵 | 山 | 淳 | 子 |
| 健康福祉部長寿福祉課長 | 小 | 坂 | 利 | 夫 |
| 健康福祉部保険課長 | 馬 | 部 | 総 | 一郎 |
| 健康福祉部健康課長 | 中 | 濱 | 素 | 三子 |
| 健康福祉部少子対策課長 | 久 | 田 | 三 | 枝子 |
| 産業振興部商工観光課長 | 興 | 津 | 良 | 祐 |
| 産業振興部企業誘致課長 | 北 | 川 | 真 | 由美 |
| 産業振興部水産振興課長 | 早 | 川 | 益 | 弘 |
| 農業振興部農林振興課長 | 太 | 田 | 孝 | 次 |
| 農業振興部農地整備課長 | 大 | 瀬 | | 久 |
| 農業振興部地籍調査課長 | 原 | 口 | 幸 | 夫 |
| 農業振興部農業共済課長 | 北 | 川 | 満 | 夫 |
| 都市整備部管理課長 | 和 | 田 | 幸 | 三 |
| 都市整備部建設課長 | 神 | 田 | 拓 | 治 |
| 都市整備部都市計画課長 | 森 | 本 | 秀 | 利 |
| 上下水道部企業経営課長 | 松 | 下 | | 修 |
| 上下水道部水道課長 | 岩 | 倉 | 正 | 典 |
| 上下水道部下水道課長 | 山 | 崎 | 昌 | 広 |
| 上下水道部下水道加入促進課長 | 喜 | 田 | 展 | 弘 |
| 教育委員会教育総務課長 | 片 | 山 | 勝 | 義 |
| 教育委員会学校教育課長 | 三 | 谷 | 高 | 資 |
| 教育委員会人権教育課長 | 橋 | 本 | 浩 | 嗣 |
| 教育委員会生涯学習 文化振興課長 | 中 | 田 | 健 | 市 |
| 選挙管理委員会事務局長 | | | (入谷総務部次長兼務) | |
| 青少年育成センター所長 | 高 | 辻 | 隆 | 雄 |

II. 会議に付した事件

付託案件

| | |
|--|----|
| 1. 認定第 1 号 平成 20 年度南あわじ市一般会計決算の認定について…………… | 6 |
| (1) 歳入について | |
| (2) 歳出について | |
| ① 議会費、総務費…………… | 9 |
| ② 民生費…………… | 26 |
| ③ 衛生費…………… | 33 |
| ④ 労働費、農林水産業費…………… | 45 |
| ⑤ 商工費…………… | 66 |
| ⑥ 土木費…………… | 70 |
| ⑦ 消防費…………… | 76 |
| ⑧ 教育費…………… | 76 |
| ⑨ 災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、実質収支に関する調書…………… | 77 |
| (3) 財産に関する調書…………… | 78 |

III. 会議録

決算審査特別委員会

平成21 9月 8日 (火)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 3時41分)

○木曾弘美委員長 皆さん、おはようございます。

開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

残暑厳しいながらも、朝夕は初秋の涼しさを感じるこのごろであります。本日、決算特別委員会が招集されましたところ、委員各位を初め、執行部の皆様方には何かとお忙しい時期ではございますが、ご健勝にてご参集を賜り、ここに開催できましたこと、心から厚くお礼申し上げます。

本日、重要案件が提出されております。何とぞ慎重にご審議を賜り、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

市川議員につきましては、欠席届が出ております。

それでは、ただいまから決算審査特別委員会を開催いたします。

第27回定例会におきまして付託をされました平成20年度各決算についての審査を行います。

審査に入る前に、本特別委員会の運営について確認します。

審査は次第の順序により行いますが、特別会計については関係部ごとに区切り審査を行います。発言については、委員の自席で着席のまま行うこととします。なお、説明員については、起立して発言するようお願いいたします。

質疑を行うに当たって、最初は決算書の該当するページを発言した後、質疑に入るものとします。なお、歳出の審査時に歳入の質疑を許可する場合があります。資料の提出要求は委員会で決定後、委員長より行うことといたします。

傍聴は認めますが、傍聴される方は傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いいたします。お諮りいたします。

以上の確認事項についてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 異議がありませんので、ただいま申し上げた要領で審査を行います。

次に、提案理由の説明についてお諮りいたします。

各決算については、本会議において説明を受けておりますので、本特別委員会は質疑から行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 異議がないと認めます。

付託案件

1. 認定第 1 号 平成 20 年度南あわじ市一般会計決算の認定について

(1) 歳入について

○木曾弘美委員長 それでは、認定第 1 号、平成 20 年度南あわじ市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

なお、質疑は分割して行います。

まず、最初に歳入について審査を行います。ページは 12 ページから 63 ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 附属資料から少し質問させていただきます。附属資料の 10 ページになります。市民税の関係でお伺いいたしますけれども、個人市民税について、景気悪化等の影響で課税所得が低下しというふうに書いてありますけれども、平成 20 年度定率減税の廃止等も行われたというふうに思っておりますけれども、その影響はどうでしょうか。ここにはそういうことが触れられておりませんが、その点いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） 税務課長、細川でございます。

少し聞き取れなかったところもあるんですけども、法人市民税の傾向ということでしょうか。個人。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 再度質問いたします。附属資料の 10 ページの中で書かれている、個人市民税、景気悪化で課税所得が低下しというふうになって、具体的に数字も出ておりますけれども、平成 20 年度、定率減税の廃止等もあったかと思っておりますけれども、その影響がどういうふうに出ているのかということをお尋ねしております。

○木曾弘美委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） お答えいたします。

定率減税の廃止が絡んできておりますのは、平成19年度の課税分からとなっておりますので、もう既にその分につきましては相殺されておりますので、もう単に平成19年度と平成20年度との比較ということになると思います。

それで、平成19年度と比較いたしますと、あくまでこれは総所得額の話なんですけれども、12億651万6,000円減の534億4,580万3,000円となっております。これを所得種別によりまして19年度と比較いたしますと、給与所得では8億8,942万9,000円減の438億5,497万1,000円。それから、営業所得では、3億9,529万5,000円減の35億8,791万1,000円。それから、年金や雑入のその他所得で1億3,627万8,000円減の42億4,374万7,000円。唯一農業所得が2億1,788万3,000円増の13億4,529万2,000円というようになっております。

以上でございます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 農業所得はいろんな野菜の価格の変動で所得が毎年のように変わるといふのはあると思いますけれども、給与、営業というふうには、大変厳しい状況がリアルに報告がされたわけですが、その中でどういうふうな決算になっていったかということが、これから審議されていくわけですが、やはり厳しい状況の中で、いかに市民生活を応援するかということが問われてくるというふうには思っております。

以上です。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑はございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら14ページ、同じく付属資料なんですけれども、今回、平成20年度地方再生対策費の創設というふうには書かれております。具体的に幾らだったのかということと、その前に、頑張る地方応援プログラムの増加というのにも書かれておりますけれども、この点についての説明をお願いしたいと思います。

○木曾弘美委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 財政課長の神代でございます。よろしく申し上げます。

ご質問の、地方再生対策費でございますが、20年度普通交付税の中に2億8,000万円算入されております。

それから、頑張る地方応援プログラムでございますけれども、これについては約1億円前年度と比較しまして増というふうになっております。

以上でございます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっと歳出にかかわるかと思えますけれども、これは21年度にも対応されているような部分でありますけれども、具体的にどういうふうなことに使われていっているのかというのを、お尋ねしたいと思います。

○木曾弘美委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 今申し上げました地方再生対策費、それから頑張る地方応援プログラムの増額分ということでございますか。それについては、通常的一般財源ということで交付税に算入されたものでございますから、通常の実業費に広く使っているというふうに理解していただきたいと思えます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは以前もそういう話がありましたけれども、具体的に決算を打ってみて、やはりそういう状況で具体的な、この施策に重点していこうというようなことはなかったのでしょうか。

○木曾弘美委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 特にこの事業に地方再生対策費の2億8,000万円を充当したとか、そういったふうには積算をしておりません。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、頑張る地方応援プログラムの1億円ですけれども、これについても市長が少子対策の中で頑張るということで、こういうものがあって組まれていったというふうに理解するわけですがけれども、これも押しなべて使われたというふうに理解

してよろしいのでしょうか。

○木曾弘美委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 頑張る地方応援プログラムにつきましては、普通交付税の方に算入されておる分、それから特別交付税の方に算入されておる分、二通りございます。特交に算入されておる分については、少子化対策関連経費とかに充当するというふうに報告をしております。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、歳出に移ります。

（２）歳出について

① 議会費、総務費

○木曾弘美委員長 まず、款１議会費及び款２総務費、ページ６４ページから１１５ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

野口委員。

○野口健一郎委員 決算書９７から９８、決算付属資料３５ページ、定額給付金についてお尋ねします。これは、９月２８日までの６カ月間であったと思いますが、現時点での給付率は世帯率は幾らぐらいですか。

○木曾弘美委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 市長公室次長の中田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ご質問の定額給付金の現在の給付率でございます。８月３１日現在で、率にしますと９８．７％。世帯のあと残りが２４１世帯となっております。

○木曾弘美委員長 野口委員。

○野口健一郎委員 その内訳として、現金給付と口座振替の割合はどうなってますか。

○木曾弘美委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 3月28日から3月末まで現金給付を市内の会場で行
っております。その率が94.9%ということで、現在までの98.7%の差額、約3.
8%が振替の給付という割合となっております。

○木曾弘美委員長 野口委員。

○野口健一郎委員 どういった世帯が口座振替になっとるんですか。

○木曾弘美委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 住所を南あわじ市内に置いておるんですが、長期の入
院中であつたり、あるいは家から外に出ることが非常に困難である、あるいは長期の出張
中、旅行中であるというような方々が、4月以降の振替ということになっております。

○木曾弘美委員長 野口委員。

○野口健一郎委員 今年の2月議会で定額給付金の補正予算審議で、現金給付でのリス
クが大き過ぎるということでの考えから、補正予算の修正動議が提出され、否決されまし
た。心配されていたような問題点はあったのでしょうか。

○木曾弘美委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 確かに非常に私たちも懸念をしておった部分もあつた
わけなんです、幸いにして地域の皆さん方、特に自治会、防犯協会、あるいは民生児童
委員の皆さん方のご協力によりまして、非常にスムーズに現金給付を行ったのではないかと。
また、南あわじ警察、それから市内の金融機関の方々によりまして現金の輸送、これも
非常に懸念をしておったわけなんです、地域の皆さん方の非常なご協力によりまして、当
初心配しておりましたが、非常にスムーズに給付が行えたのではないかとこのように思っ
ております。

○木曾弘美委員長 野口委員。

○野口健一郎委員 全然問題なかったということで、よかったと思います。人口5万人の自治体での現金給付は全国でもまれであったと思うんですけども、現金給付ということでどんなメリットがあったと思いますか。

○木曾弘美委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） やはり、この定額給付金、地域の経済を活性化しようというような意味合いもあったことから、私どもの市としましては、全国にも例がないような人口5万人以上の自治体で現金給付というような試みを行ったわけでございます。お隣の洲本市、あるいは淡路市さんにつきましては、振替という制度で行っていましたが、新聞報道によりますと、非常に、特に高齢者のひとり住まいの方々にとっては申請業務が非常に苦痛であると、あるいは何回も行き違いがあつて、やりとりをせないかんというようなことがあったようにも報道されております。それから、私どもの市におきましては、同じ会場で、元気出そう商い応援振興券という商品券の発売も同時にさせていただいて、3億6,000万円完売をいたしております。こういうことから、現金給付につきましては、給付を受ける方々にも非常に簡素な手続でよかったのかなど。あるいは、地域の経済におきましても、最低でも3億6,000万円が市内の商工業者で買い物をしていただいたというようなことから、数多くのメリットがあったというふうに感じております。

○木曾弘美委員長 野口委員。

○野口健一郎委員 9月28日までに残る1.7%の世帯に行き渡るよう、努力をお願いいたしまして、質問を終わります。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。
小島委員。

○小島 一委員 決算書88ページから91ページの神戸寮、附属資料では31ページになっております。神戸寮の、この入寮者の入寮費、要するに収入としてどの程度上がっておるのでしょうか。

○木曾弘美委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） 市民課長の高木でございます。

神戸寮の使用料の点につきましては、3月末時点で21室入所されておりました、全部屋数が35室ですから、非常に入居率が悪くなっております。その理由としましては、やはりニーズにあわなくなってきたということもございますが、入居の契約を22年3月までと一たん切らせていただいた関係で、前年度の希望者が減少したと。そのように思います。

また、この収入減につきましては、やはり支出を抑えようというような意図もございまして、費用につきましては主に委託料が74万4,000円、あと修繕料。申しわけございませんでした。使用料は決算書の19ページに掲載されておりますとおり、894万6,400円でございます。

○木曾弘美委員長 小島委員。

○小島 一委員 今、ニーズにあわなくなっているというふうな答弁があったんですけども、当然、淡路からでも通勤、通学、高速バスを利用して、家にいながら自宅から通えるというふうな状態であるし、場所的な問題もあるのかなというふうに思います。以前からいろいろ質疑が出されておったと思うんですけども、やはりこれは将来的には廃止、売却するか、指定管理に当然もう移してするか、また中のニーズにあったようなものに改造して、そういうふうな利益を生むような施設につくりかえるか、そういうふうな考えがあるかと思うんですけども、今後の考えはどんなふうになっておるのでしょうか。

○木曾弘美委員長 市民課長。

○市民課長（高木勝啓） その辺のことにつきましては、やはり前年度非常にリーマンブラザーズ等の世界的な不況がございまして、地価の下落等、そういう分析もなされております。ただいまのところ、近辺の情報収集、あるいは売却できるかどうかの検討、もしくは効率的な経営ができるかどうかの資料収集、状況収集に当たっておるところでございます。

○木曾弘美委員長 小島委員。

○小島 一委員 今後、当然庁舎等の検討の中にも、またこの施設も入っておるのかなというふうに思うんですけども、早急に対応を検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 83ページの紀淡連絡道路実現期成同盟負担金が5万円なんですけれども、これの内容というのをちょっと聞かせていただきたいんですけれども。

○木曾弘美委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（田村愛子） 市長公室課長の田村でございます。よろしくお願いたします。

この経費につきましては、総会及び国への要望時の経費ということが主な内容でございます。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 話の内容というのは、何か年間のうちで何回か協議はされてますんでしょうか。

○木曾弘美委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（田村愛子） 担当者、課長レベルの幹事会ということで、二、三回、会をしております。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 できたら進んでいる内容というのを、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○木曾弘美委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（田村愛子） 平成20年7月に国土形成計画ということで閣議決定された内容を参考にいたしまして、この紀淡海峡連絡協議会もその内容をもとに、協議並びに国への要望活動を行っているわけなんです。今回、いろんな各運動団体の活動アンケート等調査した結果、いろいろ各団体においては活動の見直しとかいろいろございまして、20年度をきっかけに縮小傾向に至っております。これからまた息の長い活動へということで、それぞれできる範囲での国への要望事項ということで、協議しながら進めていると

ころでございます。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑はございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 負担金、分担金、補助金、これのいわゆる明確な基準というのはある
んでしょうか。

○木曾弘美委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 負担金につきましては、法令とか契約等で、あるいは構成団
体の会則等によって負担割合なりが決められておるようなものが負担金でございます。補
助金につきましては、特定の事業、それから制度上、公益上必要がある場合について、政
策的に支出をするのが補助金というような取り扱いであると思います。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 負担金、これは一部の人が利益をこうむる場合に、その範囲内で負担
をお願いするというようなもんなんでしょうか。

○木曾弘美委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 一部の人が利益を受けるというようなたぐいのものは、通常
分担金というふうに区分されると思います。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる補助金というのは、明確な基準があって補助を出されるんで
すか。

○木曾弘美委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 通常は補助金交付要綱の中で、その明確な区分なり目的なり
が定められております。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そしたら、負担金の算定というのはどのようにされるんですか。

○木曾弘美委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 負担金というのは、先ほども申しあげましたように構成団体の会則等で、または法律等で規定がされておるのが一般的には多いというふうに思います。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そしたら、それぞれはいわゆる明確な基準、いわゆる負担割合の基準があってお出しになるというふうに理解していいんですか。

○木曾弘美委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） おおむねそういった基準があるものがほとんどでございますが、負担金の中に研修負担金であるとか、参加負担金といったようなもので、主催者側に対して支払うようなものがございまして、そういったものについては請求書を根拠に支払いをしているものがございます。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 その中で、いわゆる目的外といいますか、そういう例外というのはあるんですか、ないんですか。使用に関して。

○木曾弘美委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） ちょっと質問のご趣旨がよく理解できないんですけども。目的外というのは、ちょっとどういうふうに理解をしているのか、よくわからないんですけど。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる当初予定していた項目以外に支出がされているというような

ことはあるんか、ないんかという確認です。

○木曾弘美委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 予算措置がされているかいないかというご質問かと思うんですが。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 予算措置はされています。

○木曾弘美委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 予算措置がされておれば、それはもう支出に当たっては目的内の支出ということになると思います。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 終わるときです。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 83ページの委託料で、移住・交流受け入れシステム調査委託料ということで、付属資料では28ページに、近年田舎暮らしを望む方が増加し、そのニーズにこたえるとともに定住人口、交流人口の増を図るため、他市町及びNPOとの連絡調整や受け入れ体制の構築を行ったとなっておりますが、その中で、まず受け入れシステムの調査委託料ということで記載されてますが、NPOふるさと応援隊に業務委託された。これの調査された結果なり成果というのは、どういうふうにまとまりましたですか。

○木曾弘美委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） 市長公室の田村でございます。

これはNPO法人ということで、倭文の薫陶の里の関係なんですけれども、具体的に申し上げますと、空き家バンクのホームページでの開設というようなことで、いろんな全国の方々に、そういう希望のある方との調整というんですか、当然、不動産屋も入るわけな

んですけども、そういったホームページの開設のための準備等を行ってございます。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら200万円というのは、ホームページを開設するのに使われて、その成果というのは報告書とかということになしに、ホームページが調査報告ということになるわけですか。何か報告書みたいなものは出されて、それを見ることはできるんでしょうか。

○木曾弘美委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） これ当然市の補助金等を出してございますので、実績報告と、決算報告等はいただいております。そういった中で、ホームページのためのパソコン等の借上料であったり、あるいは調査するための人件費であったり、あるいはそういった協議をするための会議費であったり、いろんな形の中で経費が使われてございます。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうしますと、受け入れ体制の構築を行ったという部分が、今、言われたシステムをつくったということかと思うんですけども。これは20年度においては、その成果というか、実際に移住なり交流なりの、何かこれをもとにした事業が実施できたのかどうか。

○木曾弘美委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） 全国の田舎暮らしを求められている方の問い合わせ等ございます。そういった中で、ちょっと件数は忘れておりますけど、3名か4名かこちらへ移住したいというようなあっせんとか、調整とかいうのが実績があったと聞いてございます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 実績報告書の28ページにあります、コミュニティバスについてお伺いいたします。これについては、ちょっと20年度見直しというのが行われたと思いますけれども、その見直しについてお伺いいたします。

○木曾弘美委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 20年度は民間のバス会社との接続時間、ダイヤ改正による接続に関する時刻変更、あるいは大まかなルート変更ではなくて、細かなルート変更、あるいは沼島汽船の時刻変更に対応するための時刻改正等々を見直しを行っております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 料金設定についてはいかがでしょう、料金設定。

○木曾弘美委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 料金設定におきましては、20年度改正は行っておりません。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これまでも、この議会でも一般質問の中で、利用客の大幅な増ということになしに減少傾向という話もありましたけれども、西淡で行っている、いわゆる手を挙げてフリー乗降の成果も、ある一定出てきているというふうに思いますけれども、今の話ですと、少し路線の見直し等があったという話でありますけれども、利用客をふやしていく中では、西淡の状況も見ながらですけれども、これを全地域に広げていくということが、利用客の増につながるのではないかと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 今、せい太くん号の方だけでフリー乗降を実施をいたしております。また、このフリー乗降につきましては、当然、道路の幅員でありますとか、交通量、それらが非常に関係してくるということで、すべてのルートでフリー乗降が可能というわけではございませんので、この辺につきましては、また警察との協議の中で、今後できるところから進めていきたいというふうに思っております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 　　ぜひそういうフリー乗降もふやしていただいて、利用客が伸びる手だてを、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それともう1点、よろしいでしょうか。いつも総務費で気がつくんですけども、いわゆる需用費なり役務費などで、よく不用額が大幅に出てるというふうになっておりますけれども、これも日常的に使う経費が備考の欄に載っております。こういう日常的に使われる経費の中で、どうしてこういうふうに大きい、私から見れば400万円なりはすごく大きな数字で、これをまた違うところに活用できないものかというふうに思うんですけども。なぜこのようになっているのでしょうか。すみません、決算書の69ページになります。需用費で452万1,000円余り出ております。

それとか、ここは負担金なんですけれども、73ページに負担金の不用額が150万円。ここら辺を、それから71ページの役務費287万8,000円というふうに、いつも決算を見てみますと、総務関係で不用額が大幅に出ておりますけれども、見方によれば通年経費というふうに思うわけですけども、なぜこのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

○木曾弘美委員長 　　総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 　　総務課長の佃でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまご指摘いただいた経費のところ、一般管理費ということでお答えをさせていただきたいんですが。まず、需用費につきましては、こういった需用費とか役務費なんかは、前年度の実績を踏まえて予算を置いておりますが、その当年度に節約をしたり、例えば具体的に申し上げますと、役務費の郵便料金につきましては、平成19年の実績が3,292万7,000円。平成20年度が3,002万2,000円ということで、ここで例えば290万円程度の経費の節約が図られております。これにつきましては、実績で置いたものの、各会計ごとに厳密に振り分けて、ここ的一般管理費での支出を抑えたということでの節約ということでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○木曾弘美委員長 　　吉田委員。

○吉田良子委員 　　そういう節約をして不用額が出たという話でありますけれども、こういうのもう少し早い時点でしておけば、また補正予算などで違う事業に振り分けるということができないのではないかと思いますけれども、時期的な問題もあるかと思いますけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○木曾弘美委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） おっしゃることはごもつものことなんですが、念のために消耗品費なんかは全体的な経費で一般管理費で置いておりますので、本来、最終的に不用額を落としていくのが本来であるとは思いますが、念のために残しておいた経費が、こういった形で不用額としてあらわれてきております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 予算を立てる段階で、ぜひ精査をしていただいて、突然要るというのはわかる話もありますけれども、やはり日常経費的なところは十分見積もりもしっかりしていただいて、この450万円なり、いろいろ200万円、大方1,000万円ぐらいのお金が出てくるんじゃないかと思っておりますので、それはやはり市民の方に振り向けるという手だてを、ぜひとっていただきたいと思っております。終わります。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 情報化推進費の中の繰出金、ケーブルテレビ特別事業の会計の特別減免ってありますね。これはケーブルテレビの推進策としての減免なんですか。

○木曾弘美委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 失礼します。情報課長の富永でございます。よろしくお願いいたします。

今おっしゃったように、この繰出金につきましては、平成20年度のケーブルテレビの負担金につきまして減免をしておりますけれども、その分のケーブルテレビ特別会計への繰出金ということでございます。

以上でございます。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 この減免制度、ケーブルテレビの、全世帯の何パーセントぐらいが、この減免制度を受けたんでしょうか。

○木曾弘美委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） ちょっとパーセントは計算しておらないんですけども、この計算の根拠となっております件数につきましては、5,619件でございます。

○木曾弘美委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） 総務部次長の入谷でございます。

ただいまの長船委員のご質問の1億861万6,000円でございますけれども、この大半のものにつきましては、ケーブルテレビ整備中に緑南淡にエリアを拡張するに当たって、より効率的に工事を、引き込み工事、宅内工事を進める必要があったということから、平成18年9月までに申し込みをした場合、平成20年度に係る1年間の使用料を減免をするというような政策減免を行いました。その部分に係るものが大半となっております。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それで、減免の期間中、18年9月までですか、申し込みが。その以降、申し込んできた方がおられると思います。特に高齢者、お年寄りの方々が、そういう減免制度があるのを知らないで申し込んでなくて、皆友達に聞いて、ケーブルテレビは非常に障害もなく美しく映ります、そういうふうな話を聞いて、そしてケーブルテレビを引こうというふうなことを後から言ってきた方も、かなりあると思います。そのときに、この減免制度は9月で申し込みは打ち切っておるので、それ以降は一切その減免制度を使われていないでしょうか。融通はしてませんか。

○木曾弘美委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） これにつきましては、やはり制度でございますので、18年9月末以降、10月以降申し込まれた場合は、規定に係る料金をいただいたということでございます。融通はきかせておりません。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 当然制度でございますので、そういう特殊な形で融通されると、私たちも市民の方に言われてますので、そこらは一回ちょっと再確認する意味で、質問させていただきました。

その下に、ケーブルテレビの受信料、テレビ受信料か使用料か。ケーブルテレビはたし

か受信料にも減免策があるんですよね。それはどういうものなんですか。

○木曾弘美委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） ケーブルネットワーク所長の土肥でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど長船委員がおっしゃられた減免制度でございますけれども、70歳以上で所得、住民税がかからない世帯とか、それとかあと生活保護世帯とか、減免等をしておるような状態でございます。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 70歳以上の住民税、それから生活保護を受けている方、まだほかにも減免制度の対象者はあるはずなんですけれども。もうこの2項目だけですか。

○木曾弘美委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） あと、県・市民税が非課税世帯で、重度の知的障害者を有する世帯とか、それから県・市民税が非課税世帯で、障害程度が1、2級の身障者を有する世帯等が減免等になっております。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今出てきました障害者の減免制度があると。これ、僕聞かれたんですけども、障害者の方、減免制度を知らないというのが、知らなかったというのがありまして、それでもう少し減免制度、広報でも出しとるんだろと思うんですけども、まだ僕らのところにそういうのは知らなんだというふうな人もおりますので、できれば今後またそういう減免制度がありますよというのを、広報等で知らせてやっていただきたいと思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 今後広報等、チラシも入れとるんですけども、頑張って周知していきたいと思っております。

○木曾弘美委員長 審査の途中でありますが、暫時休憩いたします。
再開は11時5分といたします。

(休憩 午前10時52分)

(再開 午前11時05分)

○木曾弘美委員長 再開いたします。
質疑はございませんか。
森上委員。

○森上祐治委員 決算書の94ページ、国際交流費についてご質問させていただきます。
補助金、学生等海外派遣事業補助金255万云々とあるんですけれども、これはセライナ市との交流のことなんですよ。これは合併前、旧の南淡町が姉妹都市で実施しとったセライナ市なんですけれども、私も4年前ですか、もう5年になるんですか、一遍行かせていただいたんです。そのときの内訳を見ましたら、人数、学生が10名、引率3名と。合併前の規模と大体よく似てるんですけれども。合併したらもうちょっと4市が子供の数も多くなったんですね。ふえたんかなと思ってたんですけれども。最近のそういう応募状況をお伺いしたいと思います。

○木曾弘美委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（田村愛子） ただいまご質問いただいたように、応募状況の人数につきましては、旧市の人数とあんまり変わっておりません。学生が10名前後、それから引率が3名といった形で、合併以来このような基準の数字で募集を行っております。

○木曾弘美委員長 森上委員。

○森上祐治委員 このたびの決算に載ってる学生10名という、居住地の内訳なんかわかるんでしょうか。わからない。

○木曾弘美委員長 公室長。

○市長公室長（田村 覚） このたび、昨年10名参加しとるわけなんですけれども、居住地につきましては、ちょっと詳細は覚えてないんですけど、旧町4町にいろいろまた

がってございます。確かに旧南淡で実施しとったわけなんですけど、現在は他の3町も応募がかなりございます。

○木曾弘美委員長 森上委員。

○森上祐治委員 それだったらいいんですけども、何かほかの、同じ10名ですからね、旧の南淡の子供、情報のかげんからして偏ってしもとるのかなと、ちょっと心配したんですけども。ことし、この前報告がございましたように、セライナ市からの派遣団が経済的な事情で中止されたと。私も4年前に行ったときも、セライナ市の様子というのは、非常にオハイオ州の中部で閑静なまちだったんですけども。経済力というか、その辺があんまり馬力のあるまちではないなという印象を受けました。ことしはやっぱり派遣団をちょっとよう送らないということで。こっちから送るのは頑張って予算を置いていただいて、継続しようという意欲があるんだろうと思うんですが、向こうからのあれが見通しか、何かそういうのはございますか。

○木曾弘美委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（田村愛子） おっしゃるとおり、今年度受け入れの年ということで、セライナ使節団を一応受け入れ態勢も整えてお待ちしてたんですが、残念ながら来られないということで、今後の交流のあり方も、少しちょっと懸念されたんですが、1週間ほど前に国際電話で、次年度、来年度に向けての交流の関係で電話でやりとりをした中で、こちらからの派遣は予定どおり行えるということで、それ以降については、これからまた向こうの協会の会長さんと協議を進めながら進めていくといった段階でございます。

○木曾弘美委員長 森上委員。

○森上祐治委員 国内でも合併前から旧町それぞれ北海道であるとか、いろんなところと姉妹提携を結んで交流がなされております。一たんやっぱりこういうふうに道がついた動きというのは、やはりできたら続けられたら1つの歴史がつくられていくんですね。何とか継続できるように、向こうも頑張っていたきたいんです。こちらの方も、あの近くには日本から、今アメリカでもかなり難しい状況になっているホンダの工場がどんと行って、あのオハイオ州のセライナの近くですね、現地の人たちを大勢雇って、日本の企業が頑張ってますので、そういう土地柄ですので、何とか継続してやっていただきたいなと思います。

以上です。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑はございませんか。
 武田委員。

○武田昌起委員 103ページの路線価の評価業務委託料3,305万円なんですけれども、新聞では路線評価と路線価の評価ということでよく見るんですけれども。この業務委託の内容いうたらどういったことをされてるんでしょうか。

○木曾弘美委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） お答えいたします。路線価の評価業務委託料の関係でございますけれども、この関係につきましては、固定資産の評価基準に基づきます宅地の評価方法を、旧の4町それぞれ選択して使用していたものを、合併により一元化する必要が生じまして、そのためのシステム構築を行いました。そういう関係の経費でございます、平成17年度から20年度までの継続して行っておる事業の、一番最終年度の委託料でございます。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 評価というのが固定資産をもとにして調べているというのはわかるんですけれども、僕ら標準的には交通の便がよくてどうのこうのというところ辺を評価の一番高いところやと、新聞ではよく出てるんで、そないに評価してるんですけれども。それをだれが、どういった形できちっと調べていつてるんかどうかというのを、ほんまにその実質、不動産業者とかそなんに資料を全部出して、それからもとにして調べてるとかいうのを私は感じたんですけれども。そうじゃなかったんですか。

○木曾弘美委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） お答えいたします。委員、今おっしゃいましたように、土地の価格といいますのは、道路に面しております土地でありますとか、形が正方形に近いといいますか、間口、奥行きとかの関係等いろいろ、立地条件等いろいろあるわけでございますけれども、そういうようなものを加味されたものが評価額に反映されてきます。それで、固定資産の評価につきましては、3年ごとの見直しが行われますけれども、そのときにつきましては、国の定めております基準地、それから県の基準、それとそれを参考にいたしまして私ども、平成20年度につきましては、498地点の標準地を設けまして、そ

の土地の価格の動向等を加味いたしまして、評価額の方は決定させていただいております。

それで、この決定につきましては、公的な資格を持っております不動産鑑定士の方に委託しておるんですけれども、そのシステムの先ほど申し上げましたように、旧4町の評価の方式が違いましたので、その方式の統一化を図るための業務につきましては、航測会社の方に委託しております。

以上でございます。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 よくわかりました。ただ、このところ二、三年ずっと評価額が下がり続けております。これ、このままいけば発展性というのがその地域にとってはなくなっていきますんで、集約する、都市化傾向で住宅を密集させるということで、これからの都市計画の中において、やっぱりそういうふうな集約して小さく住宅は住宅、工業地は工業地というようにまとめていくのが都市計画の中の方針やとは思うんですけれども。そういった中におきまして、評価額をある程度やっぱり維持させていくために、これからどういうふうな努力をされていくんか、お聞きいたします。

○木曾弘美委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） 税務課の評価関係の業務につきましては、あくまでもその結果といいますか、現状に即した評価をやっていく、それであくまでも公正、適正化を図っていくということを念頭に置いております業務でございまして、委員おっしゃいますように固定資産税につきましては、地方税の中におきましてもかなり安定的な、過去何年の推移を見ましても安定的な、非常に貴重な欠かせない財源でございますけれども、その地価の上昇等、値打ちを上げる分につきましては、少し税務課の業務からは外れてくるのではないかと思いますので、税務課長としての答弁はこの程度にさせていただきたいと思っております。

○木曾弘美委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

② 民生費

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、次に款3民生費、ページ114ページか

ら157ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 附属資料の69ページで、決算書では154ページの生活保護費についてお伺いいたします。

附属資料では具体的に扶助の生活、教育、住宅等いろいろ分かれていますけれども、南あわじ市で住宅扶助ということで、アパートを借りる場合の上限というのがあると思いますけれども、家賃の上限。

○木曾弘美委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 福祉課長の鍵山でございます。よろしく申し上げます。

家賃の上限なんですけれども、南あわじ市は3級の2でなってます、金額の方が3万3,200円。世帯で違うんですけれども、単身世帯ですと2万6,200円です。3人世帯とかでありますと3万4,100円になってます。母子の世帯とか、母子ですと3万4,100円となっております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、単身世帯では2万6,200円という話でありました。生活保護のお金というのは、銀行なり郵便局の振り込みというふうになっているかと思えます。基本的には車の所有は認められないということになっているかと思えます。そうしますと、どうしても銀行なり郵便局の近いところにアパートを借りたいということになってくるかと思えますけれども、今言われた単身世帯では2万6,200円というのは、そういう周辺からいけば、なかなか居住地が見つからないという話があるわけなんですけれども。もうここは3級というふうに指定されているわけなんですけれども、実態とかなりかけ離れているというふうに思うんですけれども、そこら辺の認識はいかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 単身世帯が2万6,200円と申しました。単身世帯の方は、アパートに入っている方は人数も少なく、3人世帯とか、母子世帯とか、そういう方々の方が多くなっておりますが。

実態とかけ離れているかということなんですけれども、今、単身世帯でそうやってアパー

トに入居されている方につきましては、福良であるとか、八木の国道に近いところとか、そんなには不便なところではないと認識はしているんです。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そういう不便ではないという話ですけれども、やはり単身世帯の方で、今さっき言ったように銀行なり郵便局、そしてどうしてもやはり体の調子が悪い方が多いように見受けます。そうしますと、お医者さんにも近いところというところになると限られてきて、2万6,200円の家賃では、なかなか適当なところがないということで、まず最初に住宅からつまづくというような話もよく聞いておりますので、実際、人数的には少ないという話ですけれども、やはり1人1人が困っているという状況も踏まえて、これは決められた範囲なのですけれども、弾力的運用もお願いしたいし、また実態に即したような国の方の施策を求めていく必要があるのではないかと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 国の施策を求めるとのことなんですけども、一応南あわじ市は3の2ということで、それが市の実態でそうなっていることであって、あとひとりで住んでますけども、やはり地域のコミュニティとかそういうのがありますので、何でも1人でそうやって銀行とか行くんでなしに、やはりひとり住まいというのは、そういうコミュニティがあつての生活保護の方だけでないとは思うんです。そうやって金額は2万6,200円で厳しいかとは思いますが、ともに暮らしている中で、皆さん、地域でしていただければなということでは思いますけど。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、課長から言われたように、実際は厳しいという話がありましたから、ぜひここら辺の考え方についても、国の方の施策の展開を求めていただきたいし、また弾力的運用というのも図っていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 健康福祉部の喜田でございます。

今、課長の方から答弁いたしましたように、国の基準というようなもの、そういった算

定の方法の中で生活保護費の方の住居手当の基準が決められておるわけでございますから、逆に言えば担当としては、そういった形で入居ができるアパート等を探しながら、一緒に保護を希望されている方と一緒にアパートを探すといったことは、もう常時でございます。当然、家族が多くなってくれば部屋の使用も違ってきますので、当然もう少し高くなっていくわけでございますけれども、3万円未満で探そうと思えばあるところもありますので。ただ、パーフェクトに利便もいい、医療機関もあるといったことでやれるというようなことは、必ずしも不可能かもわかりませんが、実態的にはそういったことにつきましても、定期的な指導監査のときには、そういうアパートが少ないといったことについてのお話もさせていただいておりますし、今回、民主党の方を中心とする新しい政権が、こういった生活保護に対してどういった手だてをしていくのか、それらも期待をしておきたいと思っておるところでございます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 最後にしますけれども、生活扶助についても、洲本から南あわじ市に来ますと5,000円下がるという話もありました。そう大きな変化がないように思うんですけど、そういう級のあり方が国の考え方になっているわけですけども、そこら辺も実態もぜひ話もしていただいて、改善を求めるという姿勢に立っていただきたいということをお願いして終わります。

○木曾弘美委員長 質疑ございませんか。
森上委員。

○森上祐治委員 付属資料の47ページ、社会福祉費というところで、その下、障害者福祉費ですね。我が国の福祉行政の中で、特に私が感じるのは、障害者自立支援法ができて以降も感じるんですが、やっぱり精神障害者に対する施策というのが非常におくれているんじゃないかと思うんですがね。過日も、ちょっと私の知人から相談を受けまして、健康福祉部、部長それから担当の職員の方、私自身行って、いろいろ説明をしていただきました。非常に懇切丁寧に説明していただいて、国の施策に比べて南あわじ市、健康福祉は非常に頑張っているらっしゃると、私も敬意を表したんですけども。ただ、その辺のレベルが一般の各家庭で、精神障害を抱えながら生きている人たちには浸透してないような印象を、私は非常に強く受けました。私の知人も、家族で障害を持っている人をずっと添いながら生きてきたんですけども。一度も今までそういう行政、県の施設であるとか、行政機関、保健所であるとか、市役所であるとか、昔の役場であるとか、一遍も相談に行ったことがないと。行ったことがないというのは、行くのがはばかりされるというような気を持

っとるんですよ。だから、その辺、話を聞いてて、できたら自分たちも年寄ってきて、将来家族をどっか施設に預けたいという思いを強く持つとるんやけども、説明を聞きよったら、こういう国の施策、それから市の方針なんかも、できるだけ家族で支えていかないと、可能な限り。そういう方向にあるんですね。それは家族の思いと全然逆の方向になっている。聞いてたら、私は市の説明の方がまともだなと思うんですが、その辺の乖離が非常にあるという印象を持ちましたので、喜田部長の方から、そういう一般の各家庭の置かれている状況と市の今の動きについて、ご説明をもう一度お願いしたいと思います。

○木曾弘美委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） いつも機会あるごとに申し上げておるわけでございますけれども、障害者の自立支援法ができましたも、制度そのものは身体障害者なり知的障害者なり精神障害者といった、それぞれ縦の法律が一本化されて、サービスの供給という部分では、それまでの縦割りよりも、より公正公平なサービスが受けられるようになっておるわけでございますが、精神障害者そのものの法律が広く、市でそういうサービスを供給していくようになるのは、もうごく最近までそういった状況にもなかったといったことで、どうしても県、国といったところの部分が、それらのサービス提供に向けてのさまざまな法的な措置であったり、あるいはまたサービスであったりということをやっておった関係から、なかなか一般の市民の皆さん方には、そういう障害者そのものについてどうしても理解しにくい、そういう環境条件の中で長い間来たというふうなことがありました。そんなことから、こうして市の方で障害者の福祉計画なり障害者計画を策定していく中で、一番の大きな課題は、やはり精神障害者に対する理解、そしてともに生きるという、そういう助け合う部分は、身体障害者であっても知的障害者であっても一緒だといったところを、強くそして広く、また深くそれらを広めていかなければならない。障害者団体も含めて、そういうことを進めておるわけでございますが、なかなか理解をしていただく、そういう機会を持ってもお集まりいただけない機会も多いので、これらはもう本当に粘り強くやっていかなければならないなと思っているところです。

ただ、本当にこれは高齢者に限らずでございますが、たとえそういう介護が必要になっても、それは知的障害者であれ、精神障害者であれ、また身体障害者であれ、全く同じでございますが、できるだけ住みなれた地域や家庭でそういう生活が送れるような、そういう基盤整備をしていかなければならないし、そのためにさまざまなそういう周知、あるいは理解を求める運動もしていかなければならんなど思っているところでございますが、これはもう行政のみでできることでもございませんし、いろんな地域のコミュニティや障害者団体の積極的なそういう動きも含めて、今後、粘り強く、また息の長いそういう運動ではございましょうが、それをしていかなければならないと思っておるところでございます。

○木曾弘美委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今回の喜田部長のそういうご説明、そのとおりなんですよね。私もこの前、説明を受けて、そういう方向で今後、市民全体が頑張っていかなあかんというのは思ったんです。やはり、軽々に家族から離れて入所するとかいうんじゃないしに、やはり各家庭と地域が理解し合って、協力し合って、障害者が生きていけるような環境づくりをしていかないかと。そのためには運動をしていかないかと今、部長はおっしゃってましたけども、その辺のイニシアチブを、今後非常に忙しいお仕事をされている中だろうと思うんですが、ますますイニシアチブをとって頑張っていたいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 付属資料の49ページの外出支援サービス事業委託料について、お伺いたします。これは、高齢者や身体障害者が外出するときに利用、医療機関を主に利用するときには使えるサービス、いわゆる民間のタクシー会社を利用して、収入、または行き先によって料金が違うということになっておりますけれども。一たんこのサービスを受けるときには、窓口に行かなければならないというようなことになっておりますけれども、窓口に行くためにタクシーを利用したときは、なかなか厳しい話があったり、改善策も求められてきておりますけれども、平成21年度末、3月末で85人というようなことに実績としてなっております。実際、お医者さんに行く場合は、割と簡単に手続が済むようなんですけども、いわゆる社会参加というところでは、少し見直しもありましたけれども、厳しい条件になっているかと思えます。この点の改善策が示されていたのかどうかについてお伺いたします。

○木曾弘美委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 長寿福祉課長の小坂でございます。

ただいまのご質問ですが、社会参加という部分について、いわゆるその基準ですが、21年度以降、利用者等からの要望も踏まえて、今まで以上の範囲で対象をとらまえております。

以上でございます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先日もケーブル放送で青い鳥学級の参加の申し込みをしておりました。その中で、申し込みに当たって参加された方もいるようですけれども、その方については社会参加ということで、この外出支援サービスの対象になったというような朗報もありましたけれども、まだまだ基準が厳しいのではないかという指摘もあります。そこら辺の改善策も必要かというふうに思いますし、先ほど申し上げたこれをもらうに当たって、一たん、窓口に行かなければならないというような改善策はとられたんでしょうか。

○木曾弘美委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 申請に当たっては郵送での受け付け、あるいは高齢者の関係でしたら特に介護を受けている方、あるいは今申し上げた高齢者については、在宅介護支援センター等の見守り活動の中でも、その辺の書類を受け渡し等をしているところでもございます。今申し上げたように、郵送等での申請については、それを受け付けておりますので、郵送等をご活用いただけたらと思っております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 郵送という話ですけれども、それが身体障害者の中では視覚障害者という方もいるわけでありまして、郵送されても、家族がいればわかるんですけど、ご家族がいなければ、遠いところから家族が来て、見らなければわからないというような状況もあるので、そこら辺のきめ細かさも必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。それとあわせて、もう一度社会参加について、基準を明確にするということになっているんでしょうか。

○木曾弘美委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 先に社会参加の方についてお答えいたします。この制度は基本的には医療機関との通院に対して、公共交通機関を利用できない方を対象に制度を設けております。まず基本がそこにございます。社会参加については、やはり生きがい等も関係も含めて、そういうことも必要であろうということで、今、その対象についてできる範囲で検討、対象を個別に検討しながら、その対象者を決めているというところがございます。明確な線引きがあるのかと言われれば、個別対応ということになってまいります。それから、視覚障害者に対して、その申請に当たっては非常に難しいんじゃないかというお話ですが、やはりその申請のためにタクシーを利用していただくところまでは、

私どもは今、考えておりません。その支援できる方等のご協力がいただけるような体制づくりというのが、また必要になってくるのかなと思っております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 社会参加については、できる範囲で個別対応という話がありました。なかなか個別対応では、これはだめというようなことがよく言われているようですので、やはりこの制度をつくるに当たっては、そういう社会参加ということも書かれておりますし、広報にもそういうふうに掲載しておりますので、そこら辺をはっきり、だれでもが自由に行けるような体制が必要ではないかと思っておりますので、そこら辺の検討はぜひお願いしたいのとあわせて、視覚障害者についても、やはり点字で郵送できるような体制を、市役所の中でとっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 点字の方なんですけども、市内に点字を送って、それができる方が4名いらっしゃるんで、その対象の視覚障害者の方は4名いらっしゃいます。その4名の方が申し込みがあれば、もうその方は点字ということがわかりますので、電話でそのような通知でということとか、もう把握してたら点字でということ送ることは可能です。その封筒に、上に点字で中身が申請に係る決定通知とかがわかるようにはできると思っています。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 なかなか社会参加もできにくい状況もありますので、きめ細やかな対応を、ぜひお願いしたいと思えます。

○木曾弘美委員長 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

③ 衛生費

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、次に款4衛生費、ページ158ページから195ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

武田委員。

○武田昌起委員　　今、し尿処理場の費用が出てるんですけども、これはページ192
やと思いますけど。この辺での総合的に、今、し尿処理場の処理業務が開始されてから約
三、四年は最低今なってるんですけども。そういった中におきまして、これから先の接
続が余りふえないとなったときに、どれぐらいの毎年、経費負担になっていくんか、お聞
きしたいと思います。

○木曾弘美委員長　　執行部の方、答弁。質問内容をもう一回お願いいたします。
武田委員。

○武田昌起委員　　し尿処理場がたくさん今あるんですけども、そういった中におきま
して、今から先の接続の……。し尿処理場。

○木曾弘美委員長　　下水道処理は特別会計で。
ほかに質疑はございませんか。
原口委員。

○原口育大委員　　167ページで、環境美化対策の委託料、あるいは補助金、負担金と
いうところなんですけども、今、老人クラブとかが花壇の世話とかをしてくれてまして、
花壇にもいろいろ種類があるようで、例えば河川敷にある花壇であったり、その仮設の
会議室の横にある花壇であったり、あるいは国道端にある花壇であったり、それぞれ経費
が出ている場合は出どころが違うのかなと思うんですけども。ここに書いてある衛生費か
ら出る分については、花いっぱい運動推進団体補助金とか、その上のフラワーロード管理
とかにあるわけですけども。衛生費で支援をされておるといふか、管理をされておる花壇
というのは、どういうふうな流れで花壇についての材料費が出たり、補助金が出たりして、
具体的にどういったものが管理されておるのか、お聞かせ願いたいんですけど。

○木曾弘美委員長　　生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大）　　生活環境課長の細川でございます。

衛生関係で補助というんですか、してもらってますのは、具体的には旧町からの引き継
ぎというんですか、そういうものが主体でございます。それで、環境美化対策費の中に、
例えば緑地区におきましては中山峠とか、それとか緑パーキング、また広田の交差点の維

持管理をお願いしておく。また、南淡地区につきましては、従前の道路の清掃ですとか、そういうものをお願いします。あと、それ以外のフラワーロードの管理等につきましては、これも旧町で三原地区なんですけども、老人会の方々に国道沿線等の花壇の管理をお願いしておくような状況でございます。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、フラワーロードということで、これは具体的にはどの場所なんでしょうか。

○木曾弘美委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 広く八木の方面からも入るんですけども、旧国道沿いのところ、例えば三條地区の花壇等につきましても、国道沿いの花壇等についても、維持管理をそれぞれの老人会のブロックによってお願いしておくような状況でございます。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうすると、国道端の並木敷というんですか、そういう部分で老人クラブが従来管理してて、はっきり確認してないんですけど、何か材料費とか委託料が出なくなっただけで、もう最近さわってないというようなところが、福永の場合はあるように思うんですけど。それは、例えば所管が県であったりするようなもので、何かそういう経費が出たり、出なかったりするようなものもあったりしてるんでしょうか。

○木曾弘美委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 県道沿いにつきましては、県の方が材料支給等でボランティア的に行っているところが多いんですけども、市の方で今やっておりますのは、先ほど言いましたフラワーロード等につきましては、国道の沿線ということが、そこにあります花壇をやっています。また、三原川の円行寺近くにありますが、それから諭鶴羽に向けての沿線にあります県道沿いの花壇等につきましては、従来は県の方からそれぞれ材料支給とか維持管理をしてもらっておったんですけども、それが支給できない等々もありまして、そこらにつきましては現在、花づくり協会の方とか、また市の方から一部、直接花の植えつけとか管理とかをしているような状況でございます。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 ちょっとあと個別具体的な話は後で聞きに行きたいと思うんですけど、老人クラブなんかは、ちょっとしたそういう助成をいただくことで、作業についてはもう奉仕というか、ボランティアでほんまに頑張ってくれてるなと思いますので、その辺、例えばそういう国、県からの材料支給とかとまったときに、次の手だてをして、私はこの花いっぱい運動推進団体補助金あたりから、花の苗が配られたりしてたんかなと思うんですが、それも老人クラブの方の熱心さとか、持ってる情報によっては、もうあきらめて放棄しているような場合もあったりするような気もしてるんです。だから、やっぱり今までせっかくそういう自分の奉仕活動としてやられておるのがやまってしまうというのは残念なんで、受け皿的な支援とかで、相談がないのはなかなか担当の方から出向いて行って探し回るちゅうわけにもいかんと思うんですけど、そういう相談が積極的にされるようなのであれば、それに対して、受け皿を考えてあげられるようなことをお願いしたいと思いますし、特にこの河川敷の花壇なんかは、これは総務かどっかから出てたような気がするんですけど、よく暑いときに除草作業とか、年に何回も熱心にやっとなの見かけますんで、一番目につくところでもあるので、支援はしていただいとるんやと思うんですけども、ぜひ市内のそういうお年寄りが頑張ってくれてるような部分については、言うてこなんだからほっとくということになると思うんですけど、できるだけ目を光らせていただいて、そういうところについては地元で改めて、ちょっとこういうメニューがあるんで何とかありませんかみたいなことを持ちかけるぐらいの感じでやっていただけたら、ありがたいなというふうに思うんですが、そういうふうな窓口的な一元化というか、老人クラブに対して、そういうことというのは市民生活課の方でできておるんでしょうか。

○木曾弘美委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 花いっぱい運動推進団体補助金という、ここに300万円という補助を出しておるんですけども、これにつきましては、旧町でそれぞれそういうボランティア的なことで花壇の管理等をしていただいていた団体を、新しく市に合併したことによって統一したというんですか、それでその団体につきましては、市の方から300万円という補助金が出てます。そして、今言われました、当然、自分の地先というんですか、花壇等が荒れてきた、そういうところについては、その花を買われるとか、また材料支給というのがなかなか市の方でしてくれないかと、そういうふうな問い合わせもあることがあります。そういう方につきましては、団体に一応登録していただいたら、年会費等要るんですけども、登録していただいたら、その団体から材料支給、またいろんな年に2回ほどですけども提供させていただいて、そして美化活動を奉仕的にお願いしたい

ということをやっております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 ぜひ、きめ細かな対応をお願いしておきたいと思います。

もしほかの人がなかったら、ごみ処理費で聞きたいことがあるんですが、もうお昼かなと思ったりもするんで。もしその辺、差し支えなかったらいきますし、あれば後からでもいいんですが。

181ページになるんですが、リサイクルセンター関係とかの事業があったわけなんですけども、今、資源ごみについては、例えば収集するための経費と、それを売却した利益と、収支というのはこれ20年度、20年度については収支全体でいくと、どういうふうな収支になってたかというのはわかりますか。

○木曾弘美委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） ちょっと比較したところではないんですが、20年度につきましては資源ごみ、従来ですと例えばアルミ缶とか、それとか古紙等の売却の経費が2,000万円弱、もしくは1,000万円というようなときもあったんですけども、この20年度につきましては非常にそういう資源の引き取り価格がよかったということで、5,500万円程度の収入が20年度はございました。その売却益につきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、やはり年度によって、例えば雑鉄関係についても、急に今年度みたいに非常に暴落するようなときもありますし、また昨年度みたいに高価で引き取ってもらう等もありますので、やはり流動的なところが多分にあると思いますけども、やはり資源的にはできるだけ循環型という社会の中で、リサイクルをしていきたいと思いますので、負担が出てきても、できるだけそういうものについては回収をしていきたいという考えでございます。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 183ページにリサイクルセンター管理運営委託料という形で、この20年度については三原なり志知なり分かれてあるわけなんですけども、今、粗大ごみの収集が今月いっぱいだったか、三原リサイクルセンターについては無料という形で、期限が迫ってきて、市民の人に聞かれたんですけども。粗大ごみを扱うための経費がそんなにたくさん要っとなのかなと。例えば、今度有料になるけども、その部分がそんなに大きな経費でないんであったら、有料にする必要はないんじゃないかなというふうな聞かれ方をされま

した。そこら辺、粗大ごみを今度リサイクルセンターを中央にまとめることによって、合理化もされると思うんですけども、粗大ごみを扱うことによる経費というのは、算出できるかどうか、ちょっとわかりませんが、粗大ごみを扱うことによる経費というのは、20年度についてはどれぐらいかかってたものかというのはわかりますか。

○木曾弘美委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 20年度につきましては、旧町でそれぞれリサイクルセンターが4カ所、また沼島もあるんですけども、そういうところで収集なりしておったんですけども、その中で経費的につきましては、例えば施設の維持管理については委託料で支出しておったところもありますし、またそこで必要とするものにつきましては、例えば需用費の中で負担をしているんだということで、ちょっと今、それだけをまとめた数字は、ちょっと今、計算してみらんと即出ないというふうな状況でございます。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 私、これは市民に指摘されたんは、今回、1カ所にまとめて合理化をされることで、この議論はもうリサイクルセンターのときにあったわけで、終わっているはずなんですけども、私も勉強不足なんです。その1カ所にまとめたことで、スケールメリットも出てくると思いますし、そうした場合に、粗大ごみを有料化することで、市民に対するサービスの部分と、そこまで、そりゃ1円でもやはりいただいて、財政のためにはやっぱりいただかないかんと思うんですし、受益者負担ということもあると思うんですけども、その市民に言われたんは、そういうことを進める、合理化もするんやし、そのぐらいは市民サービスとして維持した方がよかったんちゃうのと言われたんですけど。これは多分、前回、そのリサイクルセンター建設のときの質疑の中で十分されたと思うんです。僕もそれも聞いて納得した話なんですけど、もう一回だけちょっと粗大ごみの部分を有料化せんと、やっぱりあかんかったんかなというところを聞かせていただいて、多分あかんかったんでやったんだと思うんですけど、もう一回ちょっとおさらいさせてほしいんですけど、その市民はその部分が大きな経費でないんやったら、サービスを続けてほしかったという要望やったんですけど、もう一回その辺をお答えいただきたいと思います。

○木曾弘美委員長 審査の途中であります、暫時休憩いたします。

昼食のため、再開は1時といたします。

(休憩 午後 0時01分)

(再開 午後 1時00分)

○木曾弘美委員長 再開いたします。

引き続き、衛生費ということで。

生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 粗大ごみの有料化ということでございますけれども、旧町の合併する前の旧町それぞれ南淡町と三原町は有料で粗大ごみを収集しており、西淡町と緑町は無料で収集しておったというような状況でありました。それで、合併審のときに、一応それらを統一するというようなことで、そういう意見もなされておりました。今、国が進めております循環型社会の形成という大きなタイトルの中でも、限りある資源につきましては、できるだけリサイクルなり、もしくは資源を大切にしようというようなことで進められておる中で、県も5Rの推進とか、そういうふうなキャッチフレーズで進めておりますけれども、市としまして、その料金をリサイクルセンターへ持ち込み、10月から粗大ごみの持ち込みした場合、10キロ当たり150円いただきますということで、現在、広報等で通知させてもらっておりますけれども、当然その持ち込みしていただいても、現在それを今、淡路で一元化しております広域の粗大ごみ処理場、奥畑の施設ですけども、そちらの方に持ち込みしましても、やはり10キロ150円という金額がかかってきております。その持ち込み等につきましては、市の方で負担するという事なんですけども、そういうものを勘案した中で、やはり無料でそれを市がすべて処理するというのは、やはり受益者というんですか、そういう人につきましては応分の負担をしていただきたいということで、その持ち込みされた方につきましても10キロ150円、また車等がないとか、高齢者等々といういろいろ問題があるかもわかりませんが、そういう方につきましては軒先収集をさせていただいた中には、10キロ300円いただくということで、有料化を考えております。

以上です。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 付属資料の77ページのさんゆ〜館の件についてお伺いいたします。

ここに施設利用人数ということで、平成19年から20年度にかけて若干利用人数が減っております。これまでも議会の中で再三、指定管理になってからの掃除が不十分というような話も出てきておりますけれども、ここでは指定管理料が支払われております。なかなか

か改善策も一部見られてますが、なかなか以前と比べて評判がいまいち芳しくないという
ような状況があるわけですけども。この利用人数が減っていることについて、どうい
ふに分析されているのでしょうか。

○木曾弘美委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 健康課の中濱と申します。よろしくお願ひします。

さんゆ〜館もゆ〜ふるも前年度から指定管理になっておりまして、ともに20年度は若
干の減少が見られます。それぞれ指定管理者の方でも努力していただいておりますけれ
ども、施設の老朽化とか、そういったこともあります。できるだけ顧客数の多いような時
期につきましては、夏の間は無休にしたりとか、それからまたイベントを開催する等で努
力の方をお願いしておるような状態です。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 指定管理になって営業時間の延長、そして今、課長が答弁されたよう
に休日返上ということで。ですから、実績としては、この施設利用人数というのは、従来
型で考えると、さらに減ってるのではないかというふうに分析されると思います。それで、
以前は保健師さんでの定期的な、来られた方への相談活動等がされていたわけですが
でも、ことしは保健師さんの採用ということもあるようですけれども、そこら辺でやはり健
康増進という意味合いから見れば、そういうふうな改善策があれば、さらに利用人数もふ
えるのではないかと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 21年度については、保健師の定期的な健康相談の実施に
ついては考えておりません。今後、さんゆ〜館等の方の話もしまして、またそういう要望
等があれば考えていきたいと思ひます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ここに事業の目的、効果というところで、健康維持及び増進というふ
うに書いてあります。ふれあい交流というのは、会員券の中ではかなり広がって、定着し
ているようには思ひますけれども、やはり来られた方に対して、そういうふうなサービ
スを充実させることによって、利用客の増大というのが図れると思ひますので、ぜひ検討を

お願いしたいと思います。

○木曾弘美委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） また検討させていただきたいと思います。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 なければお願いしたいんですけども、先ほどの粗大ごみの収集なんですけれども、私どものところにも10月から有料になることに対しての懸念の声が広がっておりますけれども、先ほどの答弁ですと、集めたごみをまた奥畑へ持っていく経費が要るから有料は当然だというような話がありましたけれども、すべてがすべて奥畑へ持っていくということではなしに、清掃センターへ行く部分も若干あるかと思えます。以前から求めておりましたけれども、粗大ごみをさらにリサイクルすると。そして、市民の方々に還元するというようなことも、これから5R運動の中では必要ではないかと思えますけど、その点どうなんでしょうか。

○木曾弘美委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 21年度から中央リサイクルセンターを運営しておるんですけども、粗大ごみについてもこの10月から中央リサイクルセンターの方に持ち寄る、もしくは集めてくるということの基本にしております。それで、また今言われましたリサイクルという、使えるものについてはリサイクルという形で有効に使っていこうということは、それはもうこれからも考えていきたいと思っております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、今のこのリサイクルセンターの建設に当たって、そういう計画も当然含まれてたと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○木曾弘美委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 今の施設、建屋の中でのリサイクルという、例えばリサイクルする場合の仮に自転車ですと、それを修繕して、また使えるようにするとか、そういう施設は今の建屋の中、もしくは敷地の中では、ちょっととっておきません。今後、

動向を見ながら、また周辺のところでリサイクル、もしくはそういう施設を考えていきたいと思っています。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 このリサイクルセンターについては、補正予算でも計上されておりますから、補正予算のときにもお伺いする予定にはしているんですけども。これから、そしたらそういう場所の設定というようなことを考えていくということでもありますけれども、この建設に当たっては、そこまでのビジョンがなかったということで理解してよろしいのでしょうか。

○木曾弘美委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 今の中央リサイクルセンターの隣接地にもそういう敷地がございます。それで、現在、そこでリサイクルしたものを提供するというのではなしに、フリーマーケット的な形でも、そこで考えていけるのではないかということも当初から考えておりますので、これからそういう施設を建設することについては、これがちょっと当初見込んでなかったかと言われましたけれども、利用とすれば、そういう提供をしていけるような施設もこれから検討していきたいと思っています。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 また後で補正予算の中でもお話しさせていただきますけれども、やはり大きな建物を建てるときには、その当時もお話しさせていただきましたけれども、やはりそういう長期的なビジョンに立って考えていくという姿勢を、ぜひとっていただきたいと思います。

以上です。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 176ページの清掃費についてお伺いいたします。コミュニティプラントで4施設あると聞いたんですけども、現在、これ不用額が1,482万5,000円ほど計上されております。これについて、予定の金額よりも少なかったということで不用額が出てるんだと思いますねんけれども、なぜこうなったのかご説明をお願いいたします。

○木曾弘美委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） ごみ処理費全体で1,400万円という不用額ですけれども、施設の当初、維持費というんですか、それを見込んでおったんですけれども、施設の運営等につきましても、職員の直接仕事というんですか、そういうものに努力したことによって、経費の節減を図れたと思っています。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 かなり老朽化も進んできてると思うんですけれども、この辺についての、これからのつぎ達まんなんいろいろな機械類の故障等についての予測は立てておられるでしょうか。

○木曾弘美委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 清掃センターにつきましては、建設後、炉につきましては20年余りたっております。当然、現在でも修繕費等は要ってきておるんですけれども、長期的なことで、今、緑地区のごみにつきましては、洲本市と一部事務組合でやまなみ苑という清掃センターをしておるんですけれども、炉を建設する場合につきましては、広域的な立場の中で建設を考えていくということで、そういう事務担当者レベルですけれども、現在、検討を始めてきたような状況でございます。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 ちょっと質問、また角度がちょっと変わるんですけれども、し尿処理による残渣処分の中で、脱水の汚泥について、これが寺内の堆肥センターへ持って行って処分をしていると。904トン処理をしているということなんですけれども、これはいつも寺内堆肥センターへ持って行ってらるのでしょうか。それと、その中で費用は大体何ぼぐらいをかけておられるのでしょうか。要するに、この堆肥センターには管理者がおりますよね。その管理のために幾らか汚泥を持っていくためにお金を落としているのでしょうか。

○木曾弘美委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 衛生センターの処理をするのに伴いまして、汚泥が発生してきます。それを引き取っていただくのが、現在、寺内の施設です。そこへ経費を負担

して、引き取り経費を支払って処分をお願いしているような状況です。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 この脱水汚泥は、今のところ毎年大体これぐらいの量やとは思いますが、すけれども、これを寺内だけじゃなしに、ほかの堆肥センターへ持ち込みということで、入札ですけれども、そういうふうなことで引き受けの金額等をもう少し抑えるとかいうことはできないでしょうか。

○木曾弘美委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大） 寺内へ持ち込みしたときには、その施設自身が寺内ではなかったということと、また今後、ほかの地域でもそういう牛のふん尿等々をあわせて処理する施設もございますので、金額的なことで対応できるのであれば検討していきたいんですけど、やはり当初、その処理についてもできるだけ安くあげたいということで、堆肥センターの方をお願いした経緯もありますので、そこらは経緯等ももう一度検討した中で、今、少しでも安くできるような方法があれば、また検討していきたいと思っています。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 それは最初の契約でそうはなってるとは思いますが、ただ、寺内の部落の中で、風向きによってかなりにおいがきついということもありましたんですけども、ふん尿に対しての分か、それともし尿処理をそれをまぜることによって、においが余計きつくなかったんか、ちょっと僕も不明なんですけれども。そういったことで、少しでもにおいの軽減のためには、ほかのどこへも持ち込みを考えていただければなと思っています。検討をお願いします。

以上。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木曾弘美委員長 皆さんをお願いいたします。

委員長と言ってから、挙手をお願いいたします。

④ 労働費、農林水産業費

○木曾弘美委員長 次に、款5労働費、款6農林水産業費、ページ194ページから231ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

砂田委員。

○砂田泉洋委員 221ページ、付属資料では91ページですか。本庄川ダムの、これも業務委託料ですけども、巡回監視業務委託料300万円。これはどのような監視をして、どこに任せてあって、月に何回程度巡回しとるか。それをちょっとお尋ねします。

○木曾弘美委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 農地整備課長の大瀬でございます。

ご質問の巡回監視業務委託料300万円につきましては、これは水利権をお持ちの南淡南部土地改良区に委託をお願いしております。これは基本的に週3回の巡回を行うということで、湖面はもとよりダム本体ですね、それから周回道路の倒木等も含めまして、巡回監視をしていただいております。そのうちの1回につきましては、ダム本体の漏水調査もやっただいておるということでございます。

以上です。

○木曾弘美委員長 砂田委員。

○砂田泉洋委員 そのダム本体、堰堤も含めての監視業務ということですけど、さっき言われた地元の何とかいう団体、そこにそんな専門家がおりますか。

○木曾弘美委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 巡回につきましては目視ですので、そんなに専門的な技術は必要ございません。漏水につきましても、水の量をはかるものでして、それを記録していただいて、私どもに報告をいただくということになってますので、特に専門的な知識というのは必要ございません。

○木曾弘美委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 さっき言うた、月に何回と言うたかな、もう一回ちょっとすいません。週3回、わかった。週3回か、それで300万円いうたら、結構ええ値かなと思いますけど。それはそれとして、その次のダムの湖面の清掃委託料。これは恐らくダムに入ってくる流木とかそういうものの撤去処理やと思うんですけども。20年度で何トンあって、どこでどのように処理したか、ちょっとお尋ねします。

○木曾弘美委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） ちょっと処理をしたボリュームまでは、ちょっと今把握をしておりません。業者につきましては、民間の土建業者で入札をさせていただいております。申しわけございません。

○木曾弘美委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 量もわからんのにこの金額をどないして算出したんか、それもちょっと聞きたいねんけど。

○木曾弘美委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 設計の中で積算をしておりますけれども、今、数字については把握をしてないということでございます。

○木曾弘美委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 そらまあ、それはそれで構わへんねんけども、一遍どんだけの量が、どのように処理されたか。それは把握しとかな、ちょっと予算を執行するのにぐあい悪いと思うんで、それは気つけとってください。終わります。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 関連質問なんですけれども、この堆砂測量委託料105万円。221ページなんですけれども。これがどれだけ各ダムに堆積してるんかということ、最終的にかなりようけ積もった場合に、この砂を、土ですね、砂、土をすくい取って、前に一回和歌山かどっかの水産試験場で聞いたことがあるんですけども、ダムに堆積した泥、砂、それを海岸に搬入することによって、その海岸の生き物の育成に物すごい、その土や砂

がいいということを知ったんですけれども。そういったことをこれから先に堆積物の量を、かなりオーバーしてきたときにするだけの予算とかそんなのは、基金みたいに置いているんでしょうか。

○木曾弘美委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 本庄川ダムにつきましては、堆砂測量の結果、これまでまだまだ余裕があるというふうなことで、処分費については特に計上したことはございません。堆砂量につきましては、本庄川の場合は16万7,500トン程度の堆砂量を持っております。ここがそのボリュームに達しないと処理を検討しないというふうなことになりますので、まだ大分先のことかと思えます。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 そういったことで、本庄川ダムだけじゃなしに、成相ダムとかいろいろダムがあるわけなんですけれども、これはもう全部、管理というか、管理は県に任せていると思うんですけれども、この辺のどれぐらいたまった量やというのは、全部その都度、市には報告があるんでしょうか。

○木曾弘美委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 失礼します、管理課の和田です。

堆砂容量等の報告につきましては、現在、県の方からの報告は随時いただいております。求めれば教えていただけると思うんですけれども、現在、報告はいただいております。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 できたらその辺も報告を求めて、ある程度の土砂が積もった場合に、海岸に持っていく方が、海岸線のこれからの先、生物の育成にはいいんじゃないかなと思いますんで、砂がどんどん削られていっている状況ですので、そういったものを海岸線に持ち込めば、ダムの土砂も堆積も少なくできるし、なおかつ海岸線のそういうふうな生物をきちっと生育、守っていくためには必要なことじゃないかと思えますんで、この辺の県とも話し合いをしながら、努力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○木曾弘美委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） ご指摘のとおり、海岸に持ち込むのがいいという効果の面も確かにあるのかなとは思いますが、逆にリスクの面もかなりあると思います。特にダムの泥につきましては、今、カトサギク等外来種のことをやかましく言われてますので、その土砂を持ち込むということがいいのか悪いのかというのは、もっと専門的な機関で検討が必要かと思っております。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 多分それは淡水と海水との違いによって、海水では多分生きられないと思います。
以上です。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 関連でお尋ねしますが、221ページの堆砂測量委託料。これはどんなふうに行うわけですか、105万かけるというたら、どういうふうに。

○木曾弘美委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） これは、はかる道具が届くところについては深さをはかって、前回の分と比較をした中で量をはかると。深いところにつきましては、電波を飛ばしまして、その反射する時間によって深さをはかると。それで、前年度のデータと比較して、ボリュームを計算するという作業になります。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 ことしが105万円で、去年は174万3,000円となっておりますけども。これは毎回、業者とかは違って、その都度何か業者選定とかしながら金額も変わってきてやっているわけですか。

○木曾弘美委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 平成19年度までは、兵庫県の土地改良事業団体連合会の方へ随契でお願いをしておったと思っております。20年度から業者で入札をさせていただいて、金額が下がったということでございます。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 これは、砂がどれぐらいたまつたかと調べるように理解したんですけど、先ほど、かなりまだ余裕があるような話をされとったと思うんですけど。これは毎年せんといかんということになつとるわけですか。

○木曾弘美委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 一応、ダムという性格上、危機管理の面から申しまして、基本的に年1回するということを、利水団体の協議の中で決めております。県も入った中での話になっておりますので、毎年やっております。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 205ページ、食肉センターの負担金なんですけども、これは淡路広域なんで、負担割合は決まっているわけなんですけども。これは総額は幾らぐらいになるんですか。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 農林振興課の太田です。よろしく願いいたします。
1億1,553万2,000円が歳入で、歳出が1億870万8,000円でございます。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 総額でそれだけ。それで、南あわじ市の負担金が二千三百何がしという形なんですか。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 南あわじ市、今言われました2,354万7,000円で

ございます。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ、今後の見通しなんですけども、負担金がふえていく状況にはないんですか。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 当初、広域のこの食肉センターにつきましては、7,000頭から8,000頭という屠殺頭数で換算をしてみたわけなんですけど、現在、4,000頭前後ということで、4,000頭前後であれば、2,300万円程度の今後も負担をしていかなければいけないというふうに認識をしております。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 最初、計画されたときには、7,000頭前後あると。それが4,000頭、4,500頭になってきたということで、負担がふえたんですね。そやから、これからもこの4,000の屠殺で推移していく見通しなんですけど、ということなんです。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 2,354万7,000円のこの金額については、今後も4,000頭であれば推移していくものと思っております。ただ、7,000頭、8,000頭であれば、負担金はもっと少ないというふうに考えていたところであります。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 199ページ、負担金のとこなんですけども、県タマネギ協会負担金342万円上がっているんですけど、この加盟団体数、いわゆる自治体ですが、何自治体ぐらいあるんですか。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 県タマネギ協会につきましては、淡路3市と、そして淡

路日の出、あわじ島農協で負担金を算出しております。5団体であります。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 県タマネギ協会ということなんで、淡路と、これは淡路島内の協会ですか、これは。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 県タマネギ協会につきましては、淡路3市と、そして先ほど言いました、淡路タマネギ商業協同組合、そして農協、そして県全農連の役員が参加をしております。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる5団体で運営されているということなんですけども。これ総額は幾らの金額で運営されているんですか。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 総額については、5,500万円程度でございます。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そしたらこれ、いわゆる算定根拠、南あわじ市が342万円出してる算定根拠は何ですか。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 算定根拠については、均等割とタマネギの作付面積割でございます。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 淡路3市ですよ、作付しているのは。そのうちで算定根拠が南あわ

じ市は、この12分の1ぐらいなんですよね。作付面積ってそんなに差が出るんですか。淡路市と洲本市でそれだけの作付をやっているんですか。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 計算の基礎となる作付面積については、洲本市74ヘク、淡路市36ヘク、南あわじ市1,328ヘクです。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いやいや、一番多いところが一番少ないんですか、負担金。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 洲本市が25万円、淡路市25万円、南あわじ市342万円、そしてJA日の出31万円、あわじ島農協317万円ということになっております。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 足して5,500もなりますか。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） これにつきましては、タマネギの検査とか、そうした検査委託料ということで、農協の方から入っております。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ実際の仕事と、いわゆる集めているお金と、負担目的が本当に一致してますか。そういうふうに認識しているんですか。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 県タマネギ協会については、タマネギの特産地、産地ということで、西日本を代表するような産地であるということで、こうした協議会が設立を

されておるわけなんです、その中身について、金額的には大きな金額になっているわけなんです、タマネギの検査とか、今ご指摘のあった野菜の検査というようなものも現実には含まれているところでありますが、タマネギの振興、生産の振興ということで、こうした会が設立をされて、そのために予算化しているところでもあります。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ、いわゆる負担割合を全部出したって五、六百万なんですよね、足しても。それで5,500万円の事業をされているということなんですけども。これに携わっている人数いうたら、どれぐらいいてるんですか。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 職員については2名でございます。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 どっかに委託されているんですか。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 検査員20名でございます。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 この検査員はどこに張りついているんですか。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 各農協、支所なり、農協の方に配属されております。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 配属されてるんですけども、この人の身分はどこにあるんですか。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） それぞれの所属している団体等にあると認識しております。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 それぞれの団体というのは、3市と2農協と、それと県の協会ですか。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 3市には配属されておませんが、農協等に配属されているものと思います。

○木曾弘美委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 今、事業費の5,500万円と言いましたけれども、これにつきましては、その各野菜等についての検査をやっています。これについてはJAの方から、この検査料というのをいただきまして、私どものこのタマネギ協会の方から、各今検査しているものに支払いをしています。このタマネギのトータルの金額ですけど、おおむね800万円ぐらいになります。この800万円については、タマネギの事業についての事業を行っている。5,500万円のうち800万円は別でっせと。残りの分はそういう検査に使ってますということです。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 このタマネギ協会の負担金ということやから、いわゆるこれは県の協会ということやけども、実際はもう淡路の協会やと。そして、タマネギだけじゃなしに、本来はもう軟弱野菜が主で運営している協会やというふうに聞こえてくるんやけども。そういう理解でいいんですか。

○木曾弘美委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） やっぱり私どもの、この三原平野といいますのは、タマネギが主なものでございます。このタマネギというのを全国に売り出そうということで

す。今、県という名で淡路だけやないかというようなことでございますけれども、当然、お金はいただいておりませんけれども、県も入っていただいています。その中で、淡路のタマネギどうしていくかというようなことでやっております、事業については、その作付の面積であったり、病虫害の対策であったり、もろもろなタマネギのこともやっております。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 県にも入ってもらって、タマネギのことももろもろというような言い方をされたよね、今。淡路、いわゆる南あわじ市、タマネギもそうですし、いわゆるレタス、いわゆる軟弱。売り上げからいえば、どっちが多いのかなという気がするんですけども。本当にこれタマネギをもう冠にせんでも、きっちりした名前にしたらどないですの。

○木曾弘美委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（木場 徹） 今、いろいろとお話が出ったんですが、やはりこれ伝統あるタマネギですので、産地としてやはり県も携わっていただき、また淡路、たまたま淡路だけになっておりますが、本土にも若干あるんですけども微々たるもので、その中でも特に南あわじ市が大半を占めているということで、県タマネギ協会という名前をずっと以前から使っておりますけれども、実質はこの辺が主です。ですから、そういうことも検討したいと思っておりますけれども、やっぱりタマネギを守っていく、ほんまものタマネギということになれば、やはり県の、大きく兵庫県というタイトルがやっぱり欲しいというのが本音でございます。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 わからんでもないし、そうやと思うんです。そやから、きょう午前中のときに、いわゆる負担金、分担金等について、本当にその趣旨に沿って支出されてますかというような質問をさせてもうたんも、ここにあったんですけどね。一応終わっておきます。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、タマネギの話が出たので、ちょっとお聞きしたいんですけども。201ページ、202ページの農業振興費ということで、先ほど来タマネギが、もうやっ

ぱり私は西日本というよりは全国的なブランドやと思ってまして、一番、先ほども1,600ヘクタールとか、前2,000戸ぐらいの生産農家がおることを一般質問のときに言いましたけど。すそ野も広いし、関連する業者さんなり、農家もちろん生産者もずば抜けて多い特産品だというふうに思ってますので。それに対していろいろ支援をされと思うんですが、商工観光なりの予算というのものもあるかと思うんですけど、農業振興の方でタマネギの販売促進に係るような補助金とか、そういったものはありますか。あればどれぐらいを使っていますか。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 今現在、野菜の産地振興に寄与しているものについては、育苗センターの苗とかに補助、ブロッコリーに補助、そして良質堆肥に補助というような形になっております。それで、タマネギにつきましては、先ほど来言ってますように、西日本、日本を代表するような特産地でありますので、今後そうした振興に役立つようなことを考えていきたいと、そのように思っております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 商工との関係が出てくると思うんですけど、先ほど育苗センター、堆肥の助成等は生産に係る方の支援で。農業振興費でそれを置かれておるのは当然だと思います。販売ということになると、これは農業振興とか農業関連の予算を置くことになるんでしょうか、それとも商工関係の予算で対応するようになるんでしょうか。

○木曾弘美委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（木場 徹） 今のご質問ですけども、やっぱり生産者団体に対する助成となれば、我々、農業振興課と思っております。ですから、農協さんとか、そういう関係の助成につきましては、農業振興部が担当することになるかと思っております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 以前、農協でタマネギのコマーシャルというか、野菜のコマーシャルとか流してたようなことがあったと思うんですけど、今はそういうものに対しての、20年度についてはそういうものに対しての助成は、販売促進やと思うんですけど、そういう形で農協等に出したとか、そういうようなタマネギの販売促進に関するようなことで出し

たような経費というのがありますか。

○木曾弘美委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 国の補助金をもらってやっている事業は、タマネギのCMをやったり、また作付のカレンダー等の、そういうものでのソフト事業はやっております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、それは決算の中でどこに出てきておるんですか。

○木曾弘美委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（木場 徹） 203ページの産地競争力強化総合対策事業補助金290万円、これが今、次長から申しました暦等の事業でございます。

○木曾弘美委員長 審査の途中であります、暫時休憩いたします。
再開は、午後2時といたします。

（休憩 午後 1時50分）

（再開 午後 2時00分）

○木曾弘美委員長 再開いたします。

款5労働費、款6農林水産業費、194ページから231ページまで、ほかに質疑ございませんか。

砂田委員。

○砂田杲洋委員 あんまりしつこく聞く気ないねんけども、警告とおいてください。さっきの221ページの使用料及手数料。下の方に専用回線使用料。これは何の回線か、それと月、また3万円ぐらい要ると思うねんけども。ちょっとこれ、何の回線か教えてください。

○木曾弘美委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） これはダムの管理棟と兵庫県の土地改良事務所、また南あわじ市を電話回線でつなぐ使用料でございます、流入の水量とか貯水量とかを即座に確認できるということになっております。

○木曾弘美委員長 砂田委員。

○砂田泉洋委員 そないしょっちゅう使うことないと思うねんけど、月3万円いうたら割合高いんじゃないかと思うねんけど。それと、さっき質問した清掃委託料とか、そのほか、ちょっとこれ旧町からそのまま市に持ち込まれとるように思うんやけども、これは一遍、その都度ちょっと見直していかないかんのではないかと思うねんけど。その点、どうですか。見直す気はありませんか。

○木曾弘美委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） これにつきまして受水といいますか、利水の団体が兵庫県と広域水道企業団、そして南淡南部土地改良区の3者になっておりまして、その協議の中で、極力経費の削減には努めておるわけでございます。それぞれ団体さんに負担をいただくなくてはなりませんので、そういうことをやっておりますけども、今、上げております経費につきましては、必要最低限の管理協定で定めるような経費というふうな解釈であります。

○木曾弘美委員長 砂田委員。

○砂田泉洋委員 そりゃ、いろいろもろもろのいきさつもあろうかと思われまますけども、この委託料や保守点検料、かなり不透明なものがあるようなので、一遍、中田市政の2期目で、こういうのをちょっと見直しをいただいて、もっと健全化させていただきたいと思っております。終わります。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 228ページで、漁港海岸活性化事業というのがあります。付属資料の95ページを見てますと、事業の目的、効果で、漁業と観光の融合を図るとなっておりますけども、伊弉うずしお村については以前から名古屋からの修学旅行をたくさん受け入れておって、私も1回見に行ったことがあるんですが、たくさん来られておるし、大変好

評な事業だと思っておりますけども。その辺の20年度の受け入れ状況なり、そういった私は漁業と観光の融合というのにぴったしだと思うんですけども、その辺の状況を教えてください。

○木曾弘美委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 水産振興課の早川です。よろしく申し上げます。

ただいま委員がおっしゃってましたように、伊毘うずしお村に関しましては、修学旅行を兼ねた団体客が多数最近来られるようになっております。それも伊毘という土地柄、伊毘の人が全員出て、体験、船で沖へ連れていったり、それから干物、アジ等の干物の開き等で、その体験をさせて、後ほど各学校なり団体客先へ送付してやるというようなことが、実ってきたんじゃないかと思っております。

それから、伊毘うずしお村の利用者数ですけども、平成19年が7,952名、平成20年が8,796名となっております。

以上です。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 今お聞きしたように、かなり私も1回見たときに、漁協の人とか民宿の人が出ていかれて、一生懸命接待というか対応されとるのを見まして、ああ、ええことやなと思ったんですが。実際に民宿とかの方の、あるいは漁協にとって、この今やっていることというのは、経営的にプラスになってますか。

○木曾弘美委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 当然、修学旅行客等団体客等につきましては、宿泊をしてもらいます。当然、伊毘にも民宿、旅館等がございます。そこに泊まっていただく。それで地元にお金が落ちると。それから、漁協に関しましては、修学旅行の体験学習で漁船を出すと。用船料をもらえるというようなことで、利益につながっていると思っております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 これも随分前に一般質問したことがあるんですけど、そういった体験的な団体、学生、あるいは老人会とかを、土日やなしに平日に受け入れるというふうなこ

とは、私はこういう民宿とかにとっては大事なことでないかなというふうに思っていて、そのときに例えば体育館であったり、グラウンドであったり、簡単な合宿であったりというところで、そういう施設等も連携をとって提供されてはどうですかというふうなことを、もう大分前に提案したことがあったんですけども。今、この伊毘うずしお村については、民宿なり漁協が主に対応されておいて、そういった体験を中心だと思いますが、あとそういった丘の上での何かそういう合宿とか、そういったものにもぜひつなげてほしいなと思うんですけど、そういうふうな構想というのは特に持ってはいないんですか。

○木曾弘美委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 今言われたように、スポーツ合宿等にまた関連した、絡めていったらいいと思うんですけども。いろんな宿泊施設等、それから体育館、グラウンド等、そこらとのまだ連携等が、まだ十分いってないのが現状でございます。追々、漁協なり教育委員会等と協議しながら、進めていきたいと思っております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、主体になっているのが指定管理で漁協が受けているような気がするんですけど、実際は民宿の中で世話人がいろいろやられておるように思っています。そこら辺も、ぜひどういった体制で事業をやっていくのが一番ええのか、いろいろ協議いただいて、商工観光とも連携をとる中で、ぜひ進めていただきたいというふうに思っています。その辺、もしありましたら、ちょっと感想とかご意見も伺って終わりにしたいと思います。

○木曾弘美委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 商工観光課の課長の興津です。よろしく願いいたします。

先ほど委員の提案がありました、団体等の誘致の関係なんですけども、後でまた観光費の方で出てくるんですけども、観光費の中で合宿誘致ということで、十何名の団体客が来られたときには、高速道路の橋代だけはお客さんからもらわないで、こちらで補助するという形で進めております。また、それで先ほどの体育館とかいろいろ施設についても、これはまた教育部の方になってくるんですけども、団体客に対しては、そういう申請があれば若干免除するというのも聞いてますので、そういうこともこれからもいろいろ検討していきたいと思っております。

以上です。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 ぜひ、今上がっただけでも教育部と商工と農林振興とあるわけですので、一元化していただいて、伊弉うずしお村に一元化していただくのがええと思うんですけど、いろいろワンストップというか、一発で連携がとれて、いろんなサービスを利用できるように連携をとるようなことを、ぜひ今後、検討いただきたいというふうに要望して終わります。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 214ページの農業公園についてお伺いいたします。付属資料では90ページとなっています。その中で聞くわけですが、消耗品費459万円余り。それと、コピーの管理委託料で46万4,000円ありますけれども、この消耗品費、具体的にお伺いしたいわけですが、

○木曾弘美委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 農業公園の方の消耗品費の関係なんですけども、主にPRの特産品の購入ということで、さんちゃん市から野菜を購入しているのが約280万円。地元の乳製品を購入して、皆さんに無料販売しているのが104万円。それが主な消耗品の中身になってくるかと思えます。

あと、コピーの分につきましては委託料の中でコピーの保守管理委託料ということで、うちの商工観光課内でコピーをしている分の委託料でございます。あと、南あわじ農業公園の方に委託料として指定管理ということで8,550万円行ってます。

以上です。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっとコピーの保守管理委託料というのが、他の分野に比べて若干高いというふうなことがあったので聞いたわけですが、台数の違いかなというふうに思うんですけども。

それと、先日、南あわじ農業公園株式会社の収支報告書というのが出されております。その中では、これは第三セクターということですが、この公園株式会社の決算では、

1年間で約190万円ほどの赤字決算というふうになっているかと思います。その中で、以前から指摘があったファームへの業務委託料というのも2億7,200万円ほど計上されて、具体的にお金の流れというのが明確になったかと思いますが、これも。こういうふうに赤字決算を打つというような状況の中で、ファームの業務委託料という考え方について、どういうふうな、これからの推移というのがどういうふうになっていくのか、ちょっとお尋ねいたします。

○木曾弘美委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 農業公園の決算につきましては、お手元の資料の中で委員のご指摘のとおり190万円、ことし赤字いってるんですけども。ことし、コアラの友好事業団として700万円ほど農業公園から寄附を出しております。そういうことで、この700万円の出費がなかったら黒字経営ということで、経営自体は、きのうも中間検査したんですけども、経営自体は順調にいったという報告を受けています。
以上です。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ここに書いてある寄附金、コアラ友好事業費700万円、これがなければという話ですけど。そしたら、これは単年度のみで、これからはこういうお金は出ていかないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○木曾弘美委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） これにつきましては、あくまでも南あわじ農業公園の経営の中ですので、私個人がないと言うことは、ちょっと。南あわじ農業公園の中の経営なので、それ以上はちょっとお許し願えればと思います。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ここに社長もおいでるんですけど、この農業公園のこの市の決算と、株式会社南あわじ農業公園の決算とは連動していくというように私は理解しておりますので、ちょっと重ねて質問させていただいておりますけれども、このコアラ友好事業費というのは、もう単年度というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○木曾弘美委員長 副市長。

○副市長(川野四朗) そのように思っております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、今後、この一般会計で持つ経費なり、これからの考え方というのは同じような形態になるというふうな話でありますけれども、先ほど言っておられた乳製品104万円というのは、入場者に淡路島牛乳を配っている経費だというふうに思います。これは夏場に限定されているのかと思うんですけれども、それでいかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 商工観光課長。

○商工観光課長(興津良祐) 夏場もあるんですけれども、春も連休とかそういうゴールデンウィークに来られるお客さんが多いときに、そういう地元の特産品をPRするという事業展開で行っております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この乳製品については酪農の支援ということになるわけですが、新工場建設というのが前へ行かない状況の中で、さらにPRを兼ねた分で通年という考え方には立ち切れないのでしょうか。

○木曾弘美委員長 商工観光課長。

○商工観光課長(興津良祐) この農業公園での乳製品のPRにつきましては、毎年実施しておりますので、来年も続ける予定であります。

以上です。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 毎年というのはわかるんですけど、年じゅうという意味で質問させていただいたんですけど。

○木曾弘美委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） これについては、先ほど春、夏と言いましたけども、秋にも実施できたらしたいと思っています。
以上です。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ぜひ、1年間の支援というのをお願いしたいというふうに思います。
それで、戻れば先ほどのファームの業務委託料ですけれども、経費全体のほとんどを占めているわけですけれども、この考え方についてはファームとの調整というのは、どういうふうになっているのでしょうか。

○木曾弘美委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） この農業公園につきましては、南あわじ市、株式会社ファーム、南あわじ市商工会、JA淡路島、淡路島酪農協同組合と株主さんがいます。その中で、先ほど言われました中身につきましては、コアラのユーカリとか、コアラの飼育の指定管理料が8,550万円ですか、それと入場料の96%を株式会社ファームに業務委託をしております。あと4%につきましては、一般管理費として南あわじ農業公園の方で経費として経営をしております。
以上です。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 このたびの資料を見れば、若干、入場者数が少なくなっている中で、これからの経営というのは大分工夫しなければ厳しい面があるかと思えますけれども、そこら辺での見直し等は、これから議題として上っていくのは当然の話になるかと思えますけれども、その点いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） この決算の中で、収入の部にいたしましては、主に入園料。その中で市の委託料というのが計上しております。その中で、先ほど言いましたように入園料の96%等を市の委託料8,550万円株式会社さんの方で公園の維持管理を

してもらっていると。あと、もろもろの経費、要る経費につきましては、この4%の中で経営をしているということで、この中身については、また株主総会なりいろいろな中で計上していくものと考えております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 223ページ、野生動物の防護柵に関連してお聞きしたいんですが。これは決算というより、さきの8月半ばごろに電気柵での感電死事故があったわけですが、その原因とかいうのはわかっていますか。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 8月の事件につきましては、湊の方の田で、山の奥の方なんですが、それについては関西電力の方がメーターまでは設置をします。それからあとの配線については、電気業者がするようなことになっているわけなんですが、自分でしたと。それで、一応電流の流れるのを抑える機械を設置をして、そしてそういう配線をするのが普通の電気柵の仕様でございます。そうしたことをしなくて、自分で配線をしたということで、何らかの自分の体調不良もあったかもわかりませんが、体を電気が走ったというような悲しい事件があったと認識をしております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 イノシシとかシカをよけるのに、いろいろな対策を農家がみずから講じておられると思うんですけど、ここにあります設置の補助事業とかでは、電気柵とかいうのは対象になるわけですか。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 電気柵についても補助事業のメニューの1つであります。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、電気柵の設置の実態状況、あるいは今回の事故もありましたんで、再発防止とかは考えておられるかと思うんですけど、その辺はどうですか。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 電気柵の事故については、その事故以来、文字放送なり、そしてまた農会長さんを通じての周知なり、そうしたことでそういった自分でつくっている電気柵があれば、こちらの方へ報告をしていただきたいというような、そしてまた危険であるというような内容の文書を直ちに通知をしたところであります。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら今現在の実態調査とかいうことは、行ってないわけですか。

○木曾弘美委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 厳密に実態調査については、これまでどれだけ電気柵を設置しているかということは、前の資料等で確認をしたところではありますが、現場に行つてすべてを見たというものではございません。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 ぜひ、こんな事故がありましたんで、これがもし、これは何か自分で工事して、自分で犠牲になったような感じみたいですけど、やっぱり第三者を巻き込むようなことがあったら大変だと思いますので、その辺の対策も十分お願いをしておきたいと思ひます。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

⑤ 商工費

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、次、款7商工費、ページは230ページから245ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 付属資料の97ページに観光協会補助金というのが出ております。その上に、淡路島観光連盟負担金。これまでも議会の一般質問等でこの観光協会なり観光連盟のこともたびたび出ておりましたけれども、淡路一本にというような話もあるかと思えますけれども、ここら辺の補助金の考え方についてお伺いいたします。

○木曾弘美委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 委員のご指摘は、観光連盟と観光協会が2つの補助金がかかっているというご質問だと思います。今、淡路島の観光圏という中で、島内の観光協会、観光連盟の一元化という話が今進んでおります。それが現実的に淡路島観光協会と一本になれば、今の2つの二重構造の観光のあり方は変わっていくのかなと思っています。以上です。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 南あわじ市は1つの売り出そうキャンペーンの中で、観光も産業の1つだというふうに位置づけておりますけれども、3市の中ではそれぞれ温度差があるかと思えます。その中で一本化というのは、なかなか難しい話にもなるかと思えますけれども、その点いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 確かに各観光協会の性格上、いろいろ3市ともいろいろあります。その中で、今、淡路の県民局が窓口になりまして、その温度差をどんなふうな支部組織をつくった1つの組織がいいんか、もう本部を一本にもう全部まとめた組織がいいんかというのは、今から今後、観光圏の再編部会ということで話を詰めていく段階でございます。以上です。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、県民局が中心になって、この淡路の観光をどう発展させていくかというようなことになってくるわけですか。

○木曾弘美委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 流れるには、3年前に3市の市長さんの連名で、各観光協会に観光協会の一本化ということが提案されました。それで、淡路島が観光圏を認定された中で、国の方からも観光圏を進める中では、やっぱり淡路が一本でなかったらだめですよという提言も受けておりますので、その中で、また各3市の市長さんの連名あてで、各観光協会連盟に観光協会が一本にしてくださいということで、そうしたら県民局が事務局になりますよということで進めております。

以上です。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど申し上げたように、3市の中でもちょっと温度差があるという中で、一本化する中で、十分これまでの協会のあり方がスムーズに行くかというような声もあるようですので、そこら辺も十分協議を重ねていかないと、なかなか前へ行きにくい話なのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） この件についてもいろいろ意見を交わした中で、また各観光協会の中で持ち寄って、いろいろと話を精査していかなければならないと思っておりますので、これは今後また進んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 加盟している方々の合意がなければ、なかなか前へ行く事業ではないと思いますので、その点、お願いしたいと思います。終わります。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 235ページの商工振興費の補助金の関係で、付属資料ですと96ページに19ほどずっと項目があるんですけども、これの15番、16番、17番、18番、それぞれ私が見たら同じように見えるんですけど、それぞれの違いと効果について簡単に説明をお願いしたいと思います。

○木曾弘美委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 多分委員のご指摘は、15、JAPANブランドの支援、これは平成17年に認定を受けて、そのときに海外展開ということで、アメリカ、中国に行ったと聞いております。それで、この平成20年度は2年目ということで、上海、北京の展示場、また台湾の展示場と出展をしております。それで、3年目の平成21年度もJAPANブランドの支援事業を国の認定の補助金をもらいまして、海外展開をしております。その中で、この前新聞で報道がありましたように、初めて中国の方に販売ルートができたということで、出荷ができたというニュースが出ております。

16番の、新分野進出等支援事業につきましては、20年度につきましては、かわらの事業所で発生する廃棄物のごみくずですか、それを原料とした焼却燃料のボイラーとか熱交換機とか、そういう研究品について県の補助ももらいまして、市も随伴補助をしまして、そういう事業を行っております。ことしにつきましては、市の補助はないんですけれども、国の補助を使いまして、かわらの下にその熱を温水にエネルギー交換できるように、今、試験をしております。

それで、あと17番の地場産業の、淡路瓦活性化支援事業ですけども、これは各かわらのPRということで各展示会場への出展、またパンフレットの作成。淡路かわらをPRする費用でございまして、これについても国の補助、また市の随伴補助で活動しております。

あと、地域資源活用支援展開事業につきましては、淡路がわらの、かわらの販路拡大のために、またこれも国が2分の1の補助金、国が400万円、県が400万円、市が100万円ということで、これも先ほど支援事業ですか、PRとはまた別にいろいろな販路拡大のために、淡路がわら工業組合が事業展開をしている事業でございます。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 いろいろ国の事業とかをうまく活用されて、大々的にかわらに支援をされとると思うんですけども。先ほどちょっとタマネギの方を何とかならんかなと思ったんですけど。商工振興の方でタマネギの販路とかについては、特に何か考えてないですか。

○木曾弘美委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（水田泰善） 産業振興部の水田です。よろしく申し上げます。

先ほど、タマネギの販路という話ですが、タマネギの加工品に当たるのか、タマネギ自身をそのまま出すのか、それによって大きく変わってくると思いますし、また今現在、タマネギの加工品が非常にたくさん出回っておりますが、ほとんどの原料が農家からの購入とかそういうんでなしに、農商工連携でもちょっと話ししよったんですが、もうほとんど

が二等品のタマネギ、農協から出るようなくずタマネギを加工しておると。農家に対してのメリットも何もないということで、ここには今現在、うちの方では動いておりません。こういう状態であれば、動く必要もないのかなとは考えております。

以上です。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

⑥ 土木費

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、次、款8土木費。ページは244ページから261ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

武田委員。

○武田昌起委員 249ページなんですけれども、この中で道路橋梁の維持工事費が6,410万円となっております。この中で、これには白線引きは入っておるのでしょうか。

○木曾弘美委員長 建設課長。

○建設課長(神田拓治) 建設課の神田です。よろしく申し上げます。

道路橋梁維持費につきましては、工事請負費の中に安全施設等の工事につきましてのライン引きとかガードレール、安全施設等の工事費が入っております。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 今聞いたところでは、白線引きは入っていないように今聞いたんですけども、これ白線引きということで、僕も前の一般質問の中でも言うところなんですけれども、これだけの金額が上がって、なおかつ下にも道路橋梁の維持補修材料費も上がっております。そして、前のページにも247ページにも、それぞれに修繕料とかいうて1,308万円とかいうて上がっておりますけれども、こういった中におきまして白線引きが、かなり道路の中で白線が消えかけているところが多々見受けられます。こういったことをやっぱり安全の面から、必ずやっぱり補修はしていつてもらいたいと思いますけれども、この辺についての考えをお聞かせ願いたいと思います。

○木曾弘美委員長 建設課長。

○建設課長（神田拓治） 先ほどの工事請負費の中には、全体箇所といたしまして46カ所。そのうちの道路の維持修繕については32カ所。安全施設関係については12カ所実施しております。先ほども言われましたように、ラインが消えている箇所が、結構私も見当たります。それについては、計画的に今年度予算にも入れておりますので、実施していきたいなというふうに思っております。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 昨年的一般質問のときには、その白線引きの分も請求したんですけども、それについては予算を余計に置いてると聞いてしまったんですけども、この辺での実質はほんまに白線引きの事業が、本当に通学路を主にやるというように聞いてしまったんですけども、そのほかの重要な道路について、やっぱりしっかりと白線引きは行っていただきたいと思っておりますので、その辺についてよろしくお願い申し上げます。答えは結構です。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 251ページの河川維持費について伺います。前的一般質問で蛭子委員も、台風23号、16年の被害の後のことを質問されておりました。今、そういう低地帯については抜本的な、排水機場とかいろいろ着手をされるということなんですけども、あぁいった以前というか、前回大きな被害を受けて修繕したようなところというのは、やはり次のそういった抜本的な改修までに、また再発するという心配はあると思うんですけども。そういった部分で、やはり草刈りとか、底をさらえるとかいうことは必要になってくるというふうに思っています。それぞれ協議をされて、優先順位をつけてやっておられるとは思いますが、以前にそういった危険箇所みたいな形でマークしておるのか。そこに対しては何か基準があって、例えば土砂の堆積がどれぐらいまで来たら優先的にとるとか、そういうふうな草刈りとか、そういう注意ポイントというか、危険箇所として認識しておるような、防災マップはあるんですけども、あれを見てるとはらんしたときの水の高さとかいうふうになつとるんですけど、決壊のおそれがある場所とか、の高い場所とか、それぞれに対しての監視体制とかいうふうなことについて、どのようになっていますか。

○木曾弘美委員長 建設課長。

○建設課長（神田拓治） 過去大きな災害といたしますと、54年災と16年災。特に16年災は大きな被害を受けたんですけれども、そのときに県河川並びに普通河川、越水しましてはらんしました経緯がございます。その部所については災害で対応しております。その後なんですけれども、河床に残土がたまったり、いろんな状況がございます。県河川につきましては、県の方も南あわじ市内に8万リューベの残土を処分していただきました。市河川につきましては、普通河川になりますけれども、ある程度巡回しまして目処をつけております。それについては、計画的にしゅんせつをしていこうということで、随時、一遍にはいきませんが、随時計画的にしゅんせつをしている状況でございます。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 予算の要ることなんで、また延長も長いと思いますので、一遍になかなかできる話ではないというのはよくわかってますんですけど。例えば、少し大きな雨がいったときに、川の合流地点とかで、もしある程度危険だなと思うような堆積とかが起こったりしたときは、臨機応変というか優先的に対応すべきやと思うんですけども、そういう草刈り等も、あるいは溝さらいとか、底をさらえるとかいうことについて、そういう監視ポイントとかについては、ある程度よくチェックをしていて、何か大きな雨がいった後は巡回をして、ちょっと危険な状態にもなったら、予防的に優先的にそこをまず対応しておくというふうなことが大事だと思うんですけど、そういう体制にはなっておりますか。

○木曾弘美委員長 建設課長。

○建設課長（神田拓治） 普通河川につきましては、このごろ災害がもし起きた場合でも、維持管理していかねば対応していただけない状況ですので、職員も一部、巡回を回っております。それと、16年災のときの決壊したところを認識しておりますので、そこを重点的に見回っております。県につきましても、県のパトロールが巡回しておりますし、このたびですか、水位計も県が1カ所つけていただいておりますし、うちの方も非常時になったら監視できるということで、防災カメラを3カ所、河川についてはつけております。もし何かあれば、実動部隊ということで、目視でやっぱり見に行かねば危険な状況ですので、その辺の対策を万全にしていきたいなというふうに思っております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 ぜひ予防的な対応ということで、防災課とも協議されまして、そういう監視体制等も十分連携をとっていただいて、臨機応変にそういう予防重点でぜひやっていただきたいなというふうに要望しておきたいと思います。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 公営住宅のことでお伺いいたします。109ページ、付属資料に書いてありますけれども、市営住宅危険判定委託料。どっかに委託して市営住宅の危険判定を行ったと思うんですけど、どこに委託して、結果はどうだったんでしょうか。

○木曾弘美委員長 都市計画課長。

○都市計画課長(森本秀利) 都市計画課の森本でございます。よろしくお願いたします。

ご質問の市営住宅の危険判定調査委託料でございます。委託先は中川建築設計事務所でございます。調査内容につきましては、住宅の中高層耐火構造の市営住宅11団地32棟について調査を行っております。結果としましては、3団地3棟につきまして要補修箇所が幾つかあるという結果をいただいております。実際、本年度、2棟については改修計画を持っております。

以上でございます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これについては、今言われた中高層の住宅と、建物の高い。この後ろに事業内容等では、かなり昭和29年というのが一番古い住宅かと思っております。木造平屋建てということで、これも仮にもう耐用年数が過ぎて、見方によれば危険な住宅ではないかと思っておりますけれども。ここら辺は、その下の耐震診断で対応しているということでしょうか。

○木曾弘美委員長 都市計画課長。

○都市計画課長(森本秀利) ただいま申し上げました中高層を対象とした理由でございます。これは昨年度の9月の補正で予算計上させていただいて調査をやったわけなんですけれども、これはある中高層住宅の外壁部の一部が傷んでおりまして、剥離、落下をして、

下にあった車に当たったというような事故がございました。これをもとに同様の建物につきまして、一斉に調査をさせていただいて、危険な箇所についてすべてを修理しようということで、調査を行ったものでございます。

それで、ご指摘の木造住宅、昭和29年とか30年と古いものにつきましては、当然、耐用年数が今過ぎておりまして、いわゆる政策空き家。出ていかれた方については、新たに入居をしていただかないような住宅として指定をしております。昨年と同様につくりました住宅マスタープランにおいても、そういう住宅については、今後10年間で建てかえを行っていかうということと考えているところでございます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 住宅マスタープラン等については一般質問もさせていただきました。建てかえを基本とするという考え方が示されております。しかし、公営住宅法ではやはり住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸することというふうにならわっております。ですから、午前中の質疑でさせていただいた、生活保護の世帯では2万6,000円。世帯を持っていけば3万円を超えるという話でありましたけれども、やはりそういう方々に住宅を提供するというのが本来の趣旨であろうと私は思っております。そういう生活保護、生活水準の立場の人たちを公営住宅がフォローするというような考え方に立つべきだというふうに思っておりますけれども、建てかえということにとどまっておりますけれども、この一覧表を見れば、かなり古い住宅が目立ちます。建てかえはそうだとしなくても、やはり新規住宅というのを一考する必要があるかと思っておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 都市計画課長。

○都市計画課長(森本秀利) 住宅マスタープランの内容については、お配りをさせていただいて、また委員会等でもご説明をさせていただきまして、ご理解をいただいているものと思うんですけれども。今、既存の公営住宅の戸数で、いわゆる南あわじ市におけます市営住宅の入居基準に見合う方が、10年後において今の既存の住宅において、十分戸数的には満足する戸数に今あるということが大前提でございます。そういうことで、今後は新規をつくらないというのがマスタープランの内容でございます。そして、ただ10年後のお話なんですけれども、今ご指摘のありますように、昭和29年等大変古い木造住宅がたくさんございます。これについては、当然、延命化を図りながら修繕等を行っていくわけなんですけれども、当然10年後にも、なかなかそこまでもたない可能性もございまして、そういう古いやつについては建てかえを行って行って、今の現状の戸数を維持してい

こうと、そういう考え方でございます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 考え方はわかるんですけども、ぜひ住宅困窮者の立場に立っていただきたいということを申し上げておきます。

それともう1点、よろしいでしょうか。付属資料の103ページに市単独道路事業というのがあります。いわゆる補助をもらわずに、市単独で道路整備をするというものになっているかと思えます。それで、少し先の話ですけども、公債費の中でも一番大きく占めているのが一般単独事業。これは道路だけではないわけですけども、この市単独事業で道路を整備する根拠について、お伺いいたします。いわゆる、こういうことになれば補助をもらわずに起債がふえるというような可能性も含んでいるかと思えますので、そういう立場で質問しております。

○木曾弘美委員長 建設課長。

○建設課長（神田拓治） 市単独事業につきましては、新設改良事業ということで、道路が狭くて拡幅したいということなんですけれども、大きな延長路線につきましては、事業等起債を借りたり、その事業によって実施していくんですけども。延長が短くて、どうしてもここが安全上危険やということになれば、一部その箇所を改良すると。その路線を市単独事業でやっております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、なかなか補助事業には乗っからないというような説明だったかと思えますけれども。これに対して、やはり起債を起こすというようなことになるかと思えますけれども、これについては一番市長のところにも、道路の改良の要望が多いと思えます。これで大体どれぐらい消化できているのかということと、これまでも聞いてまいりましたけれども、やはり優先順位というのは当然あるかと思えますけれども、その点についてお伺いいたします。

○木曾弘美委員長 建設課長。

○建設課長（神田拓治） 毎年事業費ペースで1,000万円ぐらいのペースだと思います。それと、優先順位なんですけれども、それはもう第一に緊急性。安全を確保する上

には、もう緊急性が第一です。それと、第2点目が、地元、改良するということは道路を拡幅しなければならないということです、用地の絡みも出てきます。地元の用地の協力体制、これが第2点目。それと、地域住民がこの道がどうしても必要やという熟度、この3点がそろえば、ある程度うちの方も順次計画に従って整備していきたいなというように思っております。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 審査の途中ではありますが、暫時休憩といたします。
再開は3時5分といたします。

(休憩 午後 2時52分)

(再開 午後 3時05分)

⑦ 消防費

○木曾弘美委員長 再開いたします。

次に、款9消防費、ページは260ページから269ページまでの質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

⑧ 教育費

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、次に款10教育費、268ページから343ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

野口委員。

○野口健一郎委員 社会教育決算書301ページ、決算書付属資料124ページ。淡路人形座建設調査設計委託についてお尋ねします。この件については、順次設計が進められていると思いますが、21年3月議会において議員提案で附帯決議として、地場産業であ

る日本瓦屋根構造で施行されるようにとのことで決議されました。その後、どのような方向で進んでいるかお伺いたします。

○木曾弘美委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） 教育部の岸上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今の質問でございますが、その後におきまして、瓦組合と設計業者の方で協議をしていただきまして、新製品を開発していこうといったような形で協議が進んでおります。それで、新商品といいましてもすぐできないので、瓦組合の方としましては、そういった似通った品物を組合員に募りまして、今、設計者の方に届けておる状況でございます。それで、設計者の方に届いて、そのサンプル的なものを確認しながら、新商品開発に向けて今後は瓦組合と協議して進んでいるような今状況でございます。

○木曾弘美委員長 野口委員。

○野口健一郎委員 余りようわからんのですが。僕らは別に設計士さんの意向というのを大切にもしたいし、地場産業というのも大切にしたいという思いは非常にあります。ということで、僕らとしては瓦組合の方とよう協議、十分協議していただいて、納得いくような方向で進んでいけたら、もうベターと思っておりますので、その点、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

⑨ 災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、実質収支に関する調書

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、次に款11災害復旧費、款12公債費、款13諸支出金、款14予備費、実質収支に関する調書、ページは342ページから348ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

(3) 財産に関する調書

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、次に財産に関する調書、ページは349ページから357ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、次に一般会計全般についての総括的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 1件お伺いします。資料の3ページ、5ページになります。この予算執行率を見ますと、4款の衛生費、91.4%。それから5款の労働費が83.8%。7款商工費が60.1%。8款の土木費が84.2%であります。これの予算に対して、どのような原因で、理由がどういうことになったかということをお聞きしたいと思います。

○木曾弘美委員長 財務部長。

○財務部長(岡田昌史) これにつきましては、いわゆる国の補正予算が3月というような形でありました。その関係で、いわゆる翌年度へ繰り越す財源が非常に多かったと、こういうことでございます。

○木曾弘美委員長 登里委員。

○登里伸一委員 非常に景気が後退しておりまして、税收の歳入が少なくなるということで、それに使う方も圧縮せえというようなことはございませんでしたか。

○木曾弘美委員長 財務部長。

○財務部長(岡田昌史) 基本的には予算を計上しておりますので、その予算の範囲内では当然執行することになります。要は、その予算を計上した段階で、その目的が、その予算の範囲の8割あるいは9割程度で十分可能であれば、その余った分については、やは

りきっちりと不用額として残していただくと。そういうことの対応はしておりますが、こちらから抑制するようなことではございませんでした。

○木曾弘美委員長 登里委員。

○登里伸一委員 やはり予算をいっぱい使っていくということが、住民に対するサービスでありますし、この繰り越しておることの全部いきますと、ほとんど98%ぐらいはいくようになるということでしょうか。

○木曾弘美委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 通年で、いわゆる昨年度のように国の緊急補正的なものがないければ、執行率は96から97%ぐらいの執行率になろうかなと思います。

○木曾弘美委員長 登里委員。

○登里伸一委員 昨年度の決算を見ますと黒字になっておりますし、大変その点に関しては結構かと思しますので、以上で終わります。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。
武田委員。

○武田昌起委員 360ページなんですけれども、ちょっと私の勉強不足でちょっとわかりかねます。報酬というのと給料というのと賃金というのと、それぞれに出費があるわけなんですけれども、この辺での説明をお聞きしたいと思います。報酬とはどういうものか、給料とはどういうものか、賃金とはどういうものか。それによってそれぞれまた金額がずっと違いますんで、ちょっとお聞きしたいと思います。

○木曾弘美委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、報酬につきましては、報酬条例に基づいて支払われるものでございます。給料につきましては、一般職員の給料、また特別職の方々の給料というようなことでございまして、あと賃金というのは、分類上物件費に含まれるものもございまして、臨時職員の方々の人件費相当分ということでございます。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑はございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 午前中、らん・らんバスの質問をいたしました。その際に料金が変わってないという話でありましたけれども、5月から委託業者の関係等あって、200円が300円に引き上げられていると思いますけれども、いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 昨年の5月よりらん・らんバスの料金を200円から300円に改正いたしまして、新しく5路線でスタートをいたしております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 市から鳥井まで行きますと、淡路交通を利用すれば210円というふうに、それで市から立石ですと150円。1区間、2区間ですと、淡路交通よりもらん・らんバスの方が高いと。灘から国衙まで来れば300円というように、大変安くなってるという部分と、らん・らんバスを利用することによって反面高くなるというような区間もあるわけで、一概にらん・らんバスが全面的に安いというようなことではなしに、負の部分も持っていると。実際、週に一、二回お墓参りに市から鳥井まで行っていただけども、らん・らんバスが300円になることによって、利用が不可能になったというような意見もあるということ、真摯に受けとめていただきたいんですけど、その点いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 一部の区間におきましては、今、委員指摘のとおり、そういう民間の交通会社の方が安くなっておるといこともありますが、このコミュニティバスにつきましては、全区間距離に関係なく、区間に関係なく一律300円と。あるいは1日乗りほうだいで600円というフリーパス券もございます。当然、利用者の方が民間の交通機関を使う方が安いというご判断をされた場合には、民間の交通機関をご利用いただいても十分結構かと思しますので、その辺は利用者の、乗客の方々のご判断にゆだねたいというふうに思います。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは本当に細かい話かもしれませんが、やはり今まで利用していたけれども、らん・らんバスが高くなったという実態もあります。ですから、そういう細かい話だということで切り捨てるのではなく、利用者が減ってる状況の中では、利用料金を下げていくということで、利用者の増を図るということも、1つの手だてではないかと思えますけれども、その点いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 利用者の伸び悩みにつきましては、私どもも昨年の実績を踏まえて、担当の方で分析もいたしておりますし、また来る地域公共交通会議においても、そういう議題を設けていきたいというふうに考えております。しかしながら、乗客の減につきましては、私どもの今の分析におきましては、料金が高くなったから利用者が減ったというふうには、私どもとしては今のところ分析はいたしておりません。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そういうささやかな声というのは、なかなか市の方には届きにくいというふうに思っています。私たちは市民の声を代弁する立場で発言しておりますので、そういう声もあるということ、真摯に受けとめていただきたいというふうに思います。

それともう1点、南あわじ市の行財政改革実施というものが出されて、これによって市政運営がされてきていると思います。その中で、これまでも何度となく質問してまいりましたけれども、パブリックコメントなどは18年に検討で、21年度まで検討すると。えらい長期ビジョンを持っているわけですが、こういうのも今流れとしては、もう早く実施する方向で考えていく必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） この第2次の行革審が第1回の会を終えまして、次回、9月15日に第2回の会議があるということで、その審議会において今後十分審議をしていかれるものというふうに考えております。

また、パブリックコメント等につきましても、それぞれの会合におきまして、あるいは審議会、検討委員会におきまして、その会の目的の中で、当然、パブリックコメントをとる、とらないというようなお話が、その委員の間で出てくるお話かと思えますので、私どもとしましては、委員やら審議会の委員の皆さん方の声を大切にしていきたいと思います。

おります。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 市のリーダーシップというのも問われておりますけれども、第三者機関にゆだねるといような話がありましたけれども、そういうことでなしに市がみずからリーダーシップをとっていただきたいと思います。

それとあわせて公共施設等基本計画についても、平成20年度策定というふうに、この大綱には載っております。庁舎等検討委員会の設置が20年度で、20年度廃止というところを踏まえて策定ということになっておりますけれども、これまでの一般質問を聞いてみますと、これからという話でありますけれども、体制としてはすごくおくらしているのではないかというふうに思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○木曾弘美委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 庁舎等の検討につきましては、本年の2月18日に答申結果が、全部で15回の会合を経て提出されておるといことで、市といたしましても、今まさに形の見えるものを皆さん方にお示しをし、みずから庁舎等についての建設か否かにつきまして、今後その基本計画を通して、今後判断するということになっておりますので、基本計画につきましては、できるだけ速やかに慎重に今後策定してまいりたいと思っております。また、その際につきましても、議員の皆さん方のご意見もお伺いする予定でおりますので、どうぞ適切なご指導につきまして、改めてお願いを申し上げます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 もう1点、地方債の関係ですけれども、これも以前に、このたびの議会で市長は、駆け込み事業が多く、その借金にといような話もあったわけですけれども、この目標年次と比べて、南あわじ市、どういうふうになっているんでしょうか。

○木曾弘美委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 目標年次という意味は、健全化計画と比較してという意味ですか。現在のところ、健全化計画と比較して地方債の発行額については、その計画よりは下回っております。この状況で推移するものと思っております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと20年度末で、合併特例債の発行というのは幾らになっているんでしょうか。

○木曾弘美委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 建設に係る特例債で一部繰り越しがございますので、繰り越しを除きますと62億円になります。それから、地域振興基金が17億1,000万円でございます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この地域振興基金の積み立てというのは、利子を払いながらこういう基金に積み立てていくわけですけれども、この使い道については、具体的に明確になってきてるんでしょうか。

○木曾弘美委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 当面、果実を利用して事業を行っていくということで、利子のみを充てていく予定でございます。使い道については、その基金の名前のおり、それぞれの地域の振興に役立つような事業に充てていきたいと思っております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 まだ具体的には話としては、今なかったわけですけれども。

○木曾弘美委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 市民まつり等に充てていきたいと思っております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 最後をお願いします。そういう祭りに利用するという話でありました。それで、一番民生の関係でお尋ねしたいんですけども、障害者の関係で自立支援法のお

話も午前中ありましたけれども、会派で市長に対して、自立支援法に対する支援策、特に施設に通っている方々にとっては、もらう賃金より利用料が高いというような問題もその当時ありまして、そこら辺の改善策も求めてまいりましたけれども、平成20年度の中では、いわゆる介護保険のときによく言われておりましたけれども、横出し、上乘せという部分はあるんでしょうか、障害者自立支援法の中で。

○木曾弘美委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 横出しは市単ですか、市単独で何かということですか。というのは、ちょっとないというのが現状です。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 国の方も、この障害者自立支援法については、制度ができてからいろんな見直しが行われて、利用者の実態にあってないというようなことで、再度、再々の改善策が練られていったわけですがけれども、以前、市長に対して全会派で要望をしていった経緯もあるわけですがけれども、その点では全然改善がなかったというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○木曾弘美委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） いろんな機会を得てお話しもさせていただいておりますが、もともと障害者自立支援法ができたのも、それまでの施策、これは単に補助事業であれ、単独事業であれ、そういった障害者そのものの種別区分によって差が生じている今の制度そのものを、改革していこうということでスタートした障害者自立支援法でございます。ただ、そういう一番大事な部分の利用者負担という、そういう施設等を利用される方々、そしてまたサービスを利用される方々が定額の負担をする、1割負担をするといったことが、やはり大変なことである。これをスタートし、動いていく中で、そういったことがわかってきて、国が特別対策としてそういったものを緩和するために施策を講じたという流れの中で今日来ているわけでございます。

市内でそういう障害者の通所施設といったところについて、特に着目されてのお話かと思いますが、市外に通われている方々もいらっしゃいますし、逆に市外からこちらに来ておられる方もあります。そういった中で、それぞれの施設そのものも、それなりの努力をしていく中では、三市いろんな形で連絡調整もしながらやっておるところでございますが、国がスタートさせたこの施策、障害者自立支援法をしっかりと皆様方になじんでい

ただ、あるいはそれを理解していただくために、いろんな形で特別対策が講じられておるわけでございますし、そういったことで直接的に利用者の方々がそれなりの恩恵も受けていただいておりますし、そういったものがある程度形の中で、さらにといったことがあるとすれば、それらも含めて今後、引き続き検討していきたいと思っておりますが、今回の選挙でもって、また次なる政権も非常に障害者自立支援法について、さらにまだ大きな改革も考えていかなければならないと言っておるところでもございますし、そういった流れを見きわめながら、市としてもそういう要望のあったというよりも、障害者全体に施設の通所者だけではなくて、サービスを受けておられるさまざまな方々が行き届くような形のもので、今後さらに国から示されてくるとすれば、そういったものも踏まえながら検討させていただきたいと思っております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 新しい政権でどういうふうなことになるかわかりませんが、すぐにはスタートは切れないというような大きな課題になってくるかと思えます。市はそういう意味では、実態をかなり把握しているので、市が先行してでも、こういうことをすべきだったということを指摘しておきます。終わります。

○木曾弘美委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 20年度は、行政懇談会ということで6つの業界と話し合いをしましたということだったんですけど、これだけ景気対策、景気対策と去年の年末から言われて、国からいろんなお金が出てきて、対応に市の職員の方々も右往左往走り回ったと思うんですけども。こういう業界別の懇談会というか、こういう情報交換というか、議会も含めてそうですけれども、私はもう毎年常にやるぐらいの状態をつくっておくべきかなと思ってるんですけども、その市内の経済であったり、島内の経済であったり、そういう勉強を常に市の職員とともにやっておくみたいな状況が、僕は必要じゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○木曾弘美委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） まず、業界関係の方とは総会とかいろんな理事会とか、そういったところでお話し合いがされているのかなというのが1つございます。それと、今言われた、業界の方、いろんな各種の業界の方を集めてやるというやり方もあるかもわかりませんが、それはそれぞれの団体の利益誘導の火花が飛ぶというようなことも想定

されますので、やはりそれぞれの業界と担当課であったり、市長が総会に出ていったときに、あるいは理事会に出ていったときに、そういう中でお話し合いをされる方が、意見として素直な意見が出るかなと、このように思います。

○木曾弘美委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 総会であったり、理事会であったりでももちろん結構やと思うんですけども、市のスタンスとして、いつでもやっていますよ。時代の流れが早い中で、来年、再来年の話も含めて、もう目先の話しかできないというのは、もちろんわかりますけども、長い目で見て淡路の経済をどないするのみたいな話も、少しはそういうこちらから、市から言ってもええでしょうし、議会から言ってもええでしょうし、やっぱりそういう場が僕はあってもいいのかなと。業界の方も景気が悪いから市役所何とかしてくれやとかいう声は、私もそれは行き過ぎやと思うんですけども、常にそういう会話を、対話をしていくというのが大事だと思っていますので、ぜひそういう機会を、総会、理事会ということですけども、少しでもふやしていくのも、これからの市のあり方かなと思うんですが、思いませんか。

○木曾弘美委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） 確かに最近、経済が目まぐるしく動いているというような観点の中で、総会、理事会とか、限られた定期的な会はもちろんのことですけども、そういう機会をお話し合いできる機会、できるだけふやす方がええんかなと、このような思いがございます。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 武田委員が言うてましたね、給与とか賃金なんですけども。物件費に賃金が項目に入るというのは、どういうことなんですか。非常に失礼な話やと思うんやけど。

○木曾弘美委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 今、委員がおっしゃってますように、要は財政状況調べというのを毎年行うわけですが、その中で、目的別と性質別という振り分けがあるんですけども、その性質別の内訳をするときの取り扱いが、そういうルールになっておると

いうだけで、余り大きく物件費、物件費という表現は、一般的にはやはり賃金という表現が正しいことだと、このように思います。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 非常に我々はわかりづらいんです、それ。そういう自治法上でそういう、税法上そういう使い分けというのはわからんでもないよ。それで、この間、テレビやったかな、こういう話をしとって、これはやっぱり何とかせなあかんの違うかなと、表現を。それに含まれるということ自体をどないかせないかんの違うかな、というようなテレビ番組があったように思ったんで、これは改善の余地はないんですか。それはもうそういうふうに分けられていると。

○木曾弘美委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 現時点でのルールはそういう分類の仕方ということです。ですから、今後、機会があるときには、そういう申し入れはしたいなと、このように思います。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 一自治体が言うて、多分その制度が変わるとは思われませんが、便宜上、予算を執行したときに、その中に人件費としてこれだけ、賃金としてこっだけ含まれてるよという括弧書きがあれば、我々として非常にわかりやすいというふうに思うんですけどね。改善として。

○木曾弘美委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 現在、決算審査をいただいております。当然、職員の給与というのを一般的に人件費、あるいは議員の報酬についても人件費。その物件費の取り扱いの中に賃金が含まれるということで、その辺がわかりにくいということやと思います。これから1つの改善としては、臨時職員的な取り扱いの人件費というのが、別枠的に設けるような形で、わかりやすく何か表をつくりたいなと、このように思います。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第1号、平成20年度南あわじ市一般会計決算の認定について、原案どおり認定すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○木曾弘美委員長 挙手多数です。

よって、認定第1号は原案どおり認定すべきものと決しました。

以上で一般会計決算の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

審査の途中ではありますが、本日の審査はこれまでとし、次の審査は明日9月9日、午前10時より開催したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 ご異議がないと認めます。

よって、本日の日程はこれで終了いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

(閉会 午後 3時41分)

決算審査特別委員会会議録

日 時 平成21年 9月9日
午前10時00分 開会
午後 2時24分 閉会
場 所 南あわじ市議会議場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（14名）

| | | |
|-------|---|-----------|
| 委 員 | 長 | 木 曾 弘 美 |
| 副 委 員 | 長 | 出 田 裕 重 |
| 委 員 | 員 | 吉 田 良 子 |
| 委 員 | 員 | 武 田 昌 起 |
| 委 員 | 員 | 登 里 伸 一 |
| 委 員 | 員 | 原 口 育 大 |
| 委 員 | 員 | 小 島 一 |
| 委 員 | 員 | 砂 田 杲 洋 |
| 委 員 | 員 | 森 上 祐 治 |
| 委 員 | 員 | 野 口 健 一 郎 |
| 委 員 | 員 | 福 原 美 千 代 |
| 委 員 | 員 | 中 村 三 千 雄 |
| 委 員 | 員 | 長 船 吉 博 |
| 委 員 | 員 | 北 村 利 夫 |
| 議 長 | 長 | 森 田 宏 昭 |

欠席委員（2名）

| | | |
|-----|---|---------|
| 委 員 | 員 | 市 川 一 馬 |
| 委 員 | 員 | 乙 井 勝 次 |

事務局出席職員職氏名

| | | |
|-------|---|---------|
| 事 務 局 | 長 | 瀧 本 幸 男 |
| 次 | 長 | 前 田 和 義 |
| 課 | 長 | 阿 閉 裕 美 |

書 記 蔵 本 幸 之

説明のために出席した者の職氏名

| | |
|-----------------------|-----------|
| 市 長 | 中 田 勝 久 |
| 副 市 長 | 川 野 四 朗 |
| 市 長 公 室 長 | 田 村 覚 |
| 総 務 部 長 | 南 幸 正 |
| 財 務 部 長 | 岡 田 昌 史 |
| 市 民 生 活 部 長 | 堀 川 雅 清 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 喜 田 憲 康 |
| 産 業 振 興 部 長 | 神 田 一 彦 |
| 農 業 振 興 部 長 | 木 場 徹 |
| 上 下 水 道 部 長 | 津 谷 忠 志 |
| 市 長 公 室 次 長 | 中 田 眞 一 郎 |
| 総 務 部 次 長 | 入 谷 修 司 |
| 財 務 部 次 長 | 土 井 本 環 |
| 市 民 生 活 部 次 長 | 郷 直 也 |
| 健 康 福 祉 部 次 長 | 藤 本 政 春 |
| 産 業 振 興 部 次 長 | 水 田 泰 善 |
| 農 業 振 興 部 次 長 | 奥 野 満 也 |
| 上 下 水 道 部 次 長 | 道 上 光 明 |
| 会 計 管 理 者 | 高 川 欣 士 |
| 次 長 兼 監 査 委 員 事 務 局 長 | 高 見 雅 文 |
| 市 長 公 室 課 長 | 田 村 愛 子 |
| 総 務 部 総 務 課 長 | 佃 信 夫 |
| 総 務 部 情 報 課 長 | 富 永 文 博 |
| 総 務 部 ケーブル ネット 淡 路 | 土 肥 一 二 |
| 財 務 部 財 政 課 長 | 神 代 充 広 |
| 財 務 部 管 財 課 長 | 堤 省 司 |
| 市 民 生 活 部 税 務 課 長 | 細 川 貴 弘 |
| 市 民 生 活 部 収 税 課 長 | 垣 本 義 博 |
| 市 民 生 活 部 生 活 環 境 課 長 | 細 川 協 大 |
| 健 康 福 祉 部 福 祉 課 長 | 鍵 山 淳 子 |
| 健 康 福 祉 部 長 寿 福 祉 課 長 | 小 坂 利 夫 |
| 健 康 福 祉 部 保 険 課 長 | 馬 部 総 一 郎 |

| | | | | |
|----------------|---|---|-----|---|
| 産業振興部商工観光課長 | 興 | 津 | 良 | 祐 |
| 産業振興部企業誘致課長 | 北 | 川 | 真由美 | |
| 農業振興部農業共済課長 | 北 | 川 | 満 | 夫 |
| 上下水道部企業経営課長 | 松 | 下 | | 修 |
| 上下水道部水道課長 | 岩 | 倉 | 正 | 典 |
| 上下水道部下水道課長 | 山 | 崎 | 昌 | 広 |
| 上下水道部下水道加入促進課長 | 喜 | 田 | 展 | 弘 |

II. 会議に付した事件

付託案件

| | | |
|------------|--|-----|
| 2. 認定第14号 | 平成20年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について…………… | 94 |
| 3. 認定第15号 | 平成20年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定について…………… | 95 |
| 4. 認定第16号 | 平成20年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定について…………… | 96 |
| 5. 認定第17号 | 平成20年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定について…………… | 96 |
| 6. 認定第18号 | 平成20年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定について…………… | 97 |
| 7. 認定第13号 | 平成20年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について…………… | 98 |
| 8. 認定第2号 | 平成20年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について…………… | 99 |
| 9. 認定第3号 | 平成20年度南あわじ市老人保健特別会計決算の認定について…………… | 110 |
| 10. 認定第4号 | 平成20年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について…………… | 110 |
| 11. 認定第5号 | 平成20年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について…………… | 113 |
| 12. 認定第6号 | 平成20年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定について…………… | 118 |
| 13. 認定第10号 | 平成20年度南あわじ市サイクリングターミナル事業特別会計決算の認定について…………… | 122 |
| 14. 認定第11号 | 平成20年度南あわじ市慶野松原海水浴場特別会計決算の認定について…………… | 123 |
| 15. 認定第12号 | 平成20年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について…………… | 123 |
| 16. 認定第21号 | 平成20年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定について…………… | 125 |
| 17. 認定第20号 | 平成20年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定について…………… | 125 |

| | | |
|--------------|---|-------|
| 18. 認定第 7 号 | 平成 20 年度南あわじ市公共下水道事業特別会計決算の認定について | 1 2 6 |
| 19. 認定第 8 号 | 平成 20 年度南あわじ市農業集落排水事業特別会計決算の認定について | 1 3 8 |
| 20. 認定第 9 号 | 平成 20 年度南あわじ市漁業集落排水事業特別会計決算の認定について | 1 4 5 |
| 21. 認定第 19 号 | 平成 20 年度南あわじ市水道事業会計決算の認定について..... | 1 4 6 |

Ⅲ. 会議録

決算審査特別委員会

平成21年 9月9日(水)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 4時25分)

2. 認定第14号 平成20年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について

○木曾弘美委員長 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開催します。

本日より特別会計の審査を行います。

市川委員、欠席。乙井委員につきましては、午前中欠席の連絡がありましたので、報告をしておきます。

まず、認定第14号、平成20年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。ページは271ページから288ページまでとします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

武田委員。

○武田昌起委員 1つお聞きします。今現在、スーパー防犯灯が市内で4カ所あると思うんですけども、これを今後ふやす予定があるのかどうかも、ちょっとお聞きしたいなと思うんですけども。決算と直接は意味があんまりないんですけども。その辺だけちょっと先にお聞きしたいと思います。

○木曾弘美委員長 総務部長。

○総務部長(南 幸正) ちょっと質問の趣旨がわからなかったんですけど、スーパー防犯灯と言われましたか。それはどのようなことですか。

○木曾弘美委員長 武田委員、決算について質問を。

○武田昌起委員 却下しておいてください。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
認定第14号、平成20年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について、原案どおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○木曾弘美委員長 挙手多数です。
よって、認定第14号は原案どおり認定すべきものと決しました。

3. 認定第15号 平成20年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定について

○木曾弘美委員長 次に、認定第15号、平成20年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題といたします。ページは289ページから300ページまでです。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
認定第15号、平成20年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定について、原案どおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○木曾弘美委員長 挙手多数です。

よって、認定第15号は原案どおり認定すべきものと決しました。

4. 認定第16号 平成20年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定について

○木曾弘美委員長 次に、認定第16号 平成20年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題といたします。ページは301ページから314ページまでです。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第16号、平成20年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定について、原案どおり認定すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○木曾弘美委員長 挙手多数です。

よって、認定第16号は原案どおり認定すべきものと決しました。

5. 認定第17号 平成20年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定について

○木曾弘美委員長 次に、認定第17号、平成20年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題といたします。ページは315ページから326ページまでです。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行いたいと思います。
認定第17号、平成20年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定について、原案どおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○木曾弘美委員長 挙手多数です。
よって、認定第17号は原案どおり認定すべきものと決しました。

6. 認定第18号 平成20年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定について

○木曾弘美委員長 次に、認定第18号、平成20年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題といたします。ページは327ページから338ページまでです。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 確認だけなんですけども、財産区には議会制をひいてるところ、こういう財産区制をひいているところがあるんですけども。これは今、この財産区を議会制に移行するようなことは可能なんですか。

○木曾弘美委員長 財務部次長。

○財務部次長(土井本 環) 管理会を議会また議会を管理会に変更することは、県議会で承認されれば可能というふうに解釈しております。

○木曾弘美委員長　　ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。
認定第18号、平成20年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定について、
原案どおり認定すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○木曾弘美委員長　　挙手多数です。
よって、認定第18号は原案どおり認定すべきものと決しました。
説明員の入れかえのため、暫時休憩いたします。
10時15分から再開いたします。

(休憩　午後10時10分)

(再開　午後10時15分)

7. 認定第13号　平成20年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定
について

○木曾弘美委員長　　再開します。

次に、認定第13号、平成20年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の
認定についてを議題といたします。ページは256ページから270ページまでです。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行いたいと思います。
認定第13号、平成20年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について、原案どおり認定すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 木曾弘美委員長 挙手多数です。
よって、認定第13号は原案どおり認定すべきものと決しました。

8. 認定第2号 平成20年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について

- 木曾弘美委員長 認定第2号、平成20年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。ページは1ページから55ページまでです。
これより質疑を行います。
吉田委員。

- 吉田良子委員 国保の加入者の状況についてお伺いいたします。決算審査意見書が監査委員から出されておりますけれども、その中では高齢化層の比率が高くというふうに書いてありますけれども、加入者の高齢化率というのがどういうふうになっているのかというのと、年代構成がわかればお願いしたいと思います。

- 木曾弘美委員長 保険課長。

- 保険課長(馬部総一郎) 保険課長の馬部でございます。よろしくお願いたします。
ちょっと調べさせていただきたいと思いますので、少々お待ちください。

- 木曾弘美委員長 調べている間、ほかに質問ございませんか。
保険課長。

- 保険課長(馬部総一郎) 20年の4月から後期高齢者医療制度が始まりまして、そこで後期高齢の方に国保の被保険者がかなり移りました。その関係で、対象の人数は20

年度では1万8,462人というふうな数字になっております。これはおおむねの数字でございしますが、大体、国保に入っておられます人口の階層で申しますと、平均年齢が大体49歳から50歳くらいでございします。20歳までが二千四百数十人と。それから、20歳から40歳未満が2,900人くらいでございします。それから、40歳代、50歳代が約5,000人。それから60歳から65歳まででございしますけれども、それが2,700人くらい。それから65歳から69歳までが、これも2,500人くらい。それから70歳から74歳が、これも2,500人くらいと。そういうような内容でございします。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 いわゆる一般の社会保険と比べて、どうしても高齢者が多いというのは、国民健康保険の全国的な傾向だというふうに思っております。その中で、一般質問でも取り上げましたけれども、決算書の概要資料の中の159ページに、入院、入院外、歯科等々の19年度対比というのが出ております。その中で、入院が突出して、療養費もあるわけですが、金額的にも大きいというような傾向が見受けられます。このように医療費がどんどん増加している主な要因というのは、どういうふうにとらまえているのでしょうか。

○木曾弘美委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 今といいますか20年度から特定健診、または特定保健指導というのが始まったわけでございしますけれども、やはりメタボリックシンドロームに代表されますように、生活習慣病になって、それが病院に行かれ、またそれがもとで入院されるというような方がふえてきているのではないかなというふうに思っております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 もう一般質問でしておりますから、ここで再度繰り返しては質問はいたしませんけれども、住民健診のあり方というのが問われているというふうに思っております。

それとあわせて20年度の中で、話がよく出ておりますインフルエンザの関係は、この年度は大きな影響はなかったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○木曾弘美委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 特にはなかったと思います。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 特にないという話ですけど、今、全国的には新学期が始まって、学級閉鎖というところもあるようですけれども、保険証を持っていない、いわゆる資格証明証の人たちがインフルエンザにかかった場合、窓口に行ってお金を払って短期証をもらう、保険証をもらうという手続をするということになれば、インフルエンザの拡散が懸念されるということで、厚生労働省はそういう人たちに対して、直接お医者さんに行って、普通の医療を受けてもいいというような通知が出てると思うんですけども、その認識はいかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） その辺のことは詳しく承知しておりませんが、15歳未満の方については、資格証ではなしに短期証を発行できるということでございますので、それに対応できるのではないかなというふうに思っております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっと今、質問の趣旨と答弁が違うというふうに思っております。子供のいる家庭への資格証明書の発行については、これまでも一般質問で取り上げて、そういうことはしないというような答弁もあって、現実そうなっているかと思えますけれども、今こういうふうに新型インフルエンザがもし大きく流行すれば、これからの国保会計にも大きく影響するということで質問しているわけですけども、5月18日に保険局からそういう通知がそれぞれの自治体に出てると思うんですけども、そこら辺は確認できてないんでしょうか。

○木曾弘美委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 申しわけございません。今言われていることを、もう一度聞かせていただけますか。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 厚生労働省は、新型インフルエンザにかかわる発熱外来の受診時における被保険者資格証明証の取り扱いについてということで、資格証明証を持っている方がインフルエンザにかかってお医者さんに行きたいといった場合、総合窓口に行って保険証をもらおうと。そういうことになれば、インフルエンザの拡散が懸念されるから、直接お医者さんに行っても、保険証を持っているというような取り扱いにするというようなことがあるようですので、一度そこら辺はぜひ確認をお願いしたいと。そういうことを医療機関にも通知していただくということで、これからの国保の医療費の増加を抑えることができるのではないかとということで、質問しているわけですがけれども。ぜひ確認をお願いしたいというふうに思います。

○木曾弘美委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 申しわけございません。それは承知しておりませんでした。すぐに確認をして、対応したいと思います。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、決算書の34ページで、歳入差し引き4,668万3,000円の赤字決算ということになっておりまして、21年度の補正予算の中でその分は対応するという話でありましたけれども、合併後ずっと国民健康保険税は引き上げられておりますけれども、これについては21年度で対応ですけれども、この赤字決算になった要因については、前回部長は、医療費の増大や保険税の抑制、収納率の低下ということがあったというふうに言われておりますけれども、こういう赤字決算を組めば、次年度にかなり影響してくるのではないかと思いますけれども、ここら辺、どういうふうな考え方を持っていかれるのでしょうか。

○木曾弘美委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 20年度がこういうふうに赤字になりました。それを踏まえて、21年度の保険税というものを計算しております。したがって、その赤字部分、約4,700万円でございますけれども、その部分を含めた中で、21年度の保険税を算定しております。ただ、医療費の伸びですとか、その他の特殊要因がございますと、その計算どおりにいくかどうかというのはわかりませんが、今、算出しておりますのは、それを踏まえた中での保険税の算出でございます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほどの年齢構成の中で、当然、年齢が高くなれば、これまでいろんな生活実態の中で疲労が蓄積して、お医者さんにかかるというのも当然の姿でありますから、また先ほど申し上げたインフルエンザの関係で、どれだけ医療費の増大というのが予測されない範囲の話でありますけれども、当然、来年度大きな影響が及んでくるんではないかと思っておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） インフルエンザも、今かなり流行しておるようでございますけれども、今後、南あわじ市でもどういうふうになるのかまだわかりませんし、来年のことについては、まだ全くわからないという状況でございます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、これも蛭子議員も一般質問の中で取り上げてまいりましたけれども、国民健康保険の国保法の44条で窓口負担、いわゆるお医者さんに行ったときの一部負担の軽減というのが、全国的に今広がっておりますし、南あわじ市も要綱なりで検討されているという話も聞いておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 窓口負担、一部負担金の減免等の取り扱い要綱というものを定めまして、本年の4月1日にさかのぼって制定をしております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それに対しては医療機関等、関係機関に対して、こういうことを市がしたのだという通知もしていらっしゃるのでしょうか。

○木曾弘美委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 医療機関には特に行っておりません。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、要綱ですからあんまり市民が目につれないというところでありませけれども、周知徹底というのはどういうふうに行われているのでしょうか。

○木曾弘美委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） まだ実のところを申しますと、策定して間がございませんので、十分な周知はできておりませんが、今後、これ自体はさかのぼって遡及できるようになっておりますので、今後、その周知徹底を行いたいというふうに思っております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 医療機関、一番窓口でありますので、そこら辺にこういうことが可能ですよということを知らせるというのが、一番手っ取り早く市民の方々に、また医療機関に行った方々にできる手だてだと思っておりますので、いち早くお願いしたいというふうに思います。全国で窓口負担の数が、一部負担の軽減というのがどんどんふえていっているようではございますけれども、その恩恵に当たった方々が、やはり滞納をしてたらこれはまずいということで、お金を納めていっているという例もあるようですので、そこら辺も検証していただいて、やはり一部負担の軽減、せつかく前進的な部分ですので、そこら辺の活用をどんどん進める方策で取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） この策定いたしました一部負担金の減免等の取り扱いについては、いろいろ条件もございますので、その医療機関に、こういうものがありますよということを周知すること自体は悪くはないとは思いますが、ただ払にくい方とか、払わない方に、違った形であんまり伝わると、後で困るというようなこともございますので、その辺の周知の仕方については、十分検討した上で行いたいというふうに思います。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そこら辺は一定慎重な対応も求められてくると思っておりますけれども、現実、全国でそういう窓口負担の軽減の中で、先ほど申し上げたように、保険税を払わなければ、これはいかんということ、どんどん徴収率も上がったという事例もあるようで

すので、そこら辺、医師会の方々とも十分連携をとっていただきたいというふうに思います。

○木曾弘美委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） もともと被保険者証の確認は、医療機関が必ずしなければならぬことになっておりますし、そういった形で一部負担が適用されて、その方が窓口負担が少なくなるというようなことは、保険証を見ていただければ確認ができることですので、これは医療機関としてもそれが義務づけられておりますので、そこらのことも含めた中での市としての対応、また医療機関との対応といった部分での、今、課長の説明でもございました。そういった意味で、被保険者の方々がうまくこのことを理解できずに拡大解釈をされたら、かえってまた間違い等があってもいけませんので、そこらは慎重にさせていただきたいと思っておりますのでございます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ぜひ、そういういろんな情報が錯綜する中で、市民も理解が十分できないというような場面も出てくるかと思えますけれども、医療機関と十分連携をとっていただいて、やはり手おくれにならないように、早くお医者さんにかかることによって、医療費が軽減されるというようなこともありますので、辛抱して、辛抱して、重度化してお医者さんに行けば、さらに医療費が膨れるというふうなことになるように、ぜひ対応をお願いしたいというふうに思います。

先ほどの国民健康保険税ですけれども、年齢も上がる、医療費も上がる、滞納もなかなか厳しいという状況の中では、来年度の国民健康保険税の見通しというのは、先ほど答弁が少しあったかと思えますけれども、今の現状を維持できるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○木曾弘美委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） できるだけそのようにしたいという考え方を持っておりますが、先ほど委員もおっしゃってございましたように、そのインフルエンザとか、そういったものが、例えばできればこういうことがなければいいんですけども、非常に蔓延をして、お医者さんにかかる方が多いということで、我々が想定をしておいた以上の医療費がふえたというようなことになると、その辺のことはまだわからないというふうに、先ほど答えさせていただいたんですけども、できるだけ可能な範囲でアップをさせないと

どうか、できるだけ大幅アップになるというようなことにならないように、努力していきたいと思っております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 きょうは健康課長もおいででないようですけれども、そこら辺の予防のことについては、十分対応していただいて、医療費が膨れ上がらないようにぜひ努力もしていただきたいと思えますし、さらなる市民負担につながれば、納付書が送られてきたとき、どうして支払おうかというように頭を悩ませている人たちもたくさんいる実態というのは、この間の質問でもさせていただきましたから、よくわかっていただいているかと思えますので、ぜひその点の対応を十分理解していただきたいというふうに思います。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 決算書の20ページの賦課徴収費ということになるんかと思うんですけど、ちょっとよう見らんので教えてほしいんですけど。参考資料の方で、付属資料の方の151ページに、滞納処分の状況ということで、差し押さえと参加差し押さえ交付要求という、それぞれ件数と金額が上がっているんですけども。これ、それぞれどういうものなのか、ちょっと教えてほしいんですが。

○木曾弘美委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 収税課長の垣本です。よろしくお願ひいたします。

ここに載っております差し押さえ4件、参加差し押さえ4件、交付要求14件ということで、これは国保に関することだけでございますが、20年度におきまして、市内全域で差し押さえに係る件数は15件ありました。そのうち参加差し押さえが5件、残る10件のうち国税の還付金が7件と預金の差し押さえが1件、それとあと不動産の差し押さえが2件ございました。

以上です。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 もうちょっとわかりやすい、私のレベルにあわせてほしいんですけど。それぞれの差し押さえ、参加差し押さえ、交付要求の、具体的にどういう手続なのかを教えてください。

○木曾弘美委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 差し押さえにつきましては、内容ですけれども、今言う国税還付金、所得税の還付金があるんですけども、それを差し押さえする。あるいは不動産の差し押さえ。参加差し押さえというのは、先に地方公共団体が差し押さえしている不動産を、次に当市が差し押さえする場合を参加差し押さえ。それと交付要求は、競売等がありまして、そのときの裁判所から債権がどれくらいあるかということで、その場合に要求することが交付要求でございます。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 言葉の意味はよくわかりましたんで。そしたら、20年度はこの決算書の付属資料にあるように、それぞれの件数とこの金額というのが入というか、入ってきたということになるわけですね。

○木曾弘美委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） この金額につきましては滞納金額でございます、この金額どおり入ったという額ではなくて、その差し押さえ個々に対して滞納税金が幾らあったという金額を示しております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、実際に処分を科して徴収できた金額というのは、どっかに書いてあるわけですか。

○木曾弘美委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） これにつきましては、幾ら入ったかという金額は載ってる部分は、ちょっとございません。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 よく負担は公平にということで、私たちもいつもそういう減免とかと

はまた反対の意味で、きちっと徴収していただかないと、負担が不公平になるというふう
に議会の方でよく指摘するんですけど。今のですと、還付金とかそういう形での差し押さ
えなんで、余り家のたんすに何かを張られたとかいうふうな、そんなことではないと思う
んですけど。そういう意味では、余り滞納処分等については厳格にはやってないなという
感じを今受けたんですけど、その辺のことと、それと滞納によって入ってきた金額という
のが、決算書には出ないということですか。

○木曾弘美委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 今のところ当市の差し押さえは、ほかの県下の市町に比べま
すと、かなり低い数にあります。今回、この10月からまた県の指導が入りまして、そう
いう徴収強化ということで、預金等の差し押さえの準備等、今、財産調査を行っておる
ところでございます。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 やりにくいというか、ごっつい嫌な部分だと思うんですけど、やっぱ
りその辺がペナルティーの部分としてきちっと検証していかないと、不公平感というの
はやっぱり払拭されないと思うので、きちっと実施したら実施したで、その実施状況なり成
果といいますか、そういうものについて報告ができるようにしてほしいというふうと思う
んですけども。

○木曾弘美委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 今申しましたように、当市は差し押さえ件数等が少ないので、
これからそういう滞納処分の評価を念頭に置いておりますので、今後、差し押さえによっ
てどれだけの税金が入るかという、これからのそういう差し押さえすることによって徴収
率がどれだけ上がるかというふうな分析は、必要になってくると思っております。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。
武田委員。

○武田昌起委員 25ページで、出産育児諸費の中で、これが3,046万円と上がっ
てるんですけども、付属資料を見てみれば、86件の出産ということになってますけれ
ども、昨年度これだけの出産しかなかったんでしょうか。

○木曾弘美委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 国保に加入されている方のあくまで出産でございますけれども、86人ということでございます。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 国保で加入している方で86人という方なんですけれども。そしたら、あとの400人ぐらい前後は出産されているとは思ったんですけれども。三百数人はもう社会保険系統でしょうか。

○木曾弘美委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） ちょっと何人出産したんかというのは承知しておりませんが、これ以外の方は社会保険とか共済であるとか、保険はいろいろございますけれども、国民健康保険以外の方ということでございます。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第2号、平成20年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について、原案どおり認定すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○木曾弘美委員長 挙手多数です。

よって、認定第2号は原案どおり認定すべきものと決しました。

9. 認定第3号 平成20年度南あわじ市老人保健特別会計決算の認定について

- 木曾弘美委員長 次に、認定第3号 平成20年度南あわじ市老人保健特別会計決算の認定についてを議題といたします。ページは56ページから67ページまでです。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
認定第3号、平成20年度南あわじ市老人保健特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 木曾弘美委員長 挙手多数です。
よって、認定第3号は原案どおり認定すべきものと決しました。

10. 認定第4号 平成20年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

- 木曾弘美委員長 次に、認定第4号、平成20年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題といたします。ページは68ページから81ページまでです。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。
吉田委員。

- 吉田良子委員 後期高齢者、20年度から始まったわけですがけれども、保険料が課されて口座引き、またそれ以外、現金で納付するというようなことになっておりますけれども、100%の徴収率でないという原因についてお伺いいたします。

- 木曾弘美委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎）　やはり、特別徴収の部分については100%でございますが、普通徴収ということになりますと、どうしてもすぐに納めていただけない方が出てくるということでございます。

○木曾弘美委員長　吉田委員。

○吉田良子委員　これも国民健康保険と同じように、滞納をすれば資格証に変更するというようなことになっております。以前の老人保健の場合ですと、65歳以上の方々には保険証がすべて発行されていたのにもかかわらず、後期高齢者医療制度はそういうふうな制度では大きく変わっております。それで、どういうふうな条件があれば保険証を発行しないかというのは、兵庫県の広域連合の中で検討されるのではないかとというように、以前、予算委員会の中で部長が答弁しておりましたけれども、そういう点はどういうふうになっていってるんでしょうか。

○木曾弘美委員長　保険課長。

○保険課長（馬部総一郎）　後期高齢者の医療制度の保険証の更新が8月1日ということでしたので、実際には20年4月からスタートしまして、1年以上経過しておりますけれども、このたびは短期証の発行のみ。6カ月なんですけれども、その短期証の発行のみということで、資格証の発行は行っておりません。ただ、今後ですけれども、先ほど委員もおっしゃいましたように資格証の発行をする場合が出てくると。1年以上の滞納というのは、国民健康保険と同じような内容でございますけれども、ただ基本的には国民健康保険よりは前の老人保健制度の部分のある程度受けたような形で、その資格証を発行することによって、非常にその医療を受けられなくなって困るというような、当然、生活が苦しいとか、もちろん条件はございますけれども、できるだけそういう方に限ってということで、条件的には国民健康保険よりは弱いといえますか、できるだけ発行しないというような考え方で国もおるようでございます。

○木曾弘美委員長　国も緩やかな対応と言われておりましたけれども、老人保健の医療制度と比べますと、もう全然条件が違くと。私たちからいえば、改悪された内容になっているというふうに理解しておりますけれども、今、短期保険証の発行件数というのは何件でしょうか。

○木曾弘美委員長　保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 当初19人発行ということでございましたけど、その後、保険料を納めていただいた方、また転出された方がおりますので、また日々変わっておるかもわかりませんが、何日か前の把握では15人ということでございます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この方々も1年以上滞納すれば資格証明証にかわるというような制裁措置があるわけですが、決算監査の中でも訪問活動を行い、よりきめ細やかな収納事務の執行に努められたいというふうに書かれておりますけれども、具体的にそういう手だてをされているのでしょうか。

○木曾弘美委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） このたびも8月1日の保険証の更新前からですが、これは収税課の方で行っていただいておりますけれども、7月から8月にかけて納税相談というのを行わせていただきまして、対象者が当初43人ございましたが、納税相談の結果、一たん19人までになったというような状況でございます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 私たちは、この制度が出発する時点でいろいろ、今言われた保険証の発行の件についても、これまでとは大きく違うところとか、新たに保険料を納めなくてはならない人がいるとか、これも国も走りながら制度をずんずん見直すというようなことになっております。それだけ欠陥だらけの医療制度であったということから、創設については反対もしてまいりました。今、話を聞けば、短期証の発行というように、現実的にそういうふうな姿も見えてきてるわけですから、こういう制度は一日も早く改善させていく、また廃止させていくということが必要だというふうに思っております。

以上です。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第4号、平成20年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○木曾弘美委員長 挙手多数です。

よって、認定第4号は原案どおり認定すべきものと決しました。

審査の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

再開は11時5分といたします。

(休憩 午前10時56分)

(再開 午前11時05分)

11. 認定第5号 平成20年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について

○木曾弘美委員長 再開いたします。

次に、認定第5号、平成20年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。ページは82ページから136ページまでです。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 決算書の86ページに具体的に数字が出てるわけですが、保険給付費、いわゆる介護サービスを受けるための、これは費用の歳出になるわけですが、これも監査委員の中での指摘があるかと思えますけれども、6,500万円不用額を出していると。思ったほど伸びなかったのか、それとも人数の変動も、これは常にある話ですが、予測需要が大き過ぎたのか、そこら辺の要因についてどういうふうに判断されているのか、お尋ねいたします。

○木曾弘美委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） この介護給付費の見込みについては、12月補正でそれまでの実績等を勘案した中で年間の給付見込み額を出しました。その見込みを出す段階で、半年間の実績に基づいて出したわけですが、やはり後半の半年を見込む場合に、前半の多い月を基本に考えております。やはり予算ということで、やや安全の数値を見込むということでそういうようにしております。その結果としては見込み額がやや安全側に振れたということで、見込み額が大きかったということでございます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 その中では103ページに具体的に施設介護給付費が、今課長が言われたように補正予算で対応したけれども、補正予算より少しは少ない金額ですけれども、不用額を出したということで、これは施設の入居者に対するサービス料を出した金額ですけれども、今、介護保険で施設に入りたい、いろんなこのごろ施設があるわけですけれども、待機者の関係もあるんでしょうか。

○木曾弘美委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 直接的に待機者の数によってどうこうということではございません。当初、前半の半年間の平均が521名で実績として上がっておりました。結果としては、後半については524名の月平均の利用がありましたので、入所者数としてはそう大きな変更はございません。ただ、先ほど申し上げたように、一月のうちの前半の上半期の、一月の多い額の月の数字を基礎として後半部分を半年分見込んだために、数字が大きくなったということでございます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 このサービスを幾らで見込むかというのは、介護保険料にはね返ってくる。3年ごとの見直しですから、そう単年度ごとに保険料がくるくる変わる話ではないんですけれども、やはりなかなか高齢社会も急速にスピードアップしてますし、利用する方々の体調とかということで、変化するっていうのは当然わかる話ですけれども、やはり一番、先ほど課長が言われた安全パイと言われておりましたけれども、やはり最高のところを計算して、こういうふうには予算立てをしていくっていう考え方に立っているんでしょうか。

○木曾弘美委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） まず、保険料を算出するのは、今、委員おっしゃられたように3年間の保険給付額を見込んで、そのうち65歳以上の方の必要な額を出して、被保険者数で割るというふうなことで、保険料は算出いたします。ですから、年度年度の予算の不用額によって、保険料が変わるというふうなことはございません。そういうことで、この予算の計上に当たっては、不用額が出ないぎりぎりの線で、やはり予算計上するのが当然とは思いますが、やはり執行する上では、若干の余裕も持っておきたいというのが現実でございます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ある一定、考え方としてはわかるんですけど、先ほど最大のピークのところをというような計算式というふうな考え方と言われておりましたけれども、そこら辺で安全パイというのはよくわかるんですけども、これからこの介護保険料を3年ごとに見直す中で、いかにサービス料を確定するかというときでも、これからそういう考え方に立って計算を起こされていくんでしょうか。

○木曾弘美委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 介護保険料の3年間の給付見込みについては、前年度、さらにその前の年の年度等の給付実績から伸び率等を想定して、その伸び率というのが被保険者の年齢構成ごとのサービスの利用状況等を細かく分析した中で、3年間の介護給付費を見込みますので、予算の立て方とは若干数値の見込み方が違うのかなと思っております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、先ほど話がありましたけれど、人数は3名程度ふえてるけれども、これだけ不用額が出たということになると、サービス内容が違ったということになるんでしょうか。

○木曾弘美委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 施設のサービスについては、基本的にはサービスの提供

の中身が変わるということはありません。ですから、介護度の変化によって、軽い人が多くなれば介護給付費は下がりますけれども、それにおいても大きな変化はないと思いますので、やはり見込んだ段階で、安全側の数字をややとり過ぎたというふうに分析しております。

○木曾弘美委員長　　すると、先ほど少し触れましたけれども、特別養護老人ホームなり、新しく施設ができたりいろいろしてるわけですがけれども、いろんなところの待機者というのは、今どういうふうな状況になっているのでしょうか。

○木曾弘美委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫）　　特別養護老人ホームについては、本年の6月1日現在の調査によりますと、市民の方で165名の方が待機者としていらっしゃいます。あと、老健施設については待機者はありません。それから療養型についても待機者はいなかったと思います。

○木曾弘美委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　この数は、今言われた165名というのは、いろんなところに申し込みしている人たちを重ねての数なんですか。

○木曾弘美委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫）　　今回、兵庫県が県下的に調査した数字でございまして、重複申し込みについては除いております。ですから、実数として165名いらっしゃるといふことでございます。

○木曾弘美委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　大きな数字で、このごろ働く女性もふえてきたり、本来、家族介護というのは家庭を守る者からしたら、本当に十分家で介護したいという思いが切実にあるわけですがけれども、なかなかそういうこともできないという物理的な条件の中で、施設に預けたいというふうな流れに移行しているように思いますけれども。これについての今後のあり方については、どういうふうにお考えなんでしょうか。

○木曾弘美委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 先ほどの165名の内訳を少し説明させていただきます。165名のうちの入所の必要性が高いと判定されている方が58名いらっしゃいます。また、入所の必要性が低いという方が83名。また、必要性が乏しいと判定されている方が20名。あと未判定というのが4名いらっしゃいます。そういう必要度ということからすれば、今言った数字でございます。この第4期の介護保険事業計画、平成21年度から23年度までの3年間に、特別養護老人ホームについては58床の整備ということで、計画をしております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、今、入所の高い方々が順調に行けばすべて入れるというような計画になっているようではございますけれども、入ればまたそれに伴う費用負担というの、大きなものがあるわけではございますけれども。今後の高齢化社会の中で、さらに需要が高まることもあるかと思っております。そういう需要が高まれば高まるほど、また保険料にはね返るといような悪循環もあるわけではございますけれども、やはりもともとの国の補助金が削られてきた中で、こういうふうな制度が出発してきてるわけではございますけれども、今後、介護保険のあり方そのものが見直しの対象になってくる時期が来てるのではないかと思いますけれども、平成21年度から判定の基準も大きく変わる中で、今までの受けられていたサービスが受けられないというような厳しい状況も生まれているようなんですけれども、担当者としても、この制度の見直しというのが必要というふうに理解されてると思うんですけど、いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 要介護度の認定の制度については、ことしの4月に改正されました。それについては、いろんな方面から意見が出てきて、厚生労働省もその見直しを図っていると。今、調査中ですが、もう方針としてはことしの10月1日から判定の72項目でしたか、そのうちの半分以上を、判定の仕方を旧の判定の仕方に戻すというふうなことも言っております。それらについて、今、調査員等についても説明会なんかが行われている段階でございますので、要介護度の判定については以前の状況に戻ると、ほぼ戻るであろうと今推測をしております。介護保険制度そのものについては、いろいろな意見があるのも事実でしょうけれども、やはり関係者等の関係業界等もございまして、それらの意見も反映しながら、また被保険者等の意見も反映しながら、よりよい制度

になればと思っておりますけれども、いかんせん私ども保険課としては、国の決められた内容で運営していくというのが使命ですから、国の方針に従って、事務方としてはそれを適切に運用していきたいと考えております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 介護保険制度が始まって10年になりますけれども、今言われたようにどんどん見直しがまだまだ続くというように、出発から、これも先ほどの後期高齢と一緒にすけれども、制度のあり方が問われてきたというような大きな制度でありますので、認定についても紙だけでなしに、現場の意見が主に反映されるということが最大限サービスの保障になるかと思っておりますので、今後のあり方も問われてくるというふうに思っております。大もとの国が変わらなければ、なかなか自治体の範囲というのは限られていると思っておりますけれども、その中でも最大限の努力をお願いしたいというふうに思っております。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第5号、平成20年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○木曾弘美委員長 挙手多数です。

よって、認定第5号は原案どおり認定すべきものと決しました。

12. 認定第6号 平成20年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定について

○木曾弘美委員長 次に、認定第6号、平成20年度南あわじ市訪問看護事業特別会計

決算の認定についてを議題といたします。ページは137ページから149ページまでです。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 訪問看護ステーションには、ここに書いてありますように、付属資料の207ページに、看護師、理学療法士、作業療法士の専門職というふうになってますけれども、今、この人数についてお伺いいたします。

○木曾弘美委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 現在、看護師が5名、理学療法士が1名、事務員が1名、合計7名になっております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それはもうこの20年度決算の時点で、そういう数でしょうか。

○木曾弘美委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 20年度末で申し上げますと、看護師が5名、理学療法士が2名、作業療法士が1名、事務員1名の9名でございました。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 広報で理学療法士さんが退職されたという記事が載っておりました。ですから、現時点のこの決算の時点で違うんですけれども。この理学療法士の位置づけというのは、何回も言ってますけれども、決算監査の中でも専門職による在宅療養サービスの充実に努められたいというふうに書かれております。退職に至った経緯というのは個人の問題等いろいろあるかと思えますけれども、この補充というか、どういうふうな考え方でこれから訪問看護ステーションを臨まれてくるんでしょうか。この実績を見れば、たくさんの方が行われているようですけれども、そこらに影響が出てくるのではないかと思います。

○木曾弘美委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 3月末付で作業療法士、そして4月で理学療法士ということで、お二人の方が退職されました。この訪問看護ステーション、訪問看護そのものの淵源をたどれば、介護保険制度の前からこういった形での取り組みをしてきたわけですが、当時のスタート時点から見ますと、脳卒中等でもって自宅に帰ってこられる方々に対する、そういう日常生活が残された機能を生かすというようなことの部分で、看護師が行き、そしてまた場合によって理学療法士が、あるいはまた作業療法士がといった形で行っていました。介護保険制度が始まって、もっぱら高齢者に対するそういうサービス提供といった形で主になってきておるところで、もちろん地域の訪問看護としての位置づけもしておるところですが、そんなこともありまして、今、民間でこういった訪問看護サービスそのものが介護保険で行うのが非常に厳しいと言われている中で、本市はずっと続けてきておるわけですが、今回、専門職という形の方々がお二人退職されたわけですが、お一人の理学療法士、そしてまた今民間で理学療法士としてたくさんの専門職を抱えている事業所もございまして、そこらと連携をしながら現在進めておるところでございます。これらの状況を見きわめながら、今後もこの形を続けていくのか、あるいはまた場合によってそういった理学療法士を採用するのか、今後、検討をしていきたいと、このように思っておるところでございます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、今までこの方々で受けられていた方というのは、どういうふうなことになっているのでしょうか。

○木曾弘美委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） それまで訪問看護ステーションが訪問しておりました利用者の方については、民間の事業所の方から訪問に行っていただく。あるいは通所できる方は通所して、そのリハビリを受けていただくなどで、現在、全員の方に対してそういうふうな移行を行いました。現在のところ、新たな利用者についての待機者はございません。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 民間のところではこれまでの方々を対応しているという話でありましたけれども、今後このニーズがふえてくるのではないかと思うので、ここにも指摘されているように、やはり採用というような方針でぜひ臨んでいただきたいと思うんですけど、い

かがでしょうか。

○木曾弘美委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 介護保険サービスは介護のサービスを必要とする方に、必要なサービスを提供する。そういったプランを立てるのが介護支援専門員であります。介護支援専門員が、この人にこういう1つのプログラムの中で、この人にはこれらのサービスとして、理学療法士を必要とするサービスが提供できるという形をとればいいわけでありまして、市が必ず理学療法士を派遣するといったことは、必ずしも必要とされるものでございませぬので、ある意味でこの方に必要なサービスを適切に提供していくためのプログラムを組む、それがケアマネの仕事でもございます。そういった意味からしますと、その方にサービスが提供できれば、それで本人のニーズの目的が達成できるわけでございますので、そういう意味からすると、必ずしも市で理学療法士は置かなければならないといったものではないということについては、ご理解をいただきたいと思ひます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それはわかっております。ただ、先ほど課長か部長か言われたかと思ひますけど、これは訪問看護ステーションというのはなかなか民間が手を出しにくい。出しにくいというのは、なかなか利益につながらないというところにも、大きな原因があるのではないかと思ひております。それをクリアするために、市がフォローするという立場で、訪問看護ステーションを立ち上げたというふうに思ひておりますので、そこら辺の充実というのは、監査委員の指摘にも書いてありますので、ぜひその立場で臨んでいただきたいということを申し上げておきます。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木曾弘美委員長 質疑がございませぬので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木曾弘美委員長 異議がございませぬので、これより採決を行います。

認定第6号、平成20年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定について、原案どおり認定すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○木曾弘美委員長 挙手多数です。

よって、認定第6号は原案どおり認定すべきものと決しました。

説明員の入れかえのため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時28分)

(再開 午前11時35分)

13. 認定第10号 平成20年度南あわじ市サイクリングターミナル事業特別会計決算の認定について

○木曾弘美委員長 再開いたします。

次に、認定第10号、平成20年度南あわじ市サイクリングターミナル事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。ページ204ページから220ページまでです。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第10号、平成20年度南あわじ市サイクリングターミナル事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○木曾弘美委員長 挙手多数です。

よって、認定第10号は原案どおり認定すべきものと決しました。

14. 認定第11号 平成20年度南あわじ市慶野松原海水浴場特別会計決算の認定について

○木曾弘美委員長 次に、認定第11号、平成20年度南あわじ市慶野松原海水浴場特別会計決算の認定についてを議題といたします。ページは221ページから233ページまでです。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第11号 平成20年度南あわじ市慶野松原海水浴場特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○木曾弘美委員長 挙手多数です。

よって、認定第11号は原案どおり認定すべきものと決しました。

15. 認定第12号 平成20年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について

○木曾弘美委員長 次に、認定第12号 平成20年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。ページは234ページから255ページまでです。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

長船委員。

○長船吉博委員 酪農さんが新工場という話があったんですけども、今、中止というふうなことで。その後、一応今、企業誘致として活動しておると思うんですけども、その状

況、今の状況はどういうふうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○木曾弘美委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 企業誘致課、北川でございます。よろしくお願いいたします。

酪農さんの予定していた区画は、ほかの区画に比べまして面積が広いものですから、なかなか今、企業誘致といいましても難しいところもあります。しかしながら、今、二、三交渉しているところもございますので、何とか契約の方へ持っていけるよう、頑張っておるところでございます。

○木曾弘美委員長 長船委員。

○長船吉博委員 もし可能であれば、分割してとか。いろんな形をとって、やはりこの土地を早急にできるだけ処分していただきたい。一般質問でも言ったんですけども、志知高校の跡も含めて、鋭意努力していただきたいというふうに思っておりますので、頑張ってください。

以上です。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行いたいと思います。

認定第12号 平成20年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○木曾弘美委員長 挙手多数です。

よって、認定第12号は原案どおり認定すべきものと決しました。

16. 認定第21号 平成20年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定について

○木曾弘美委員長 次に、認定第21号、平成20年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定についてを議題といたします。決算書は別冊となっております。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行いたいと思います。
認定第21号 平成20年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○木曾弘美委員長 挙手多数です。
よって、認定第21号は原案どおり認定すべきものと決しました。

17. 認定第20号 平成20年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定について

○木曾弘美委員長 次に、認定第20号 平成20年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定についてを議題といたします。決算書は別冊となっております。
これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第20号 平成20年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○木曾弘美委員長 挙手多数です。

よって、認定第20号は原案どおり認定すべきものと決しました。

説明員の入れかえのため、休憩いたします。

昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時からいたします。

(休憩 午前11時44分)

(再開 午後 1時00分)

18. 認定第7号 平成20年度南あわじ市公共下水事業特別会計決算の認定について

○木曾弘美委員長 再開いたします。

次に、認定第7号、平成20年度南あわじ市公共下水事業特別会計決算の認定についてを議題いたします。ページは150ページから171ページです。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 もう簡単にいたします。公共下水道の関係で事業成果の方で実績報告書の214ページ、1年以内また2年以内の早期接続奨励金というのがありますけれども、これは対象件数に対して何割ぐらいの率で、この早期接続奨励金というのが出されているのでしょうか。

○木曾弘美委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長(喜田展弘) 下水道加入促進課長の喜田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

早期接続奨励金、交付要綱に基づきまして、今回この公共下水事業におきまして、1年以内が3万240円、1年を超えて2年以内、1万5,120円ということで交付させてもらっています。それで、これにつきましては公共下水道で1年以内が180件、それと2年以内が76件ということで、今回、供用開始が571件ございまして、44.8%の方が奨励金の対象となっております。

以上です。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは1年以内、2年以内合わせての数字でしょうか。

○木曾弘美委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） はい、そうです。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 約半数弱の方が、こういう奨励金を活用して下水道に入っているという話でしたけれども、入るに当たって家を新築した場合は当然区域内ですとすぐに入ることがあると思いますけれども、既存の住宅の場合、やはり住宅を改修しなければならない。いわゆる水洗トイレに改修しなければならないというところも数多くあると思いますけれども、そこら辺でどういう状況であれば加入率が高いとかいう調査もされてるのではないかと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） その件に関しまして、実はことしの5月から接続検査の際に、済んだところで、ちょっと関係者の方に接続の理由のアンケート調査を、ことしの5月から始めまして、その結果なんですけれども、今トータルで179万ちょっと、アンケート調査の対象なんですけれども、そのうち新築が39件、新築したからこの際、下水道につながりましたというのが39件ございます。それから、次に多いのは水洗化したかったということで、くみ取り便所の方が30件ございます。あともう一つ多いのが、一部リフォームということで、これが28件ございます。あとちょっと市役所に頼まれたとか、業者に頼まれたとかいうふうな結果が出ております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 新築ですと、区域内ですと当然下水道に入ると思いますがけれども、既存の住宅ですと、水洗化、リフォーム、同じような話かと思えますけれども、約60件近くの方々が家の改修とあわせてというのが多いかと思えます。それで、これまでも幾度となく話が出ておりますけれども、くみ取り便所を水洗にするときには、100万円近くかかるか、いろんな便器の状況があつていろいろですけれども、そこら辺のお金の負担というのが大きいものがあるかと思えますけれども、そこら辺では住宅リフォーム制度とセットにこれを水洗化を推進していくといえ、さらにテンポが上がってくるのかなというふうに思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） 市の制度としまして、今、水洗便所改造等資金の利子補給ということで、改造を対象に利子の一部を補給するという制度がございます。あと、上下水道部に関しては、こういった制度で対応されてもっております。以上です。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 利子補給は旧町時代からそれぞれの町であったと思えますけれども、今、金利がすごく安い中での対応ということになっておりますけれども、やはりある家庭で水洗に切りかえたいけれども経費が高くつくというところで、戸惑っているおうちもよく話を聞きます。そういうところでは、そういう住宅リフォームとセットに市が助成していけば、さらに水洗化が進むのではないかというふうに思うんですけども、やはり一歩踏み出す、二歩踏み出すという施策の中で加入率の促進というのが、一歩早まるのではないかと思いますけど、その点いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） この下水道、敷地の中の排水工事ということで、ちょっとそれは人の資産になりますので、そういった今のところ全国的にも、ちょうど全国で1カ所、何か推進するのに幾らか補助金を出していると。市が1カ所ということを知っておりますけれども、全国的に見て、今現在つないでおられる方もおりますので、途中でそういった制度をつくるかというのもちょっと不公平になりますし、ちょっと資産にな

りますので、そこはちょっと制度をつくれなと思います。

以上です。

○木曾弘美委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 上下水道部の津谷です。

今のご質問なんですけども、一般的にリフォームの部分と一体的に利用していただいても結構なんですけど、上下水道部として利子補給が扱えるのは、そのリフォームの部分の水洗化の部分の工事費、これが利子補給の対象になります。ですから、リフォーム全体を上下水道部の利子補給の対象にするというのは、これはちょっと困難があるかと思えます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、その利子補給の利用者、利用率というのはどの程度になっているんでしょうか。

○木曾弘美委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） これは工事の説明会とか、あるいは供用開始の事前の説明会等で、その制度も十分に説明をしておりますが、ほとんどないのが現状でございます。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今現状、先ほど申し上げたように、今利子が大変低い中での対応ということで、余り受益者の方々にとってはメリットが少ない中で、やはり利用率がほとんどないというわけです。ですから、やはり踏み込んだ形の改善策、市の援助策がなければ厳しい話になるかと思えますけれども、1つの手だてとして一度考えていただきたいというふうに思います。

○木曾弘美委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 実質今、金利が非常に安いので、この制度自体が4%以内ということなので、実質無利子になるわけなんです。ですから、利子が安いからというよりも、ほかに要因があるように思います。いわゆる借りることに對しての抵抗感のような感じがいたしております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 繰り返しになりますので、さっき全国の例もあるという話でありましたので、そこら辺で事業者を支援するという意味合いもありますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 資料の方で215ページの方で、広田処理区とか津井処理区、ずっと8番まで福良処理区まであるんですけども、これの接続数を教えていただきたいんですけども。

○木曾弘美委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） 先ほどのお答えですけども、公共下水道事業の広田処理区からちょっと報告いたします。ことしの21年3月31日現在ですけども、まず広田、412件、50.3%。津井、114、34.4%。市・榎列、533、44.3%。八木・榎列、221、36.4%。神代、297、36.4%。阿万処理区、1,135、64.3%。次、賀集処理区、897、60.5%。福良処理区、594、55.9%。
以上でございます。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 押しなべて平均でまだ40ちょっとぐらいかなと思うんですけども。確かに処理区の接続率を高くせなったら、維持管理費がペイできないと前に聞いてるんですけども。これが80%以上に持っていかなければ、なかなかペイするところまでいけないということだったと思うんですよ。本当言うたら100%でペイなんですけれどもね。実質、その後の今からの残りの30%ないし40%をどういうふうにとっていく、接続をどういうふうにとっていく計画か、お聞かせ願いたいと思います。

○木曾弘美委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） 今後の計画なんですけども、まずその前に、最近大変世界的に不況の中で、こういった国、県とか緊急的な対策をしておりますけども、市

民にとりましては今、生活費が優先しますので、そちらの方へお金を使って、ちょっとなかなかスムーズに接続といたしますか、いかないような状況でございます。それで、今後の計画としましては、市の下水道事業中期経営計画といたしまして、平成19年3月に策定しました計画に基づきまして、供用開始の年別の加入の目標率をこしらえまして、それに基づきまして、ここの地区はあと何件とかというふうな目標を設定しまして、ちょっと今後一生懸命接続の加入促進にまいりたいと思っております。

以上です。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 その計画に基づいてやけども、数件の年に加入するぐらいやと思うんですけれど。実質今、百年に一度の不景気ということなんで、これすぐには解決しませんよね。しかし、処理区については、処理場については施設については機械が傷んでくるわけなんです。10年に1度、また15年に1度のいろんな機械類を交換せんなんと。その交換するための経費は、やっぱり住民全部に振り分けるわけでしょう。それとも、この受益者だけに振り分けてるんですか。

○木曾弘美委員長 下水道課長。

○下水道課長（山崎昌広） 下水道課長の山崎と申します。

今、委員ご質問のありました維持管理の方だと思うんですけれども、それについてはやはり委員おっしゃるように、それなりにポンプ云々は、やはりどうしても長年もちません。それで、それを改修するにはやはり使用料の徴収といったことが大事なんですけど、それが少ない場合には、やはり補てんをしなければやっていけないのが実情でございます。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 ということは、やっぱり補てんするということは、みんなに税金がかかってくるわけで、結局は利用してなくても税金がかかりよるねんやということは、まだ接続してない方にしっかりと訴えていかなければ、これが接続の加入率を高めるということは、ちょっと不可能やと思うんですよ。何で接続せえへんのかということで、あなたにもつこてなかつても税金はこの負担金がかかってるんですよということを、もっと強くやっぱりアピールすることが、加入率を高めていく1つの要因やと思うんです。ただ、勧めに行くだけじゃなしに、その辺も説明しているかもわかりませんが、私の思うのに

は、やっぱり低いところ、34%、36%が低いところなんですけれども、この辺をもう少し加入率を高めていけば、平均的にはレベルアップするんじゃないかなと思いますので、そこら辺のいろんな資料をもって加入促進に伺ってもらいたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 処理場がたくさんあるので、メンテナンスの費用というのがたくさんかかると思うんですけども、その辺の経費について何か20年度節減とかに対する努力というのは、何かされていますか。

○木曾弘美委員長 下水道課長。

○下水道課長（山崎昌広） この公共下水道の関係、今現在8処理区ということでセンターの方は動いております。それと、今後23年3月には松帆湊、今建設中ですが、その処理区が新たに加わるというふうなことで、やはり委員のおっしゃるようにならざるに経費を要するんですけれども、今、県の維持管理の検討委員会の方にも、ちょっとそういった維持経費の削減というようなことで話題が上がっております。それで、合併してから、やはりこの市内での数が多いというようなことで、できるならば、公共とは限らないんですけれども、そういったもう少し小さい規模の処理センターにつきましては、何らかの形で合併なりというような、そんなことができないかなと、そういうようなことが今検討されているところでございます。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、回答の中でいただいたんですけど、旧町時代からの計画の中で、それぞれの処理区がごっつい隣接しておるというふうな場合を見受けるんですが、これについては耐用年数等いろいろあると思うんですけど、将来的には1つに見直していくということは、財政なりの運用とかの中で可能なんでしょうか。

○木曾弘美委員長 下水道課長。

○下水道課長（山崎昌広） 実際この公共でなしに農業集落排水とか、またコミプラの関係、そこらで公共なりに接続できると思われるような箇所が幾らかはあると思います。それで、まだよそではそういう推進はないんですけれども、今後やはり考えていかなければ

ばならないかなと。それが経費の節減になるのではないかと考えております。

○木曾弘美委員長　　今、現場の方はそういう話の問題、課題を持ってきているというのを聞いたんで、ちょっと安心したんですけど。やはり、財政の方で長期の計画の中で、そういうことでシミュレーションしてみるというのは大事だと思うんですけども、そういう起債とか、起債の償還とかを含めて、そういうふうな部分についての検討と言うのを、財政当局もしてほしいと思うんですが、そういう部分について多少でも検討を今されておるかどうかが伺いたいですけど。将来的なことですけど。

○木曾弘美委員長　　下水道課長。

○下水道課長（山崎昌広）　　まだそこまで私の方は財務の方とは話はしておりませんので、やはり適正化法とかそういった関係もございますので、ちょっと先になるかなと、そういう気がします。

○木曾弘美委員長　　原口委員。

○原口育大委員　　ぜひ長期でやっぱり解決せないかん問題やと思いますので、じっくりそういう計画にも取り組んでほしいというふうに要望して終わります。

○木曾弘美委員長　　北村委員。

○北村利夫委員　　武田委員からも指摘があったんですけども、接続率を高めるために、いわゆる具体的なことを何かしてるのかなということなんですけど。目標を立てているという話なんですけども、監査委員からもそういう指摘、具体的なものを提示しなさいというようなことを書いてあるんですけども、ここはどのように受けとめておられるのか。

○木曾弘美委員長　　下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘）　　下水道加入促進課において、ことしに関して1つ考えておりますのは、啓発運動をちょっと頑張ろうかなと考えております。それで、その中でこのたび6月から7月にかけて市内各17小学校の小学4年生を対象に、ゲストティーチャー制度というのを活用させていただきまして、下水道出前講座というのをちょっとさせてもらっております。対象も500人程度で、環境の大切さとか、それで最後に子供さんなんですけども、おうちに帰って家族の方に下水道の接続を推進ということで、ちょ

っとさせてもらっています。それから、市内の各、にぎやかな目立つところに、のぼりは去年からちょっと立てておりますけども、今回、テント地で横断幕をつくりまして、それもちょっと設置して、市民に呼びかけといいますか、そこら辺をちょっと突こうかと思ひまして。それと、あと今回ちょっとパルティにおきまして推進運動を兼ねましてティッシュの配布をしたり、そういうようなこともちょっと重点的に。それともう一つ、今月の末に下水道接続大会といひまして、ちょっと市内の指定業者220業者ぐらいおりまして、関係の業者とともに推進もどうかと思ひまして、接続推進大会というのをちょっと計画しております。あと、基本的には、やはり根気強く戸別訪問によりまして推進するというのは、もう基本的な考え方でございます。

以上です。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ケーブルテレビ等でもやっておられるということなんですけれども。成果というのはなかなか見えづらいと思うんですけども、やっぱり上がっているというふうに思っておられますか。

○木曾弘美委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） 今回の戸別に回ったところで接続の申請が出てきたり、成果、余り目に見えないんですけども、何か申請が上がってきまして、ちょっと成果があるのかなと思っているんですけど、まだこれがなかなか、それと考えず一生懸命推進していきたいと思っております。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 この事業も企業会計の方に移行すると。もう4月1日から移行しているわけなんですけども。移行することによってどういうメリットが出てきますか。

○木曾弘美委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（松下 修） 失礼します。企業経営課の松下でございます。よろしくお願ひします。

企業会計に移行することによってなんですけれども、一番大きく違うのが減価償却費とかそういうようなところ、今まで目に見えていなかったところも見るようにしております

し、それとあと総務省とかも企業会計に移行しておることとしてないところを、差別化するようにも聞いております。それと、きめ細かな企業会計にすることによって、会計の透明化が見られるようになると思っております。

以上です。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 大きく違うのは減価償却費。ただ減価償却やねんけども、この事業が利益が出ればいいですよ。出えへんかったら減価償却というのはどうしていくんですか。

○木曾弘美委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（松下 修） 下水道事業は、今のところ利用料で維持管理費とか全部賄えるような事業ではないように今思うんですけれども、将来的にも適切な使用料金とかを見据えるためにも、企業会計にすることが必要じゃないかと思っております。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 使用料だけで全部賄うとなったら、今の料金体制は大分、倍も3倍もせないと間に合わないんじゃないかなど。先ほど武田委員からも何十パーセントやったらいくんやという話やけど、100%これいったって、恐らくプライマイゼロにはなれへんやろなというふうに思うんですけれども、どのように考えておられますか。

○木曾弘美委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（松下 修） 維持管理費とかにつきましても、先ほども下水道課長が申しておりましたように、委託料とかの考えもいろいろ複数の処理場を入札することによって、安価に抑えたりもしておるんですけれども。また、下水道につきましては、高資本費とかいうものもございまして、その補助金とかをもらうのにも昨年ですか、官公庁料金の調整とか、あと下水道早期接続したときに、当初基本料金の減免制度とか、こういうふうな制度もあったんですけれども、これを報償金制度に変えまして、一般の住民の方には迷惑をかけないように料金の単価を上げまして、高資本費とかの上がるような努力もしております。

以上です。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いろいろ言われてるんですけども、減価償却できる体制の体力ある企業やったら問題ないんです、これ。その体力がほんまにつくような体制になるんですかということを知っているんです。

○木曾弘美委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 現実的には、今の接続率55とか56の段階では、いわゆる使用料の回収率というのが全体で見ても20年度決算では95とか96%程度です。これは4つの事業を合わせたのトータルなんです。公共事業だけを見ますと120とか130%、いわゆる人件費を含めた施設の運転管理費を賄える状態には今なっておると。全体で見たらまだ95やということで、いわゆるこれは減価償却費を見てませんので、それを見ますと大変な数字が出てきます。いわゆる減価償却費というのは、現金の支出を伴わないものですので、数字的には欠損金としてずっと残っていきます。今、一般会計から補てんされておるのは、整備の部分プラス使用料で賄えない施設維持費の部分を、補助金として企業会計ではいただく形になっております。ただ、現金を伴わないといながらも欠損金として残る、こういう数字を示すことによって、理解をより深めていこうというふうな考え方でおります。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる欠損金という形につながっていくんでしょうけども。ただ、これ償却せえへんかったらゼロのままいけるわけですよ。そういう考え方もできるんじゃないですか。

○木曾弘美委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 先ほども課長の方から言いましたように、使用料を上げるというのは最終の手段というふうに考えています。それまでに、例えば公共施設の使用料の改定であるとか、あるいは高資本費を獲得できる状況をつくっていくとか、あるいはさらに今、国の方が進めてます企業会計の移行をすることによるメリット、優先的に扱おうという、こういう動きがありますんで、それらを受け入れる態勢をまずつくっておく必要がある、こういう考え方で企業会計に移行しております。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 新しくつくって、はい、そっから来年から企業会計ですよというんやなしに、今までの累積があつて企業会計に移行するということですから。企業会計になったら、今までのやつは上積みして、それはゼロから出発するんですか、これ償却は。

○木曾弘美委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 今までの資産を全部洗い出して、それまでの分を償却した現在の価格を出しての資産、それから減価償却を出してきております。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、今までも50%をもう償却してますよとなった後の50%の償却でいくということですか。

○木曾弘美委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 評価時点では経年は考慮しております。補助金についてもみなし償却という形をとっております。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 それこそいいようには思うんですけども、ただ償却していくというのはどういう考え方でしていくかいうたら、次の投資に対してためておくということやから、もう次の投資に際しても半分ないよということから始まるんですよ、これ。ということは、また借り入れせないかんことが出てくる。それがまた料金にはね返るということから、利用料金がどんどん上がっていく可能性があるんですけども、これはどのようにお考えですか。

○木曾弘美委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 利用料金、当然、企業会計単独で考えないかんわけなんですけど、そうでなしに今はそういう数値を見ていただく、公表することによって理解度を深めていこうという努力を優先的に考えております。

○木曾弘美委員長 北村委員。

○北村利夫委員 その数字を見せることによって、あっこれは大変やなど、値上げやむなしやなどというふうに使われるというのが一番危惧するわけなんですよね。そやから、もちろん今の料金のままでは多分やっていけないだろうと。やっていかれへんようやったら補てんせなしょうがないという形なんですけども。その分をいかに段階的に長期で上げるかということになってこようかと思うんですよね。

○木曾弘美委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 結果的にはそういうことになるんですが、ただ今の整備率から考えたときに、その時期的なものがいかにかなという感じもしながら、あらゆる施策を先に取り入れる状況をつくって取り入れる方を、優先すべきやという考え方でおります。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第7号、平成20年度南あわじ市公共下水事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○木曾弘美委員長 挙手多数であります。

よって、認定第7号は原案どおり認定すべきものと決しました。

19. 認定第8号 平成20年度南あわじ市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

て

○木曾弘美委員長 次に、認定第8号、平成20年度南あわじ市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。ページは172ページから186ページまでです。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

武田委員。

○武田昌起委員 付属資料の農業集落排水事業特別会計の経営健全化の審査意見書の中に載っておりましたけれども。繰出金として3億1,924万1,000円が支出、一般会計から支出されているということなんですけれども。これは毎年こういったことで一般会計から支出はされておるのでしょうか。

○木曾弘美委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（松下 修） 毎年一般会計から繰り出しをしております。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 ということは、毎年この赤字が出てるわけですよ。これもやっぱり下水処理と一緒に、どうしても100%いっても、今、北村委員が言うたように赤字が出るのでしょうか。

○木曾弘美委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（松下 修） 100%いっても、去年の決算審査でも同じような質問があったんですけども、今、農集ですけども、漁集の沼島なんかも100%接続してるんですけども、維持管理費とか汚泥の関係でいえば、汚泥まで含めたり、また職員の給料まで含めると、やっぱり使用料では賄えないかなというところでございます。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 市がやる事業ですから、企業会計に移ったからというて、僕もどういふふうになるのかというのはあんまりわかりませんが、ただ普通の市民からすれば、僕は一応市民の立場で考えておるんですけども、100%事業費と収入と100%

入っとるのに、何でそない赤が出るんやという疑問を1つは思うわけです。これは給料が高いんか、それともきちっと最初から戸数を考えてやった事業なんか、その辺をやっぱり一般住民は考えるわけですよ。

そこら辺で事業として赤を覚悟の上でやっているんかというのを、やっぱり住民にちゃんと最初から説明してるんかどうか。そやから今回のこういうふうな農業集落排水にしたって、個別のタンクみたいなんで処理する、そういうふうな方が、最初からはその方がよかったんじゃないかなというような考えもあるわけなんですけれども。そこら辺での、最初の段階できちっとそこまで計算した上でやった事業なんかどうかを、ちょっとお聞かせをお願いしたいと思います。

○木曾弘美委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 今の公共下水、農業集落排水、漁業集落排水、コミプラ事業、この4つにつきましては、旧4町の時代に各町の生活排水処理計画というのをつくりました。これが平成4年前後だと思います。そのときに、いわゆる集合処理区域と個別処理区域というのを、多分費用計算もしながらやったんやと思います。そういう形のもとに旧町の段階から、その整備事業をずっと引き継いできております。ある意味、その辺で多分試算的に、要は国の認可を取る上でも、そういう試算はされておったと思います。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 計画的にはそのときにはプラマイゼロになるという段階でのことだったかもわかりませんが、今現在はこないして100%、漁集にしたってやっても、なおかつ赤が出ていくということでございますので、ここら辺のやっぱり税金を厳しいに考えている、払っておる人の立場におきましては、本当にそれが全部の加入しとって、しとらいでも、それが全部自分の肩にかかってきてるんやということを、やっぱりある程度、もう少し考えて、一般財源からこれはしょうがないねんけど、一般財源からの補てんをお願いして、少しでも税金を安く抑えていくために努力はしてほしいなと思います。もう今さらやめとは言われへんのでね。

○木曾弘美委員長 市長。

○市長（中田勝久） 市長の中田です。初めて発言させていただきます。

旧町の話も少し出ましたんで、私も当初からはかかわっておりませんが、当時はやはり生活環境、すなわち環境整備がいかにこれからの日本、世界的に大事であるかということ

で、それぞれの省庁、すなわち縦割りであった事業、公共事業は当時の建設省、それから農集、それから漁業排水、これは農水省、コミプラは厚生省というような縦割りで早くそういう整備をしようということで、どこの市町も取り組んだ事業です。当然、今、委員おっしゃられたように、採算のそういう数字は出していたようです。何とか先ほど来、委員の皆さんからお話しがあったとおり、当然これは利用料、使用料ですべてが賄えるというのが原則です。減価償却はむろん、それをちゃんとできるということも原則です。しかし、今の加入状況なり当初の、当時、三原町の場合、公共下水全部整備しても150億という計算でした。ところが、実際、その後の全部の私、数字は確認しておりませんが、プラス200億ぐらいかかったと思います。それぐらい投資金額の当初の計画から移動ができたということで、非常にこれ、税金を投入するということは大変なことですが、今、CO₂の話に少し似たようなところがあるんでないかなと。CO₂をいかに世界的に、また日本の役割としてそれをちゃんとするには、すごいお金、業界も国もかけられないかなと。

そやから、これ下水道の整備ができたんで、私はあちこちに行って聞きますと、今までボウフラがわいたり、非常に汚い感じでおおいがしたり、そういうのが結構なくなったという話は聞きます。それから、トイレなんかも、都会から子供が来たときに、昔式のトイレやったら、もう田舎に来て、おじいちゃん、おばあちゃんのところに泊まるのは嫌やという話も大分なくなってきたということもあります。ですから、基本的には今お話し申し上げたとおり、使用料ですべてが進むと。それから今後、先ほど課長からだったかいろいろ統合の計画もしていく、これちょっと時間かかると思いますが、今、民主党もいろいろそういうことには前向きやと言うてます。しかし、過去はそうでなかったんです。もう完全にエリアを決めて、省庁ごとに分かれた場合は、なかなか書類を出しても受け付けてくれません。ちょっと拡大するのでもかなりな要素をつけないと、それをオーケーを出してくれなかったということですが、今後はそれは結構変わっていくんかなと思いますので、できるだけ今、ご質問等々があったことについては、対応できるものからしていかないかん事業であるというふうに思っています。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 市長、ありがとうございます。今、くみ取りで、10人槽で大体年間に3万円弱でくみ取りを行っております。これが水洗のこういうふうに接続した場合に、年間で約倍、6万から7万の費用がかかるということですので、ここら辺でのくみ取りと、そないさほど変わらない程度の徴収金額であれば、加入率もかなりふえるんじゃないかなとは思っています。そこら辺での一般会計からどれだけ補てんをできるんか、そこら辺の検討もしていただいた上で、少しでも接続率を高める計算を努力を考えてほしいなと思っております。

以上です。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 農集については、工事というか全部整備ができて、あとは接続だけかと思うんですけど。ということは、接続率を考えると分母というのはほぼ固まっていると思うんですけど、今、接続率は幾らなんですか。

○木曾弘美委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） 今、農集の関係ですけども、接続率が21年3月31日現在で50.0%となっております。
以上です。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 処理区によってかなり年数が経過してきておると思います。そうすると、かなりもう行きつくところまで加入が進んだかな、というふうな感じを受けたりする部分もあるんですけど。そこら辺、それぞれの処理区で経過年数と現在の接続率というのは、どういうふうになっていますか。

○木曾弘美委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） まず、供用開始年月日、平成14年4月の長田処理区ですけども、これが51.4%。それと、一番早い平成11年4月1日の伊加利処理区、ここは86.4%となっております。あと、平成12年4月1日の神道、65.3%。倭文掃守地区、平成11年4月1日、57.8%。それから、平成14年4月1日、三原志知、これが45.3%。それと平成18年3月31日、西淡志知処理区ですけども、ここが26%となっております。
以上です。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、一番高いのが伊加利で86で、これで10年ぐらい経過しとると思うんですけど。全体を見渡して加入率が低い要因とか、今後の重点的に接続、全

体にやっぱり高めていかないかと思うんですけど、接続の障害になっている要因というのは、先ほどの質問の中にもあったんですけども、農集の場合で接続率が思ったように上がってないようなところの要因というのは、どういうふうに把握されておりますか。

○木曾弘美委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） 先ほどの農集で一番低かった西淡志知の処理区なんですけども、ここにおきましてはちょっと最初の処理場の計画の段階で、ちょっと処理場の場所が変わったとか、そういう経緯がございまして、そういうことも過去にございまして、一部、非協力的な方といいますか、加入率が低いという原因があります。あと、こちら辺の数字もちょっと今後、考えながら今後、一生懸命推進に回りたいと思っております。

以上です。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 使用料及び手数料とか分担金の収入未済額というのがあるんですけど、水道料金でも収入未済というのはあると思うんですけど。これについての処理というか、扱いというか、水道をとめるというのはいり得ると思うんですけど、払ってくれないから何か処理、処罰というか、そういうことはあるわけですか。

○木曾弘美委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（松下 修） 実は納付書につきましては、上下水道同じように請求をしておりますので、ほとんどの方が水道代、下水道代、同じように口座振替をしてもらっておりますので、使用料とかの徴収率は99.8%ぐらいになっており、水道とほぼ同じでございまして。それで、使用料の滞納しとる方も、水道が給水停止になると、同じように下水道代も今のところ払ってくれておるような実情でございまして、水道の徴収率と下水道の徴収率はほぼイコールで移行しております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 使用料及び手数料が調定額で2,575万円。未収が205万円かと思うんですけど。これぐらいの率ということなんですか、ほかの水道等についても。

○木曾弘美委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（松下 修） ことは実は企業会計に移行する年でございます、3月31日で実は打ち切り決算をしております。5月31日現在に、決算のときにも監査のときとか報告しておるんですけれども、5月31日現在の徴収率を見ますと、もう水道代と変わらない数字になっております。

○木曾弘美委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、ことし旧西淡、南淡は水道料金を徴収の時期をそろえるのに2カ月分とかいう時期があったと思うんですけど、そうすると下水道の料金についても同じように徴収が行われるということになるわけですか。

○木曾弘美委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（松下 修） そうでございます。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
認定第8号、平成20年度南あわじ市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、原案どおり認定すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○木曾弘美委員長 挙手多数です。
よって、認定第8号は原案どおり認定すべきものと決しました。
審査の途中であります、暫時休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

(休憩 午後1時59分)

(再開 午後2時10分)

20. 認定第9号 平成20年度南あわじ市漁業集落排水事業特別会計決算の認定について

○木曾弘美委員長 再開いたします。

次に、認定第9号、平成20年度南あわじ市漁業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。ページは187ページから203ページまでです。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

武田委員。

○武田昌起委員 先ほどと同じく漁集の方の各施設の世帯数と加入率をお聞かせ願いたいと思います。

○木曾弘美委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長(喜田展弘) 処理区別に、丸山処理区、これが接続数は78、27.7%。次、阿那賀処理区、88、71.0%。伊毘、46、82.1%。灘仁頃、29、80.6%。沼島、558、100%でございます。

以上です。

○木曾弘美委員長 武田委員。

○武田昌起委員 今、比較したんですけれども、沼島で100%と。先ほどの答えでお聞きしました。これでもやっぱりまだマイナスが出てるということなんで、ここら辺でももう少し何とか一般会計からほり込むなり何なりして、本当言うたらこの100%で、ほんまペイできるように努力はしてほしいんです。よろしくお願いを申し上げます。答弁は結構です。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第9号、平成20年度南あわじ市漁業集落排水事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○木曾弘美委員長 挙手多数です。

よって、認定第9号は原案どおり認定すべきものと決しました。

21. 認定第19号 平成20年度南あわじ市水道事業会計決算の認定について

○木曾弘美委員長 次に、認定第19号、平成20年度南あわじ市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。決算書は別冊となっております。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 決算書の4ページを見ますと、営業収益と営業外費用がその他もろもろで当年度純損失が493万6,956円ということで、単年度では赤字決算となっているというふうに思います。それで、これは市のホームページからリンクしていったわけですが、すけれども、これまで水道料金、平均で4,510円というふうになっています、資料として出てきているのが。それが全国で163事業所があって、その中で955番目だというふうになっています。ちなみに淡路市が984番目ということで、大変高い水準にあるというのが、ホームページからずっとリンクしていけば出てくる数字なんですけれども。赤字決算を打っても、こういうふうに水道料金が高いという現実があるんですけれども。こちら辺についての改善策が、やはり求められてくるのではないかと思いますけれども、その点、いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（松下 修） 昨年は黒字決算でしたけれども、ことし490万円程度の赤字ということ、損失なんですけれども。決算監査のときにおきまして、使っていないような施設等の見直しをちょっと言い渡されまして、ことし除却資産ということで、台帳整理をもう一遍し直したわけなんですけれども、その損失が2,800万円ほどございまして、そのせいで赤字決算となっております。南あわじ市としましては、今、経営については適正な水道料金であると信じておりまして、この料金が適正であるから安定した経営ができているんじゃないかと思っております。

以上です。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 決算書の4ページに固定資産除却損というのが、今言われた部分になるかと思えます。これは、通常ベースの経費でないから、赤字決算になったという説明があったわけなんですけれども、この料金が適正というのは、経営状況の中では適正という判断されていると思うんですけど、先ほど言うたように、市民負担の点からいえば全国でレベルが低いというようなことになっているかと思うんですけども、経営上は適正に資産管理とかいろんなことをしとって当たり前の話なんですけれども、市民から見れば、大変高い水道料金という認識は持たれているんでしょうか。

○木曾弘美委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（松下 修） 今、委員申されましたように、水準的にはかなり高い位置にございます。我々、兵庫県の水準で前から見ておったわけなんですけれども、南あわじ市は兵庫県で3番目に高い金額でずっと推移しておりました。洲本市は18年度では兵庫県で10番目、淡路市は17番目の水道料金でございましたけれども、洲本市は今、4,935円という金額で、兵庫県で一番高い金額になっておりまして、南あわじ市は4,405円のままで来ております。淡路市は今、兵庫県で8番目の金額のところへ入っておるわけでございますけれども、水道料金につきましては、ご存じのように淡路、島という不利な地形でありまして、本土導水の導入という受水費等につきましても、かなり高いものでございますので、やっぱりいたし方ないかなと思っております。

以上です。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、考え方としてはもう高いのは仕方ないという話で、それは本土から明石海峡を渡って水が送られてくる、県水を買うというところで、水道企業団の経費も上乘せしていったら、それゆえにどうしても高くなるというのは当然の話かと思えますけれども、それに持ちこたえられにくい状況も出てきてるのではないかと思うんですけど、やはり手だてが必要でないかと思うんです。その点、いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 南あわじ市の水道料金については、20リューベ当たりでは13ミリで4,405円ということで、これは旧4町の大体低いぐらいにあわせたとします。その中で、経営努力によって何とか今の剰余金も持ちながらの経営が持続できておるのが現実でございます。実際、淡路地域という地域の特異性から水不足が従来からありました。本土導水によってそれが解消されたというのも事実であります。近年では断水というのがありません。

そういったことから、今の南あわじ市の水道料金の状況で、剰余金もありながら、ことは特異なんですけど、こういう損失を上げてますんで。本来であれば、ことしも黒字が計上できたかと思えます。こういった状況で何とか維持はできる。これもかなりの職員の経営努力、現場での努力も重ねながら、こういう状況が続けておるという状況でございます。将来的に本土導水についても、料金を下げる努力というのは我々は当然していかなければならん仕事だと理解しております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この水道関係については、単年度だけでなしに昨年と比べて少し状況が違ふんだというような説明があったわけですが、1億2,000万円一般会計へ入れるというようなことも行われておりますけれども、料金にかかわっていけば、来年の統合というのが、これまでも避けて通れないという話でいく中で、どれだけのメリット、デメリットがあるのかということも、具体的にまだまだ示されてない中で、どう判断するかということにもなってくるわけですが、一日も早く示していただきたいというふうに思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○木曾弘美委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 統合の問題につきましては、それぞれ段階的に決まった

状態、あるいは合意するような状況ができた段階で、それぞれ議会の方にお示しを、ご説明をさせていただきたいと思っております。

○木曾弘美委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この9月議会にある一定の方向性が見られるのかなど、タイムリミットの的に思ってたんですけども、そういう状況ではないようですので、今後、経過も含めて、ぜひ報告をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○木曾弘美委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第19号、平成20年度南あわじ市水道事業会計決算の認定について、原案どおり認定すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○木曾弘美委員長 挙手多数です。

よって、認定第19号は原案どおり認定すべきものと決しました。

以上で、本特別委員会に付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

9月18日の本会議における委員会審査報告について、どのようにしたらよいでしょうか。

(「委員長、副委員長に一任」の声あり)

○木曾弘美委員長 それでは、委員長、副委員長一任ということで、そのように取り計

らわせていただきます。

次に、本特別委員会は9月10日及び11日にも予定しておりましたが、本日で審査を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木曾弘美委員長 ご異議なしと認めます。

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

2日間にわたり日程はすべて終了いたしました。慎重にご審議をいただきまして、ありがとうございました。

新型インフルエンザも流行しておりますので、委員各位を初め執行部の皆様方には、お体をご自愛されますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。どうもお疲れさまでした。

(閉会 午後 2時24分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成21年 9月9日

南あわじ市議会決算審査特別委員会

委員長 木 曾 弘 美